

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、地方税事務で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

地方税事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に機密保護等の誓約書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税事務
②事務の内容 ※	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下「番号法」という。）別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税若しくは森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 【個人住民税】 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。 ③賦課決定等を行った内容について、納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査等の調査を行う。 【固定資産税・都市計画税】 ①償却資産申告書等を送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④価格の決定、修正及び賦課決定した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査、納税通知書送達先の調査等を行う。 ⑥各種申請の受付事務等を行う。 ⑦住宅用家屋証明書の交付申請に基づき交付する。 【軽自動車税】 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③市外転出者や死亡者について調査を行う。 【事業所税】 ①事業所税申告依頼状を作成し、送付する。 ②事業所税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④現況確認調査、未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。 【市たばこ税】 ①市たばこ税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③未申告調査等を行う。 ④各種申請書等の受付事務を行う。 【入湯税】 ①入湯税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③未申告調査等を行う。 ④各種申請書等の受付事務を行う。 【収納管理】 ①市税等の収入の管理を行い、過誤納金が発生した場合は、還付充当を行う。 ②督促状を作成し送付する。 ③口座振替依頼書を受付し、口座振替を行う。 【滞納整理業務】 ①納税相談、市税の徴収に関するものを行う。 ②滞納処分に関するものを行う。 【税証明・閲覧業務】 ①税に関する証明書の交付申請に基づき、課税（所得）証明、納税証明、評価（公課）証明・継続検査用納税証明等を発行する。 ②税に関する台帳の閲覧申請に基づき、固定資産課税台帳を閲覧に供する。

③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務事務システム
	1. 個人住民税機能 1月1日時点で大阪市内に住所がある個人及び大阪市内に事務所・事業所や家屋敷がある個人を納税義務者として、納税義務者に対し給与や公的年金等を支払っている者を特別徴収義務者として管理し、課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出された市・府民税申告書、国税庁から地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由して授受した確定申告書、特別徴収義務者から提出された給与支払報告書や公的年金等支払報告書等の情報を基に、納税義務者ごとの課税額を算出し、納税義務者及び特別徴収義務者単位で管理するとともに、扶養関係等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。また、課税額を決定する上で必要となる、生活保護の受給状況・障がい者手帳の交付状況、国民健康保険料や介護保険料の納付状況等の情報について福祉局等の住民情報系基幹システムからリンケージにより情報を取得し管理する。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。 2. 固定資産税(土地・家屋)機能 1月1日時点での固定資産(土地・家屋)の所有者を納税義務者、また当該固定資産(土地・家屋)を課税客体として、固定資産税及び都市計画税の課税業務を実施する機能である。法務局からの登記情報やその他実地調査による土地・家屋の情報や納税義務者、共有者等の情報を捕捉・管理するほか、土地・家屋の情報や路線価の情報、その他価格補正率等の情報を基に、課税標準となる土地・家屋の評価額及び固定資産税(土地・家屋)の課税額を算出し、管理する。なお、土地の評価額の基礎となる情報については、地理情報システムで取得した情報を固定資産税(土地・家屋)機能に連携する。また、家屋の評価対象としなかった資産情報について、固定資産税(償却資産)機能に連携する。さらに、納税義務者からの審査申出等による評価額の修正や減免等による課税額の異動を行うとともに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。 3. 固定資産税(償却資産)機能 1月1日時点での固定資産(償却資産)の所有者を納税義務者、また当該固定資産(償却資産)を課税客体として、固定資産税の課税業務を実施する機能である。事前送付を受けて1月31日までに納税義務者から提出される償却資産申告書(電子申告分(eLTAX)含む。)、またその他実地調査により、償却資産の情報や納税義務者の情報を捕捉・管理するほか、管理している償却資産の耐用年数や取得価額等に基づく課税標準額から課税額を算出し、管理する。また、納税義務者からの審査申出等による評価額の修正や減免等による課税額の異動を行うとともに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。 4. 軽自動車税機能 4月1日現在で大阪市内を定置場とする原動機付自転車、軽自動車(軽2輪を含む。)、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人を納税義務者とし、当該軽自動車を課税客体として課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出又は大阪府軽自動車税協議会等から送付された課税客体に係る申告書を基に課税客体の課税額を算出し管理する。また、所有状況調査等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。 5. 事業所税機能 事業所等において事業を行う法人又は個人を納税義務者として、課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出される法人等設立申告書や貸ビル申告書、固定資産税(家屋)との突合調査や実地調査を基に事業所用家屋の床面積等を管理し、同じく納税義務者から提出された申告書(電子申告分(eLTAX)含む。)の内容を基に課税額を管理するとともに、各種調査結果等に基づき課税額の変更を行う。また、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。 6. 収納管理機能 各課税機能から引き継がれた調定額に基づき、市税等の収納状況を管理するための機能である。各税目から調定額を引き継ぐとともに、収入報告書データ(納付情報等)を基に収入消込を行う。納付方法として、窓口納付(市税事務所、銀行等)口座振替、コンビニ納付、電子納付(MPN)(ATMやインターネットバンキング等を利用した納付)に対応している。また、過誤納金の還付・充当、未収金の発生に伴う延滞金の算出及び督促状の作成を行う。さらに、納税義務者等から提出された口座振替依頼書に基づく口座情報の管理、納税貯蓄組合に係る情報の管理を行う。未収金管理より督促状を送付した納税義務者に係る情報を滞納整理機能に連携する。

②システムの機能

7. 滞納整理機能

滞納になった納税義務者情報や各交渉記録及びその滞納処分等に関する情報を管理する機能である。収納管理機能から引き継がれた滞納者及び滞納者に係る未収金の情報を基に、滞納者に対して行った財産調査の結果、納税交渉の経過内容等を登録・管理する。また、滞納処分を執行する必要がある者を抽出し、滞納処分決議の結果を登録・管理する。滞納処分を実行しても実益がないと認められる者等を抽出し、停止や即時消滅の決議の結果登録・管理する。納付書、文書催告、差押に関する通知を行うための帳票、未納額明細、徴収金明細等を出力する。

8. 市たばこ税機能

大阪市内の小売販売業者に製造たばこの売渡し等をした卸売販売業者等を納税義務者として課税業務を実施する機能である。納税義務者からの申告書等の提出を受けて、提出された申告書の内容を管理し、各種調査結果や納税義務者からの課税免除申請に基づき課税額の変更を行う。また、決定した課税額について、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。

9. 業務共通機能

業務アクセス権限の制御、帳票印刷機能等、各機能を実現する上での共通機能を取り出し、それらを1つの機能として取りまとめたものである。

10. 宛名管理機能

他の機能にて使用する納税義務者の情報、また納税義務者の氏名・住所・帳票出力における送付先等を一元的に管理する機能である。住民記録システムの情報を基に、大阪市の納税義務者になる市民の情報を登録するほか、各課税業務における申告書の入力業務や調査に係る住所情報の入力業務等に合わせて送付先住所・電話連絡先等の情報を入力・更新し、納税義務者の住所(所在地)・送付先等を管理する。また、管理した納税義務者情報及び送付先住所・電話連絡先等の情報について、各機能と連携する。

11. 統計機能

納税義務者情報、課税客体情報、賦課情報、収納情報等の各種情報を基に、データの抽出・集計及び統計帳票の作成を実施する。統計機能の構築には、パッケージソフトウェアを適用する。

12. 基幹連携機能

税務事務を実施する上で必要となる電子申告情報及び国税連携情報等を外部システムと連携し、税務事務システムへ取込、又は税務事務システムから出力する機能である。個人住民税、法人住民税、事業所税、固定資産税(償却資産)における電子申告情報、その利用届出に係る情報、個人住民税の課税に係る確定申告書等の情報及び団体回付データ(配信)等を取り込み各機能に引き渡す。また各機能からブレ申告等データ及び団体回付データ(集信)を引き継ぎ、外部システムに出力する。

13. 税証明機能

証明発行の請求があった場合に、他の機能にて保有する情報を基に、証明書を作成する機能である。

14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム)

地方税共同機構が管理・運営するシステムであり、委託利用型として認定委託先事業者からのサービス提供を受けるものである。

主な機能は次のとおり。

(審査システム)

・個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者等から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税申告書等を受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。

・固定資産税: 固定資産の所有者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。

・軽自動車税: 軽自動車税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、申告書の提出期限の延長の承認申請書等を受領する。

・事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。

・市たばこ税: 市たばこ税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、市たばこ税の申告書等を受領する。

・入湯税: 入湯税の特別徴収義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、入湯税の申告書等を受領する。

(国税連携システム)

国税庁から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等データ、相続税法第58条通知データを国税庁に送付する。

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (住民記録システム、国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバー、統合基盤システム、地方税ポータルシステム (eLTAX)、市営住宅管理システム、保健衛生システム、保健管理システム (標準準拠)、大阪市証明書等コンビニ交付システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバーや端末に対し、ウィルスのパターンファイルの配布を行う機能 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、連携するシステム全て)
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報の受領を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 住民記録システム ）
システム4	
①システムの名称	大阪市行政オンラインシステム
②システムの機能	市税の還付請求手続き等をインターネットを経由して電子的に申請受付、審査、結果通知を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ LGWAN ）
システム5	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	個人市民税の納税義務者から、マイナポータル申請管理を通じて、個人市民税の申告書を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ LGWAN ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・他市町村、他機関と情報提供ネットワークシステムを介して税情報等を連携する。 ・個人の特定及び個人の宛名の突合における効率化と正確性の向上により、適正かつ公平な事務を行う。
②実現が期待されるメリット	(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・各種申請・申告等に必要添付書類(納税証明書等)を省略できる。 (2)行政事務の効率化と、より公平で正確な税負担の実現 ・市が保有する各種所得情報を番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や税の不十分な充当処理による還付等を効率的に防止・是正できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部管理課
②所属長の役職名	財政局税務総長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

別紙のとおり

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者・被扶養者調査対象者及び課税調査対象者等
その必要性	・賦課徴収事務における本人確認及び名寄せを行うため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するため ・5情報、連絡先、その他住民票関係情報:賦課徴収・調査業務に必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障がい者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、公金受取口座登録・連携ファイル関係情報:賦課徴収・調査業務に必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	大阪市財政局税務部、各市税事務所、市債権回収対策室、区役所(税証明窓口)

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民局、福祉局、こども青少年局) [○] 行政機関・独立行政法人等 (国税当局、軽自動車税協会、陸運支局、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁、出入国在留管理庁) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村・都道府県) [○] 民間事業者 (特別徴収義務者) [○] その他 (年金支払者)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム、マイナポータル申請管理、住民基本台帳ネットワークシステム)
	【個人住民税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙、地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム又はマイナポータル申請管理 ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム ・医療保険関係情報／年1回／入手方法は国民健康保険等システム ・障がい者関係情報／年2回／入手方法は総合福祉システム ・生活保護関係情報／年1回／入手方法は総合福祉システム ・介護保険関係情報／年1回／入手方法は介護保険システム ○入手元(行政機関・独立行政法人等) ・確定申告書等／提出を受けた都度／入手方法は地方税ポータルシステム(eLTAX)又は紙 ・年金特別徴収関係情報／月1・2回／入手方法は地方税ポータルシステム(eLTAX) ・出入国関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・在留カード関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・障がい者関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・地方税関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAX) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム ・戸籍関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ○入手元(民間事業者) ・給与支払報告書／提出を受けた都度／入手方法は紙、光ディスク等又は地方税ポータルシステム(eLTAX) ○入手元(その他) ・公的年金等支払報告書／提出を受けた都度／入手方法は紙、光ディスク等又は地方税ポータルシステム(eLTAX)

③入手の時期・頻度	【固定資産税・都市計画税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・償却資産申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙、地方税ポータルシステム(eLTAX)又は大阪市行政オンラインシステム ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は総合福祉システム ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム 【軽自動車税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・軽自動車税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙、地方税ポータルシステム(eLTAX)又は大阪市行政オンラインシステム ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム ○入手元(行政機関・独立行政法人等) ・軽自動車税申告書／月2回／入手方法は紙 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム ・軽自動車検査情報／異動のあった都度／入手方法は軽自動車検査情報提供システム ・障がい者関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム 【事業所税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・事業所税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム(eLTAX) ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム 【市たばこ税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・市たばこ税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム(eLTAX) ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム 【入湯税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・入湯税納入申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム(eLTAX) ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム 【収納管理・滞納整理】 ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム ・国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設等徴収金滞納情報／毎年5月、6月／入手方法は媒体 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム ○入手元(行政機関・独立行政法人等) ・公金受取口座情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム
-----------	--

④入手に係る妥当性		賦課徴収業務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		番号法第9条、地方税法及び市税条例等に税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。
⑥使用目的 ※		・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。 ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税義務者の利便性向上のために利用する。 ・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、個人番号を使用して課税内容が適正かどうかの確認を行う。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	大阪市財政局税務部、各市税事務所、市債権回収対策室、区役所(税証明窓口)
	使用者数	[1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 業務全般:本人確認を行う際に個人番号を使用する。 2 申告書等受付業務:納税義務者(代理人)から提出された申告書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 3 賦課決定・賦課更正業務:納税通知書等に個人番号を出力し、納税義務者へ送付する。 4 調査業務:生活保護受給情報、障がい者情報、所得情報、扶養関係情報、公金受取口座情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定、扶養是正等を行う。
情報の突合 ※		内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
情報の統計分析 ※		特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わず、調定額、納税義務者数などの統計情報を作成する。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		価格決定・修正、賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (8) 件	
委託事項1	税務事務システム・電子申告システム運用保守業務委託	
①委託内容	大阪市税務事務システム及び電子申告システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名	株式会社日立製作所 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同等の役務を以下のとおり課しており、再委託に当たっては、委託先に対して、再委託等に係る書面(再委託承諾申請書及び情報セキュリティ報告書等)を提出させ、本市はその内容を審査した上で再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。 ・契約の履行に当たって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、大阪市特定個人情報保護条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、毀損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じること。 ・自己の業務従事者その他関係人について、上記の義務を遵守させるために必要な措置を講じること。
	⑨再委託事項	契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務

委託事項2～5		
委託事項2		中央情報処理センター運用業務委託
①委託内容		中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務

委託事項3		中央情報処理センター第二別館運用業務委託	
①委託内容		バックアップ用媒体の管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバー室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 サーバー室内で鍵付きのサーバーラックに設置されたテープ装置に対して ☐ その他 (テープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社オプテージ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		基幹系システム統合基盤運用保守
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (サーバー設置場所、または中央情報処理センター内の情報システム室に) おける運用保守のみのため提供しない。
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務

委託事項5		バックアップ用媒体の運搬及び保管業務委託
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬及び保管。 外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取扱いについては契約条項に定めている。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (鍵付の保護ケースに媒体を格納し、委託業者に預けている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社NXワンビシアークイブス 大阪支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10		
委託事項6		課税資料入力等業務
①委託内容		公権力の行使に当たらない業務の範囲における課税資料の受付・点検・データ化・入力業務・課税資料及び媒体搬送・電話対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] 対象となる本人の数 対象となる本人の範囲 ※ その妥当性 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 納税義務者・特別徴収義務者及び課税資料の提出があった者 課税資料の入力を短期間で大量に処理するため。
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (税務事務システムを操作させる場合は、執務室内で操作させている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		アデコ株式会社、TETRAPOT株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同等の役務を以下のとおり課しており、再委託に当たっては、委託先に対して、再委託等に係る書面(再委託承諾申請書及び情報セキュリティ報告書等)を提出させ、本市はその内容を審査した上で再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。 ・契約の履行に当たって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、大阪府特定個人情報保護条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、毀損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じること。 ・自己の業務従事者その他関係人について、上記の義務を遵守させるために必要な措置を講じること。
	⑨再委託事項	契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務

委託事項7		納税推進センター業務
①委託内容		公権力の行使に当たらない業務の範囲で、滞納者に対して、電話や文書による納付の督促、照会文書の作成・送付、回答等の端末機への入力等のほか、端末調査によるリスト作成などの一連の業務を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	滞納者
	その妥当性	滞納者に対して、公権力の行使に当たらない範囲で、「①委託内容」に挙げた事業を効率的に行う必要があるため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (執務室内で税務事務システムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社セゾンパーソナルプラス
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同等の役務を以下のとおり課しており、再委託に当たっては、委託先に対して、再委託等に係る書面(再委託承諾申請書及び情報セキュリティ報告書等)を提出させ、本市はその内容を審査した上で再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。 ・契約の履行に当たって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、大阪市特定個人情報保護条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、毀損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じること。 ・自己の業務従事者その他関係人について、上記の義務を遵守させるために必要な措置を講じること。
	⑨再委託事項	契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務

委託事項8		地方税ポータルシステムASPサービス提供業務
①委託内容		市税の電子申告・国税連携・年金特徴・電子納税を取り扱うための審査システム等ASPサービスの提供を受け、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用する。
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	＜選択肢＞ ☐ 特定個人情報ファイルの一部 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税、事業所税、固定資産税の納税義務者及び申告等を行う者
	その妥当性	地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて申告等を行う者のデータの送受信が必要であるため。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ ☐ 10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		TISI株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同等の役務を以下のとおり課しており、再委託に当たっては、委託先に対して、再委託等に係る書面(再委託承諾申請書及び情報セキュリティ報告書等)を提出させ、本市はその内容を審査した上で再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。 ・契約の履行に当たって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、大阪市特定個人情報保護条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、毀損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じること。 ・自己の業務従事者その他関係人について、上記の義務を遵守させるために必要な措置を講じること。
	⑨再委託事項	契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (79) 件 ☐ 移転を行っている (31) 件 ☐ 行っていない
提供先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②提供先における用途	別紙のとおり
③提供する情報	別紙のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (別紙のとおり) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	別紙のとおり
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別紙のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②移転先における用途	別紙のとおり
③移転する情報	別紙のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (別紙のとおり) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	別紙のとおり
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		【特定個人情報の保管場所】 ・特定個人情報はシステム用ファイルとして税務事務システム（電子申告等システムにおける認定委託先事業者を含む。）、統合基盤システム及び中間サーバーのサーバー内に格納している。 ・バックアップデータを記録した媒体については、情報システム室内に保管している。また、災害等によって大阪府外の遠隔地に保管している。 ・特定個人情報が記載されている申告書等の紙資料については、施錠可能な事務室、保管庫及びロッカー等にて保管している。 【保管場所の状況】 ①税務事務システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備を実施するとともに館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）内のサーバー室に設置している。 ・中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）は入館時に警備員による身分証明書をを用いた本人確認及びICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバー室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。 ②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ③大阪市行政オンラインシステムにおける措置 ・サービス提供事業者のデータセンターはファシリティ基準のティア3以上であり、適切に管理されている。											
	②保管期間 期間 その妥当性	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [定められていない] 【システムファイル】 地方税法第17条の5において、更正・決定等の期間制限が定められているが、訴訟事案等の対応の観点から常用保存としている。 【紙帳票】 地方税法第17条の5に規定される更正・決定等の期間制限に応じて、それぞれの帳票ごとに保存年限を定めている。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<税務事務システムにおける措置> ・データについては、保存期間経過後、システムにてデータベースから削除する。 ・データが記録された情報資産を廃棄する場合は、物理的破壊や専用ソフトにより情報の復元ができないように完全に消去する。 ・バックアップデータについては、保存期間経過後、システムにてバックアップ媒体から削除する。 <紙帳票等における措置> ・保存年限を過ぎた申告書等の紙資料については、溶解処分を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【申請者からの提示】 ・本人が書面を提出する際に、本人が本人（生計を一にするもの含む。以降、同様の定義とする。）以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号カード、住民票の写し等により申請者の本人確認を行う。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないようにする。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手においては、電子証明書による本人確認や提出先を特定する等により対象者以外の情報が入手できないようにシステムで制御する又は電子申請に付された個人番号カードの電子署名の署名検証を実施することで本人確認を実施する。 ・大阪市行政オンラインシステムから電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。 【他部署からの提示】 ・情報入手の際、個人番号等により対象者を指定することにより、対象者以外の情報を入手するリスクを低減する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手においては、電子証明書による本人確認や提出先を特定する等により対象者以外の情報が入手できないようにシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【申請者からの入手】 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないようにする。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請では、申請に必要な項目のみを入力する様式とし、必要最小限の情報の入力となるようにする。 【他部署からの入手】 ・情報入手の際、不要な項目を取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。
その他の措置の内容	・担当者が申請書等を受領する際に本人確認を行い、対象者以外の情報が記載されていた場合は、これを削除するよう求めるか、不必要な部分に黒塗りするなどにより不要な情報が利用できないようにする。 ・個人情報を照会する際には、複数項目による検索を行うことで、誤って不必要な個人情報の照会を行うことを防ぐ。また個人番号を利用した照会を行う場合は、個人番号の真正性確認が取れていることを確認した上で、照会を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【申請者】 ・個人情報の収集に当たっては、本人や法令に規定された者から収集することを原則としている。 ・権限のない者からの届出を受付しないように届出人の確認を徹底する。 ・大阪市行政オンラインシステムでは、申請者が手続きを行いたい画面に簡易に誘導できるメニュー機能があり、また各画面に手続き目的も明示され、申請に必要な項目のみを入力する様式とし、必要最小限の情報の入力となるようにする。 【他部署】 ・事務を行う上で税務事務システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないように、アクセス権限の制限を設けている。なお、システムの利用に当たっては、ユーザID及びパスワードによる認証、生体情報（指静脈）による認証を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・税務業務に係る各種申請に当たり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」に基づき、個人番号カード、住民票の写し及び運転免許証等で本人確認(身元確認)を行う。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手においては、電子証明書又は電子申請に付された個人番号カードの電子署名の署名検証により本人確認を実施する。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カードや通知カード(氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。)又は個人番号が記載された住民票の写し等による確認又はシステム(オンライン操作又はバッチ処理)による確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【申請者からの提示】 ・本人確認を適正に実施するとともに、システム(オンライン操作又はバッチ処理)による個人番号の真正性確認(過去に真正性確認を完了している情報の確認や突合)が可能となるよう機能構築する。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請では、個人番号カードに格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能により、不正確な個人番号の入力を抑止する措置が講じられている。 【他部署からの提示】 ・住民の情報については、住民記録システム等から情報を定期的に取得する。
その他の措置の内容	・個人番号対応を考慮の上、事務処理要領等を見直し、担当部署において「本人確認の実施」「個人番号の真正性確認」「特定個人情報 that 正確であるかの確認の実施」を明確化する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【本人からの情報入手】 ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 【地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム、マイナポータル申請管理からの情報入手】 ・LGWANを利用しており暗号化通信を行っている。 【他部署からの情報入手】 ・照会情報を記載した書類等は、施錠した事務室で保管する。システムへの入力等を終えた場合は速やかに(シュレッダーで)処分する。 ・事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。 【その他】 ・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。 ・情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことを禁止する。 ・アクセス権限の管理を行うとともに、システムへのアクセス記録を残す。 ・定期的又は随時にウィルス対策ソフトウェアの更新を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から税務事務システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に係る事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務事務システムから情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステムを構築する。 ・税務事務システム及び統合基盤システムは、番号法において各事務で提供が求められた情報のみを中間サーバーに登録・変更できる仕組みとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	【認証方法】 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、パスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステムの的に変更を求める設定としている。 <税務事務システムにおける措置> ・個人ごとに従事する事務に必要な業務権限のみを設定している。 ・権限については管理者にて管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、権限の設定変更を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステムの的に変更を求める設定としている。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> ・大阪市行政オンラインシステムにおいて該当手続きの申請情報の閲覧・審査等を行う必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。 【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ユーザID、パスワードは第三者に知られないように管理する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない。 ・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、他の人物が想像しにくいものから構成する。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で作成する。 ・必要でない限りシステム間及び職員間でのパスワードの共有は行わない。 ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない。 ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに利用課の長に報告し、パスワードを変更する。 ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログアウトする等適切な措置を講じる。	

アクセス権限の発効・失効の管理		☐ 行っている	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	<統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限が不要となった者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。 <税務事務システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、権限を交付する。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、権限を回収する。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署の管理者が、業務上アクセスが必要な職員にユーザID及び権限を交付する。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署の管理者が業務上アクセスが不要となった職員のユーザIDや権限を変更又は削除する。	
アクセス権限の管理		☐ 行っている	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	<統合基盤システムにおける措置> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。 <税務事務システムにおける措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ・従事者が所属する部署の管理者に対して、定期的に管理台帳と設定状態との照合を行わせる。	
特定個人情報の使用の記録		☐ 記録を残している	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	<統合基盤システム・税務事務システムにおける措置> ・税務事務システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は常用文書として管理する。 ・システム(バッチ処理)に関する特定個人情報の提供・移転による対象となる特定個人情報を特定できるよう記録を常用文書として管理する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記録は、定期的に委託事業者から受領する。 ・統合基盤システムにて記録する操作ログのうち、税務事務システムに関するものを、税務事務システムにて保管する。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> ・大阪市行政オンラインシステムのアクセスログ、操作ログを記録し、サービス利用期間保存する。	
その他の措置の内容		・定期的にセキュリティ研修を実施する。 ・本番データに対する作業については、作業手順を作成の上、実施することで、誤操作による削除を防止する。 ・操作ログを定期的にバックアップ又は遠隔地にて保管することで誤操作や災害等による滅失等に備える。	
リスクへの対策は十分か		☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する情報セキュリティ実施手順及び知識について研修を行う。 ・税務事務システム、統合基盤システム及び大阪市行政オンラインシステム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 ・アクセス状況について解析、点検を定期的実施している。 【委託事業者の情報管理】 ・委託事業者に対しては目的外利用及び第三者への提供の禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 【職員の違反措置】 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 個人情報の漏えい 個人情報の目的外利用 情報セキュリティポリシー違反
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティ実施手順について研修を行うとともに、システム運用の手順をマニュアル等に整理する。 【委託事業者の情報管理】 ・委託先に対しては契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <税務事務システムにおける措置> ・システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・原則、USBメモリやCD等の外部記憶媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記憶媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。 ・台帳管理された外部記憶媒体の利用実績と操作記録を定期的に確認することで万が一の不正複製等を検知する。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> ・大阪市行政オンラインシステム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【リスク】 悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。 【リスクに対する措置】 特定個人情報の取扱いに係る研修を実施する等により、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・盗用、職務上知り得た秘密を漏らしたとき又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化をはじめ、地方税法、地方公務員法及び大阪市個人情報保護条例等における守秘義務、罰則、懲戒処分等について周知徹底し、けん制機能を働かせる。	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

具体的な制限方法

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

30

特定個人情報の提供ルール		定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を第三者に提供する等の委託業務の再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得ることとしている。 ・必要に応じて作業場所の立入検査を実施する。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データの秘密保持に関する事項を遵守するように契約書等に明記する。 ・データの無断使用及び第三者への提供の禁止を契約書等に明記する。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。
特定個人情報の消去ルール		定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書等に基づき取り扱ったデータ等については、不要となった時点で速やかに返還又は消去させること。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・漏えい、滅失、毀損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託事業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供を禁止する。 ・個人情報等の外部への持ち出しを禁止する。 ・個人情報等を複写又は複製を禁止する(本市の同意を得た場合を除く。) ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。 ・一括再委託等を禁止する。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている。 (※) 委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させている。
その他の措置の内容		・損害賠償に関する内容を契約内容に記載し、けん制機能を働かせる。 ・情報セキュリティポリシーの遵守等の情報セキュリティ要件を仕様書等に記載している。また、事業実施決議時に漏れなく記載したことをチェックシートにより確認している。
リスクへの対策は十分か		十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・全ての提供・移転（オンライン操作及びバッチ処理による提供・移転）について、記録する。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）における記録は、定期的に委託事業者から受領する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法又は条例で定められた事務（システム）の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行うものとし、範囲外からの照会においては、個人番号を提供・移転しないようシステム機能を構築する。また、提供・移転を実施した際は、その実績を記録する。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やデータの送信は、あらかじめ定められた手順に沿って行っている。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）の一部である国税連携システムでは、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 ・特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。	
その他の措置の内容	原則、USBメモリやCD等の外部記憶媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記憶媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	番号法又は条例で定めのない事務（システム）からの照会においては、個人番号を提供・移転しないようシステム機能を構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	番号法又は条例で定めのない事務（システム）からの照会においては、個人番号を提供・移転しないようシステム機能を構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<税務事務システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<税務事務システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、税務事務システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、不正な提供が行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 情報セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持ち出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウィルス対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜税務事務システムの運用における措置＞ ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、税務事務システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）サーバー室における対策】 特定個人情報を格納するサーバーを設置する。サーバー室は次の対策を行っている。 ・サーバー室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアはICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。 ・サーバー機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・サーバー室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・サーバー室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバー室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。 ・職員等がサーバー室等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話及びパソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバー室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持ち出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター（第二別館）内に保管し、入室者の制限を行っている。 ・また、大規模な災害に備えて、バックアップ媒体を保管ケースに格納の上、大阪府外の遠隔地に保管している。なお、ケースは施錠しており、鍵は本市職員にて管理している。 ・電子申告等システムにおける認定委託先事業者においては、専用ラック内に格納して施錠管理している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <大阪市行政オンラインシステムにおける対策> ・サービス提供事業者のデータセンターはファシリティ基準のティア3以上であり、適切に管理されている。

⑥技術的対策		[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容		【ウィルス対策】 ・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、サーバー及び端末機に常駐させることで、コンピュータウィルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウィルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 【不正アクセス対策】 ・税務事務システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットに接続できない。 ・税務事務システムにて利用する個人情報ファイルは、税務事務システム内の共有ファイルサーバー等に保存しており、インターネットに接続可能な庁内情報系ネットワークに接続された端末に移動・保管する運用は行っていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 【その他】 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> ・データセンターでサービスを常時監視するとともに、定期的なセキュリティパッチの適用等を適切に実施している。	
⑦バックアップ		[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の保管としている。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜税務事務システムにおける措置＞ ・住民の情報については、住民記録システムから情報を定期的に取得する。また、住民以外の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を保管する。 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合宛名に係る住民の5情報については、住民記録システムと連携し、団体内統合宛名番号管理機能により最新の状態を維持する。また、住民以外の情報については、各事務運用において正確性が確保された5情報に更新されるとともに、団体内統合宛名番号管理機能に連携され、最新の状態を維持する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・データについては、保存期間経過後、システムにてデータベースから削除する。 ・バックアップデータについては、保存期間経過後、システムにてバックアップ媒体から削除する。 ・保存年限を過ぎた申告書等の紙資料については、溶解処分を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	・評価書の見直し時期を契機に、評価書のリスク対策に記載されている項目の措置状況を点検する。 ・「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく安全管理措置の実施と自己点検を定期的(年1回)に実施している。 ・なお、地方税ポータルシステム(eLTAX)の一部である国税連携システムについては、総務省基準に基づき、自己評価を行っている。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その遵守状況の確認を定期的(月1回)に実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、全てのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)においては、地方税共同機構及び認定委託先事業者が外部監査を受けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<税務事務システムにおける措置> ・市税事務所等のシステム利用部署の責任者(情報セキュリティ責任者)に新たに着任した者に対して、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムの情報セキュリティ実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように契約書に定めている。さらに、特記仕様書において、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、業務における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務従事者その他関係人に対し実施するとともに、実施結果を発注者へ報告することを求めている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。 ・新たに税務事務に従事する職員には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。また、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> ・大阪市行政オンラインシステムを利用する職員に対して、セキュリティ対策の研修を実施することとしている。	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

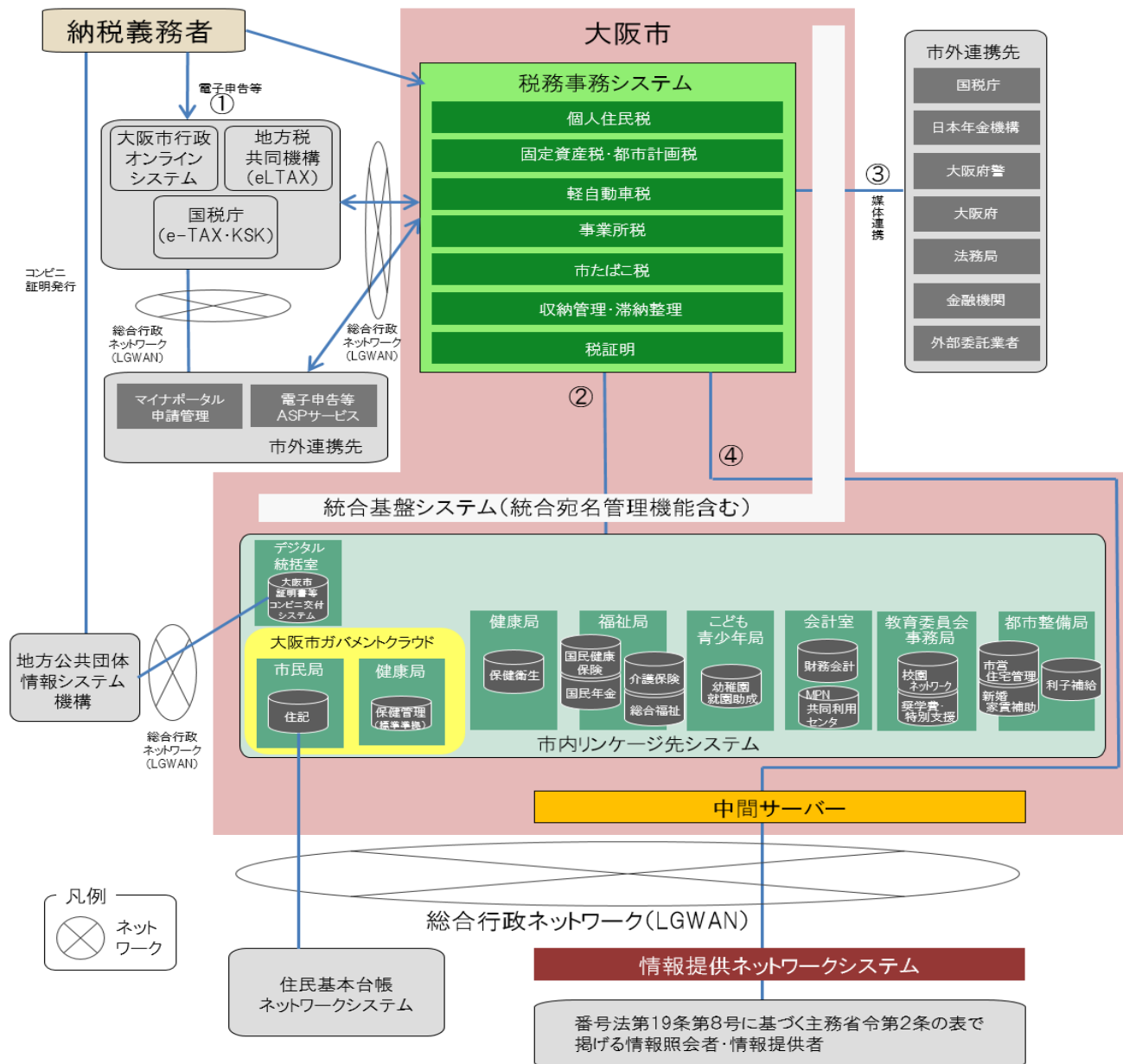
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	・税証明発行情報ファイル ・個人住民税の課税情報ファイル ・軽自動車税の課税情報ファイル ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の課税情報ファイル ・固定資産税(償却資産)の課税情報ファイル ・特例返還金情報ファイル ・市税滞納整理情報ファイル ・市税収納管理情報ファイル
公表場所	大阪市ホームページ(https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000604700.html)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市財政局税務部管理課 06-6208-7778
②対応方法	問合せ内容を十分聞き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添1) 事務の内容

(1) 行政機関間等情報連携イメージ



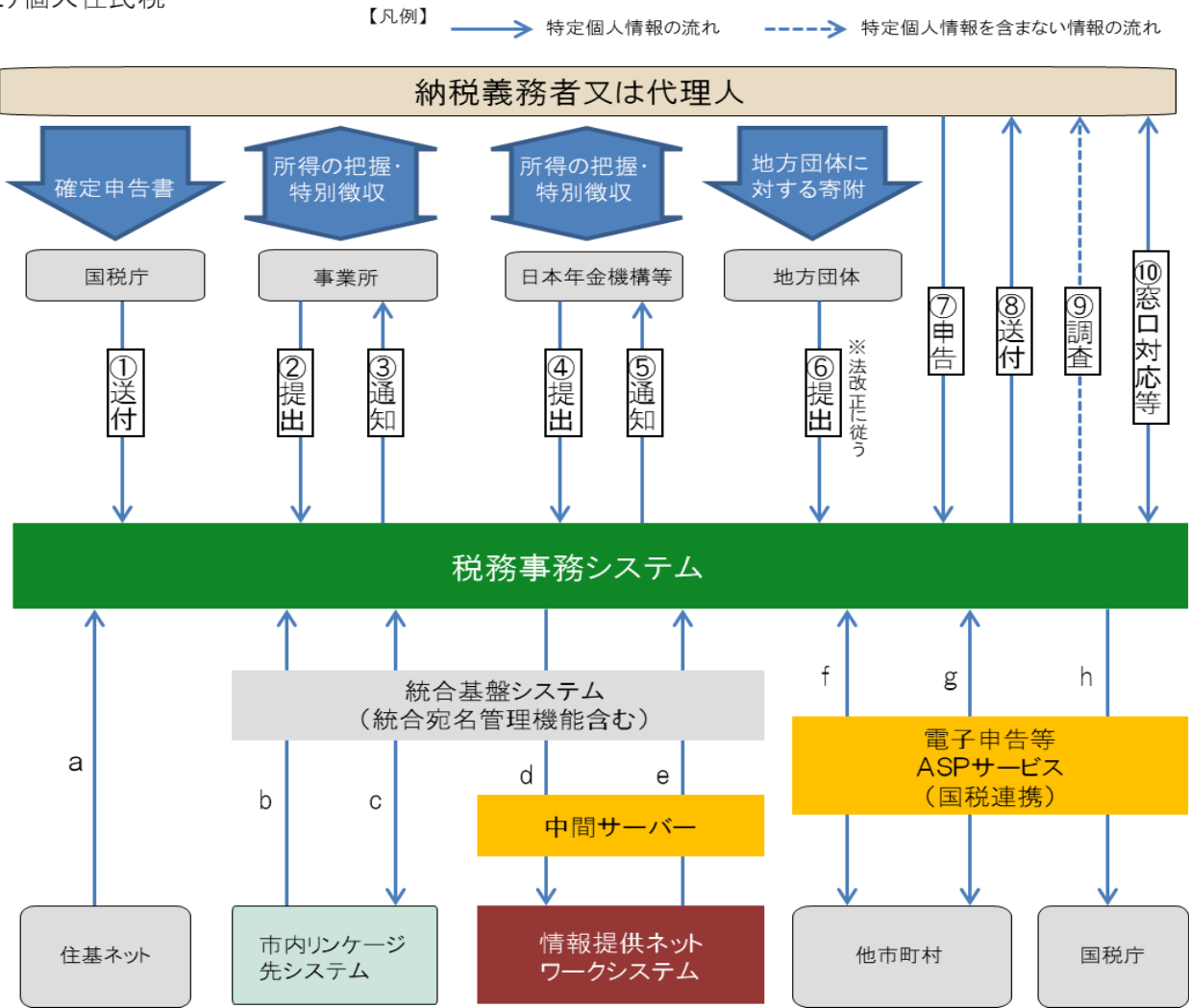
(備考)

- ・納税義務者がeTAX等を通じて電子申告等を行うと、申告書等に記載された情報が市外連携先システムを通じて、又は直接連携により税務事務システムへ連携される。(①)
- ・大阪市内部での情報連携については統合基盤システムを通じて行う、又は直接連携する。なお、住民記録システム及び保健管理システム(標準準拠)との情報連携については、大阪市ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ及び統合基盤システムを通じて行う。(②※)
- ・大阪市の外部との情報連携については統合基盤システムにより媒体にて行う、又は直接連携する。(③※)
- ・大阪市の他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバーを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(④)
- ・情報照会を依頼された情報提供ネットワークシステムは、正しい照会依頼であった場合にのみ情報提供者の他行政機関等に仲介を行う。
- ・情報照会者が情報提供者に対し直接要求を出すのではなく、情報提供ネットワークシステムにアクセス許可証の発行を求め、許可された上で連携を行うことで、信頼性のある情報連携を実現する。
- ・セキュリティの観点により、中間サーバーには個人番号及び基本4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」以下同じ)を保有せず、符号及び団体内統合宛番号の保有により本人を特定する。

※特定個人情報の連携については、②③のうち、法令で規定された情報連携時にのみ実施する。

(別添1) 事務の内容

(2) 個人住民税



(備考)

< 図中の項番の説明 >

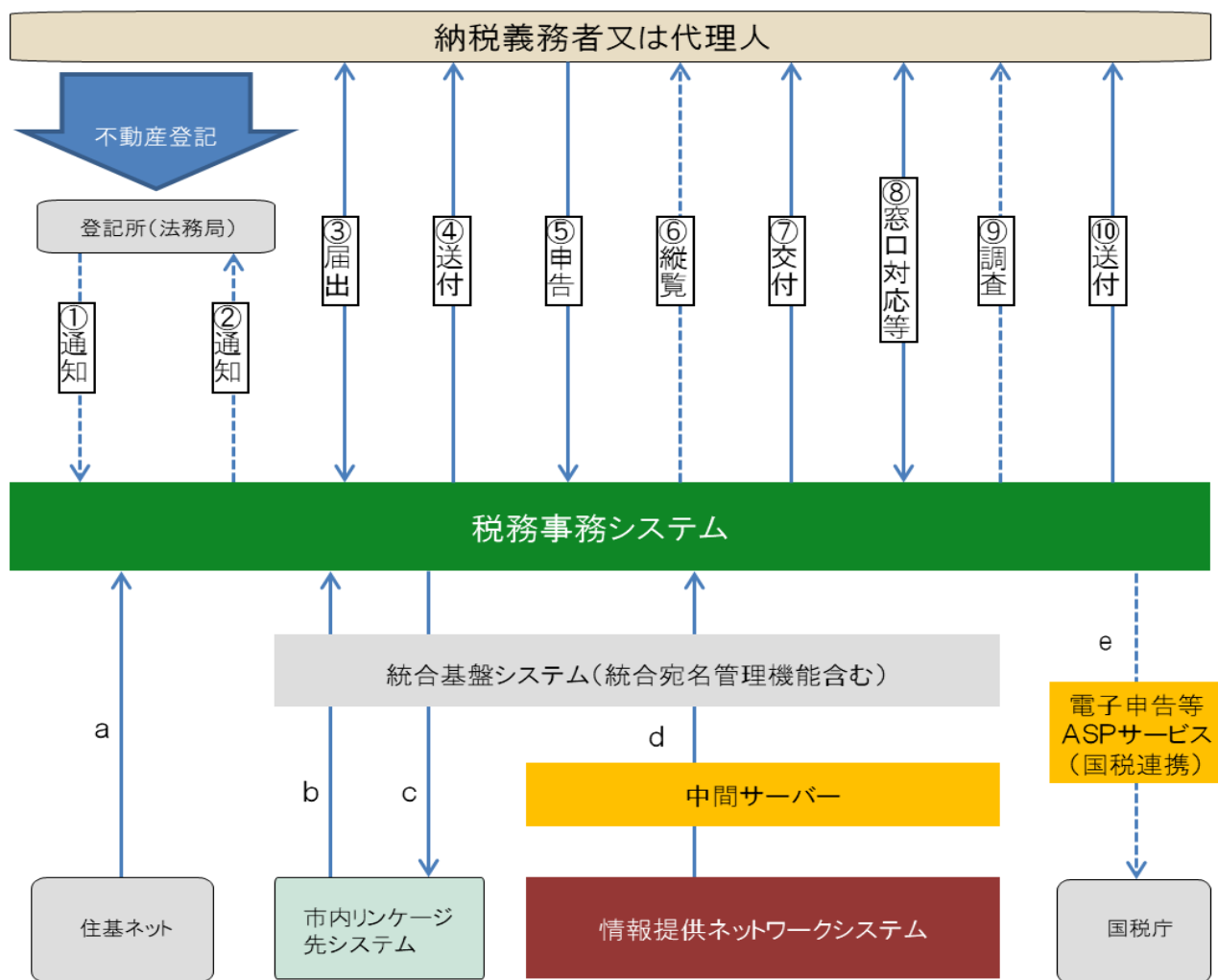
- ①法定調書・確定申告書の提出
- ②給与支払報告書の提出
- ③特別徴収税額通知書を作成、送付
税額通知書情報を送付
- ④公的年金等支払報告書の提出
- ⑤年金特別徴収依頼・中止等情報の連携
- ⑥寄附金税額控除額の控除に関する申告特例通知書の提出
- ⑦住民税申告書等の提出
- ⑧給与支払報告書総括表、住民税申告書、納税通知書等を作成、送付
- ⑨扶養是正調査、未申告調査等
- ⑩各種申請の受付、窓口・電話対応

- a個人番号等の参照
- b住民情報の取得
- c他システム向け課税データの連携
他システム保有データの連携
- d所得・控除・税額・扶養情報の連携
- e他機関の情報を参照
- f課税資料の回送、住登外課税通知書送付
- g確定申告書等データの回送
- h扶養是正情報の連携

(別添1) 事務の内容

(3) 固定資産税・都市計画税

【凡例】 → 特定個人情報の流れ - - - - - 特定個人情報を含まない情報の流れ



(備考)

< 図中の項番の説明 >

- ①登記済通知
- ②土地・家屋価格通知
- ③相続人代表者指定届
- ④償却資産申告書等の送付
- ⑤償却資産の申告
- ⑥縦覧帳簿の縦覧
- ⑦名寄帳(納税義務者ごとにまとめた物件の一覧表)の交付
- ⑧各種申請の受付、窓口・電話対応
- ⑨現況確認調査、未申告調査
- ⑩固定資産税・都市計画税納税通知書の作成、送付

a個人番号等の参照

b住民情報の取得

c他システム向け固定資産及び課税データの連携

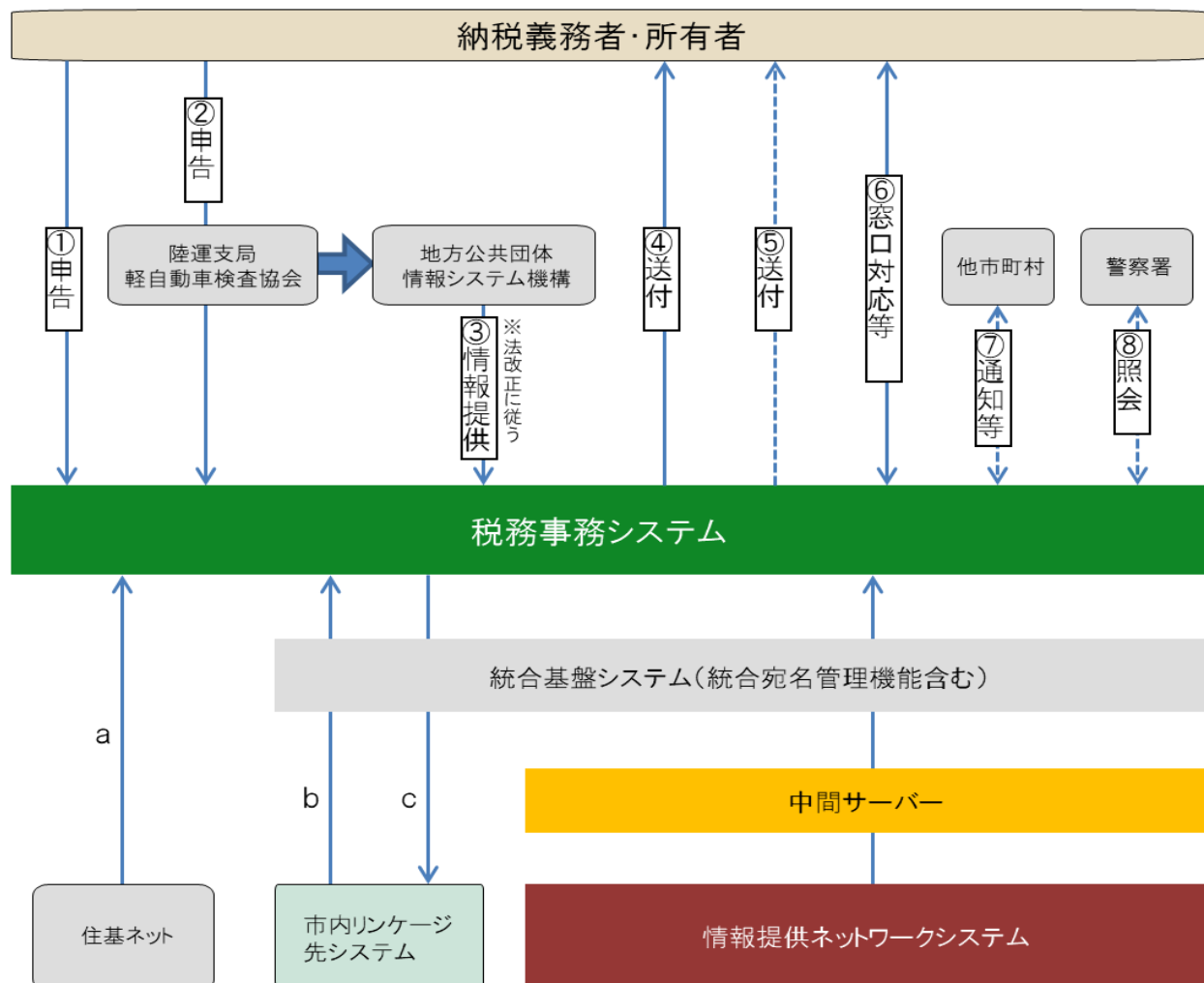
d他機関の情報を参照

e相続税法第58条通知データの連携

(別添1) 事務の内容

(4) 軽自動車税

【凡例】 → 特定個人情報の流れ - - - - -> 特定個人情報を含まない情報の流れ



(備考)

< 図中の項番の説明 >

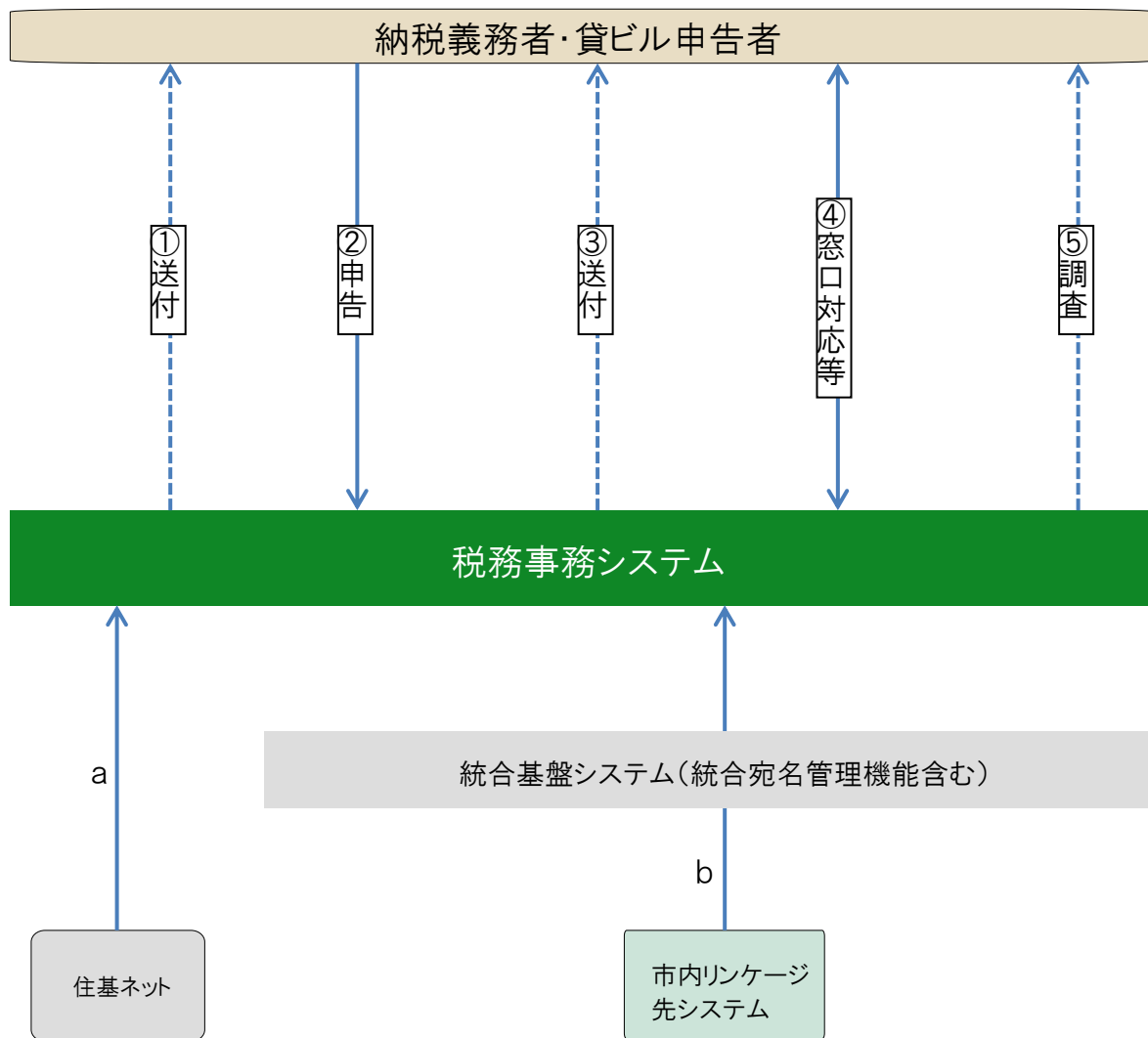
- ①軽自動車税申告書(原動機付自転車、小型特殊自動車)の提出
- ②軽自動車税申告書(軽自動車、二輪の小型自動車)の提出
- ③初年度検査年月を含む軽自動車の車両基本・異動情報の提出
- ④納税通知書を作成、送付
- ⑤市外転出者への変更手続き勧奨通知、死亡者の相続人に対する名義変更手続き案内通知の送付
- ⑥各種申請の受付、窓口・電話対応
- ⑦課税物件異動通知書の受渡
- ⑧警察署からの問い合わせ対応

- a個人番号等の参照
- b住民情報の取得・障がい者情報の取得
- c他システム向け車両データの連携
- d他機関の情報を参照

(別添1) 事務の内容

(5) 事業所税

【凡例】 → 特定個人情報の流れ - - - - -> 特定個人情報を含まない情報の流れ



(備考)

<図中の項番の説明>

- ①事業所税申告依頼状の作成・送付
- ②事業所税申告書の提出
- ③更正決定通知書を作成、送付
- ④各種申請の受付、窓口・電話対応
- ⑤現況確認調査、未申告調査

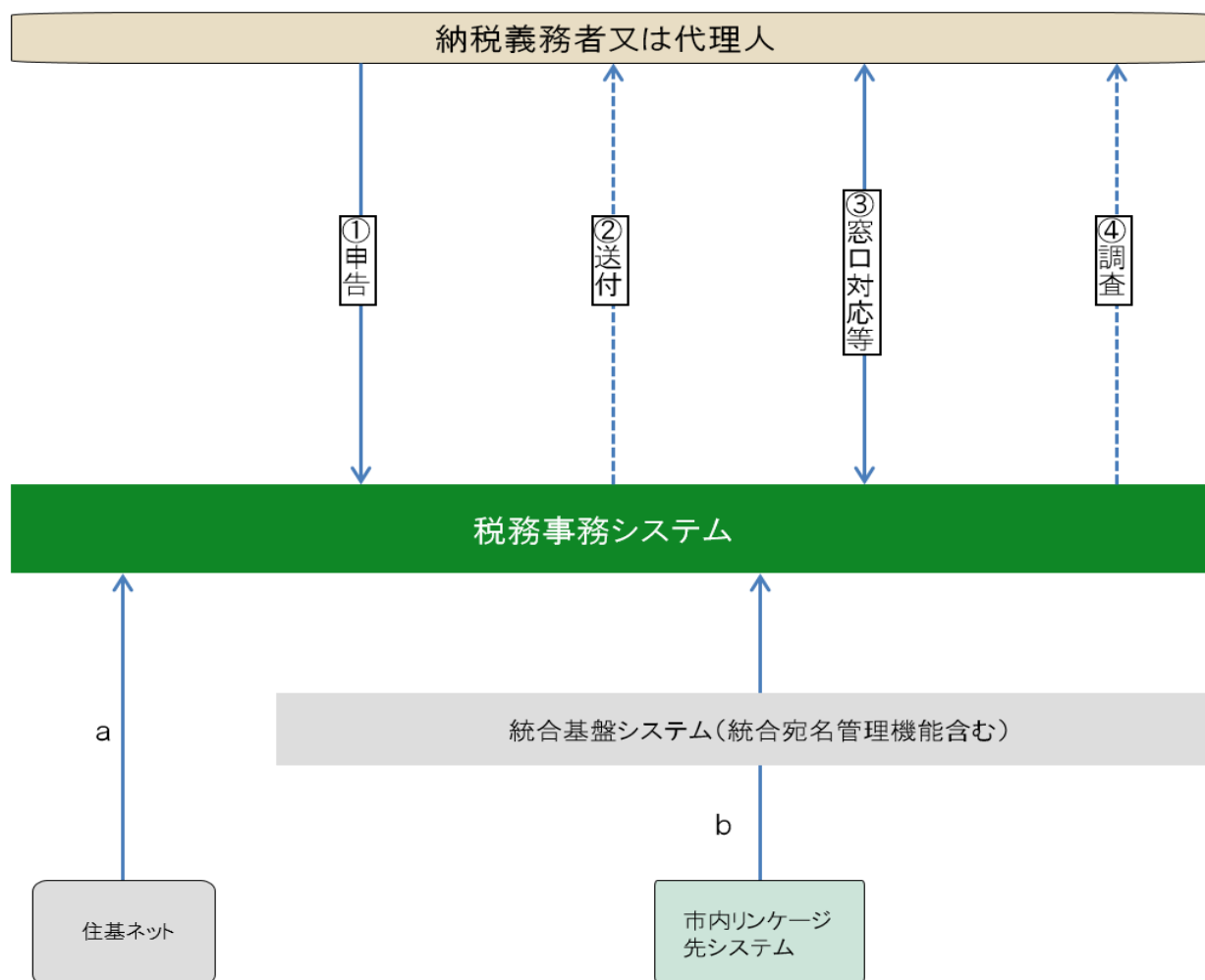
a個人番号等の参照

b住民情報の取得

(別添1) 事務の内容

(6) 市たばこ税

【凡例】 ———▶ 特定個人情報の流れ - - - - -▶ 特定個人情報を含まない情報の流れ



(備考)

<図中の項番の説明>

- ①市たばこ税申告書の提出
- ②更正決定通知書を作成、送付
- ③各種申請の受付、窓口・電話対応
- ④未申告調査

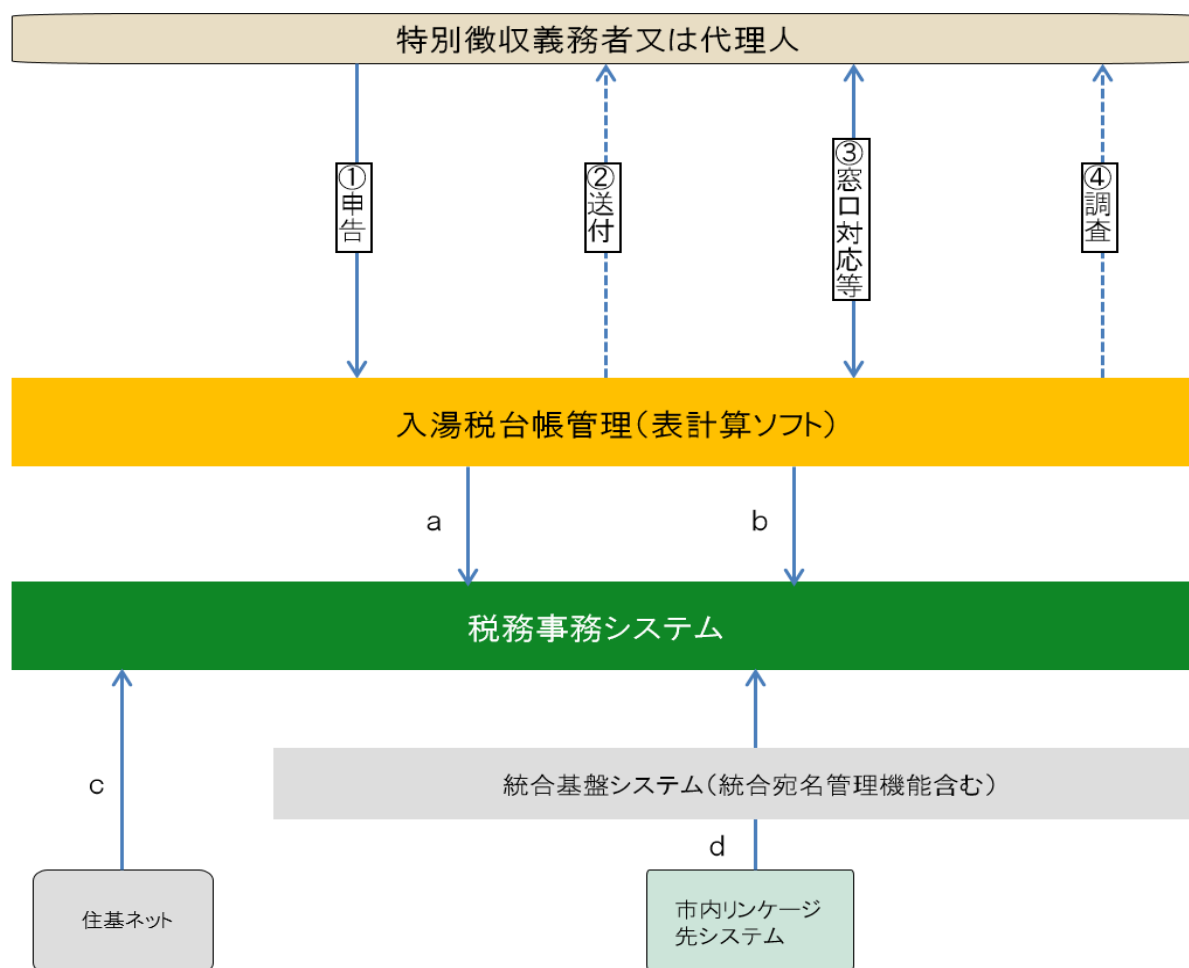
a個人番号等の参照

b住民情報の取得

(別添1) 事務の内容

(7) 入湯税

【凡例】 → 特定個人情報の流れ - - - - -> 特定個人情報を含まない情報の流れ



(備考)

<図中の項番の説明>

- ①入湯税申告書の提出
- ②更正決定通知書を作成、送付
- ③各種申請の受付、窓口・電話対応
- ④未申告調査

- a調定データの作成
- b特別徴収義務者の宛名情報の管理
- c個人番号等の参照
- d住民情報の取得

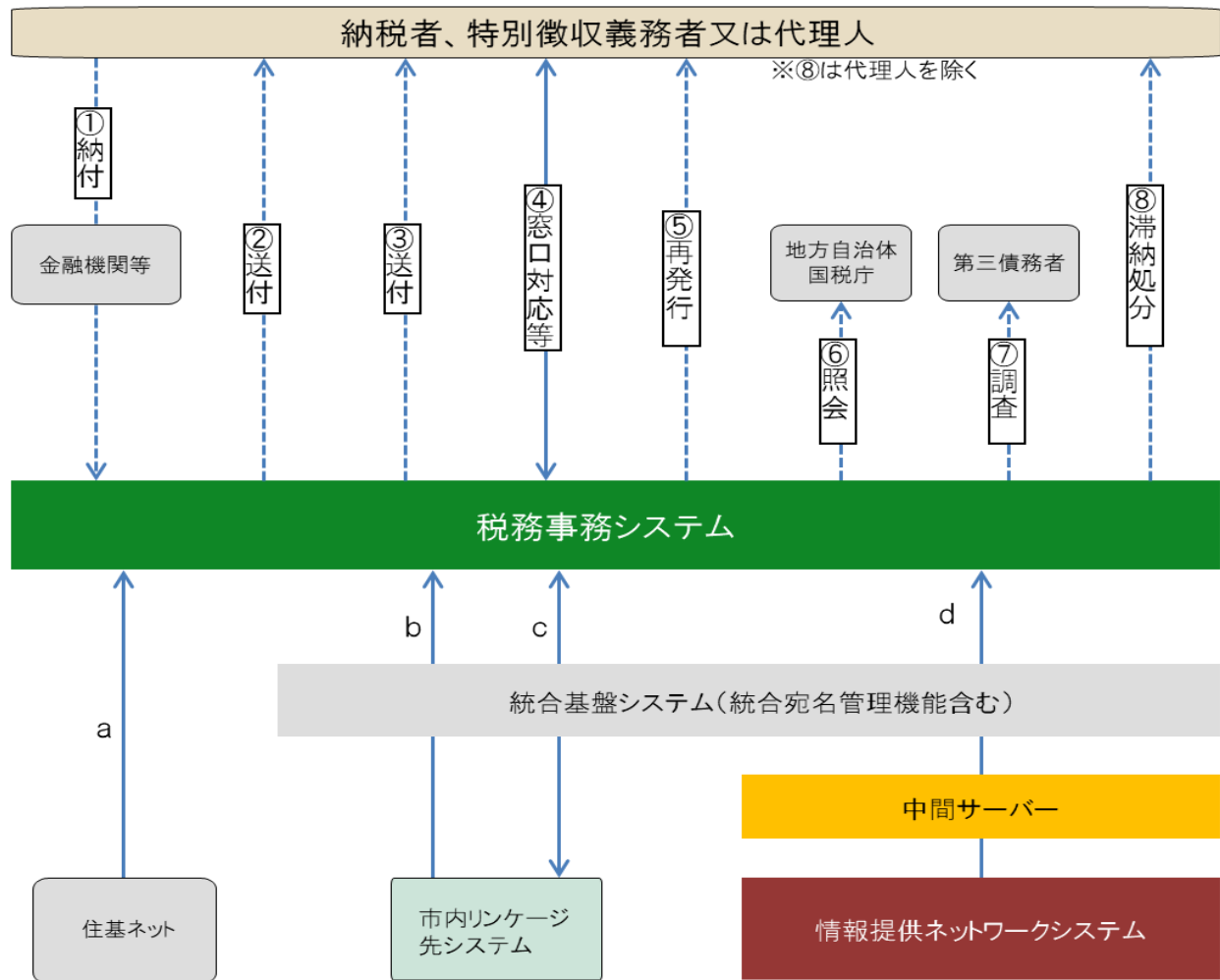
(別添1) 事務の内容

(8) 収納管理・滞納整理

【凡例】

→ 特定個人情報の流れ

---→ 特定個人情報を含まない情報の流れ



(備考)

< 図中の項番の説明 >

- ①市税の納付(金融機関等)
- ②還付充当通知書の送付(還付金の充当・支払い)
- ③督促状・催告書の送付
- ④各種申請の受付、問い合わせ、窓口・電話対応
- ⑤納付書再発行
- ⑥他行政機関等への実情照会・回答
- ⑦第三債務者(金融機関等)への財産調査(照会)
- ⑧滞納者への滞納処分

- a 個人番号等の参照
- b 住民情報の取得
- c 他システム向け滞納データの連携
他システム保有データの連携
- d 他機関の情報を参照

(別添1) 事務の内容

(9) 税証明・閲覧

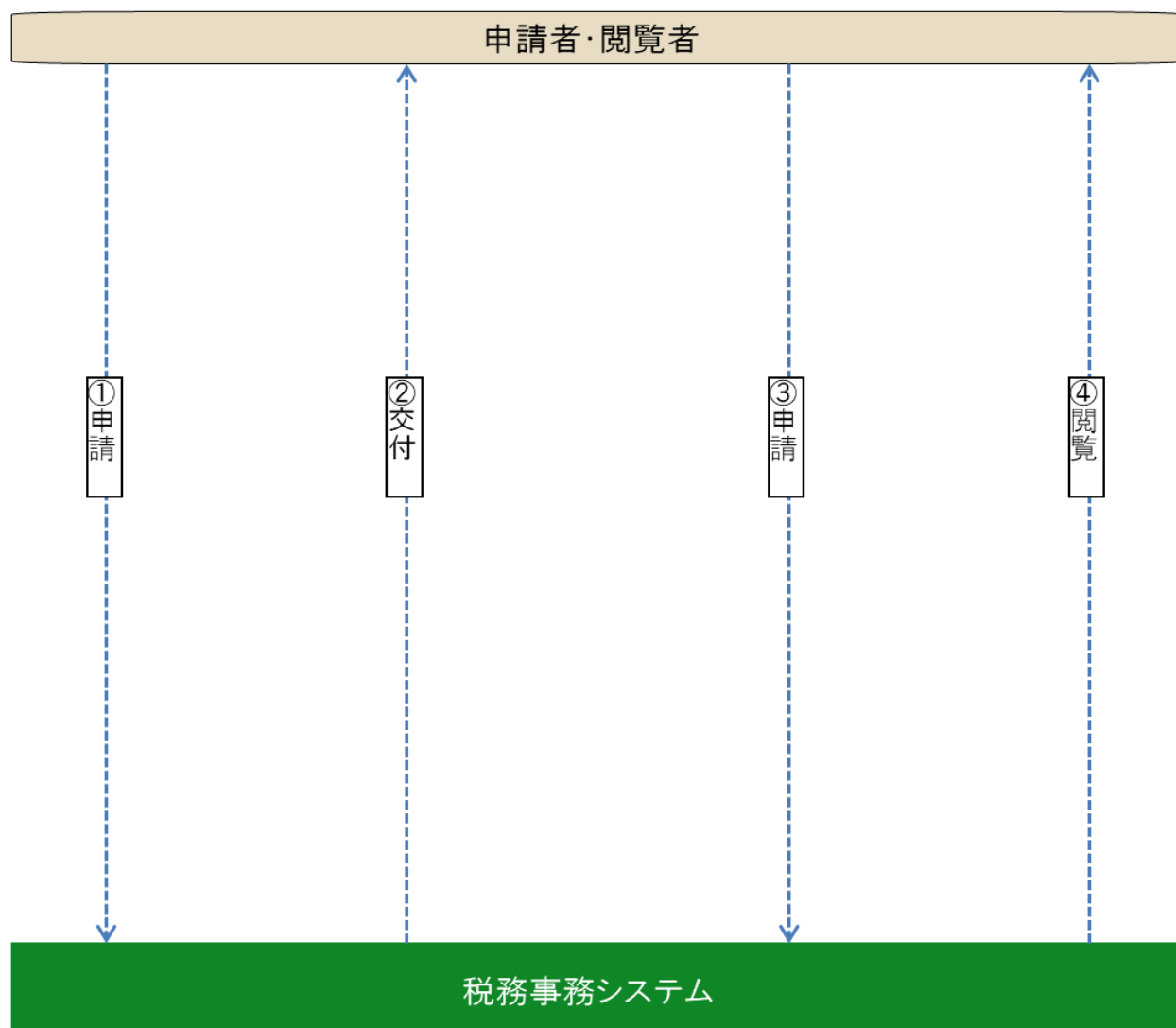
【凡例】



特定個人情報の流れ



特定個人情報を含まない情報の流れ



(備考)

< 図中の項番の説明 >

- ① 課税(所得)証明、納税証明、評価(公課)証明・継続検査用納税証明等の交付申請
- ② 課税(所得)証明、納税証明、評価(公課)証明・継続検査用納税証明等の交付
- ③ 固定資産課税台帳の閲覧申請
- ④ 固定資産課税台帳を閲覧に供する

別添2

(1)個人住民税

ア. 宛名情報※

区コード、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、性別、現住所、1月1日現在住所、転入前住所、転出先住所、世帯主名、世帯構成、続柄、電話番号、送付先番号、送付先住所、納税管理人等氏名、納税管理人等通称名、納税管理人等住所 等

イ. 納税義務者情報

台帳番号、前年度台帳番号、扶養者個人番号、扶養関係区分、同居区分、生活保護区分、本人障害区分、寡婦・ひとり親区分、職業、基本調査簿異動事由コード、基本調査簿異動区分、実地調査年月日、市内扶養有無区分、氏名表示区分 等

ウ. 特別徴収義務者情報(個人事業主である場合)

特別徴収義務者番号、退職分離課税台帳義務者区分、普通徴収区分、義務者廃止区分、MT交換の承認区分、特徴義務者台帳実地調査資料区分、実地調査年月日、給与支払報告書受付年月日、受給者総人員、給与支払報告書報告人数、給与支払報告書督促区分、連絡先部署、連絡先氏名、連絡先電話番号、連絡先内線番号、税理士、税額通知年月日、通知非課税人員、通知課税人員、6月～5月分人員、6月～5月分合計税額、合計特徴税額、市民税特別徴収税額、府民税特別徴収税額、森林環境税特別徴収税額、氏名表示区分 等

エ. 課税情報

台帳番号、課税履歴番号、前回課税履歴番号、徴収区分、特別徴収義務者番号、個人番号、基本調査簿区分、課税資料区分、受給者番号、年末調整未済区分、青色・白色申告区分、専従者人数、専従配偶者区分、専従者給与額(専従者控除額)、均等割区分、最高所得区分、異動事由コード、異動年月日、非課税等の理由、軽減・免除区分、軽減・免除事由コード、軽減・免除対象期(月)、減少率、軽減率、入力整理番号、特徴給報入力整理番号、調定決議番号、税額通知年月日、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、総合課税となる利子所得、株式等配当所得、その他配当所得、給与支払金額、給与特定支出金額、給与所得、公的年金受給者区分、公的年金収入金額、公的年金所得、雑所得、総合課税譲渡所得・一時所得、総所得金額、分離所得有無区分、障害者合計人数、障害特別人数、障害内特人数、障害他人数、本人障害区分、配偶者障害区分、扶養合計人数、扶養親族特定人数、扶養親族老年者人数、扶養親族同居老年者人数、扶養他人数、特定親族特別控除対象人数、老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分、未成年者区分、夫有区分、特定親族特別控除区分、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、生命保険入力区分、生命保険料控除、個人年金保険料、生命保険料控除額、損害保険入力区分、損害保険料控除、長期損害保険支払保険料、損害保険料控除額、寄附金控除支払金額、寄附金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、控除対象配偶者区分、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除合計額、基礎控除額、所得控除合計額、配偶者合計所得額、純損失所得区分、譲渡特別控除未済額、課税総所得金額、分離分課税所得金額、市民税算出所得割額、府民税算出所得割額、市民税配当控除額、市民税所得割調整額、市民税外国税額控除額、市民税特別減税額、府民税配当控除額、府民税所得割調整額、府民税外国税額控除額、府民税特別減税額、市民税所得割額、市民税均等割額、市民税額、府民税所得割額、府民税均等割額、府民税額、森林環境税額、年税額、特別減税後年税額、特別徴収税額(特別徴収済額)、普通徴収税額、既課税額、減免税額、差引年税額、月割期割区分、減免有無区分、割戻区分、按分有無区分、6月～5月分月割税額(第1期～第4期・随時4月～随時3月分期割税額)、退職分離課税台帳区分、退職分離納入申告書提出年月日、退職分離退職手当支払人員、退職分離退職手当支払金額、退職分離特別徴収税額、退職分離市民税額、退職分離府民税額、退職分離更正(決定)年月日、退職分離更正理由コード、更正決議番号、退職手当支払人員増減数、退職手当支払金額増減額、退職特別徴収税額増減額、退職市民税額増減額、退職府民税額増減額 等

オ. 電子申告 特別徴収関連等項目

給与支払年分、申告の種類、あて先、提出年月日、種別、整理番号、本支店等区分番号、指定番号、給与(年金)の支払期間、給与(年金)支払者の名称又は氏名、所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称、所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の所在地、郵便番号、給与(年金)支払者が法人である場合の代表者の氏名、連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号、提出区分、事業種目、受給者総人員、報告人員、報告人員のうち退職者人員、所属税務署名、給与の支払方法及びその期日、特別徴収税額の払込みを希望する金融機関名、金融機関支店名、金融機関所在地、関与税理士氏名、電話番号、個人別明細書ワークエリア、支払を受ける者の国外居住表示、住所、氏名、受給者番号、役職名、給与(年金)支払金額、給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、特別徴収税額、控除対象配偶者の有無等、配偶者特別控除の額、扶養親族の数、障害者の数、社会保険料等の金額、生命保険料の控除額、損害保険料の控除額、住宅借入金等特別控除の額、摘要、配偶者の合計所得、個人年金保険料の金額、長期損害保険料の金額、本人区分(夫有、身成年者、乙欄、本人が障害者、老年者、寡婦、ひとり親、勤労学生、死亡退職、災害者、外国人、中途就・退職、退職年月日、受給者生年月日)、給与等の金額、徴収した額、災害者に係る徴収猶予の金額、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日、普通徴収区分、青色専従者区分、条約免除区分、変更入力フラグ、徴収済額、未徴収税額、異動年月日、異動の事由、一括徴収の申出月日、退職手当支払金額、徴収予定年月日、勤続年数、摘要、特別徴収開始月日、納期限月日、納税通知書番号、口座振替該当有無、納付書の送付区分、備考 等

カ. 扶養情報

台帳番号、課税履歴番号、親族台帳番号、親族基本調査簿区分、親族氏名表示区分、親族関係区分、障がい控除区分、同居区分、個人番号、氏名(漢字)、生年月日、課税資料区分 等

(2) 固定資産税(土地・家屋)

ア. 宛名情報※

区コード、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、現住所、電話番号、送付先情報(番号、住所)、納税管理人等情報(氏名、通称名、住所) 等

イ. 納税義務者情報

台帳番号、宛名番号、履歴番号、氏名表示区分、共有共用構成人数、納税管理人等情報、送付先情報、備考記事、納税義務者異動事由コード、内訳番号、持分番号、所有者区分、課税区分、非課税事由コード、非課税割合、登録事由コード、登録年月日、登記事由コード、登記年月日、異動年月日、履歴区分、閉鎖年月日、住宅割合、非住宅割合、家屋番号、特例区分、土地所在コード、持分相当地積、持分割合、住宅区分 等

ウ. 土地物件の情報

不動産番号、土地所在コード、仮換地所在コード、土地登記登録事由コード、異動年月日、閉鎖年月日、表示登記事由コード、表示登記年月日、登記名義人共有人数、登記地目、登記地積、課税区分、現況地目、現況地積、非課税地積、非課税事由コード、非課税年月日、建物番号、課税地区区分、仮換地指定年月日、使用収益年月日、沿革番号、土地所有者判定区分、台帳番号、分合筆情報、備考記事、異動事由コード、分割地積、価格変更決議年月日、価格変更決議書番号、価格登録年月日、課税標準額、軽減後課税標準額、限度額、比準課税標準額、価格下落率、負担水準、審査申出区分、審査申出区受付番号、土地評価区分、土地分割評価件数、土地分類コード、筆数、課税地積、用途地区、画地区分、補正率情報、補正区分、造成費補正率、控除造成費相当額、造成費特例区分、比準率、減額区分、昭和38年度㎡当たり価格、住宅区分、標準住宅地区分、公示地区分、基準地区分、㎡当たり価格、価格、評価変動率、達成率、路線識別コード、路線情報(路線番号、路線価、間口、奥行き等)、地積、基準年度・第2年度・第3年度情報(限度額、価格変動率、負担水準、負担調整率、価格等)、減免率、減免適用率、相当税額、差引相当税額、減免対象税額、算出減免税額、減免税額、減免後相当税額、集合画地情報(番号、内訳番号、代表土地所在コード等)、住宅用地情報(住宅用地番号、敷地面積、適用率、住宅面積、登録番号等)、農地区分、昭和48年度当初固定比準価格、昭和38年度価格、みなし課税標準額、路線価加重平均情報(路線所在区コード、路線番号、状況等) 等

エ. 家屋物件の情報

不動産番号、登録番号、棟番号、台帳番号、家屋の所在地番、登記家屋所在コード、登記家屋所在地番、登記共有人数、登記構造コード、登記屋根構造コード、登記階数、登記用途コード、家屋番号、建物番号、登記延べ床面積、登記1階床面積、表示登記事由コード、表示登記年月日、表示登録事由コード、表示登録年月日、建築年月日、所有者区分、敷地権、所有権登記年月日、所有権登記事由コード、所有権登録年月日、所有権登録事由コード、非課税事由コード、非課税適用開始年月日、非課税床面積、異動事由コード、異動年月日、閉鎖事由コード、閉鎖年月日、沿革番号、沿革元棟数、沿革先棟数、沿革異動済棟数、沿革延べ床面積、沿革状態コード、備考記事、沿革内訳番号、現況家屋所在コード、現況家屋所在地番、現況延べ床面積、現況1階床面積、現況用途コード、現況構造コード、現況屋根構造コード、現況階数、現況住宅床面積、価格変更事由コード、課税床面積、価格登録年月日、減額適用率、減額適用床面積、減額適用切サイン、減額適用開始年度、減額適用終了年度、減額取得年、課税標準額、減額前課税標準額、価格、価格変更決議年月日、価格変更決議書番号、減免適用率、減免決議年月日、減免率、減免税額、審査申出区受付番号、申出区分、分類番号、構造、用途区分、戸数、評価階数、計算額、評価額、建築年、計算年、単位評点、経年減点補正率、耐用年数、経過年数、評点1点当たり価額、住宅面積、課税床面積、減価率、㎡当たり価額 等

オ. 調定に係る情報

台帳番号、賦課履歴番号、備考記事、土地筆数合計、土地地積合計、土地価格合計、家屋棟数合計、家屋床面積合計、家屋価格合計、免税点区分(土地・家屋)、課税内容区分、価格、限度額、課税標準額、固定年税額、都計年税額、減免分税額、合計年税額、期別税額、期別納期限、農地相当年税額、賦課異動事由コード、報奨金額、差引年税額、税額変更決議年月日、税額変更決議書番号、発行年度、税証番号、共有人数、物件明細 等

(3)固定資産税(償却資産)

ア. 宛名情報※

区コード、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、現住所、電話番号、送付先番号、送付先住所、納税管理人等氏名、納税管理人等通称名、納税管理人等住所 等

イ. 納税義務者情報

台帳番号、宛名番号、氏名表示区分、共有人数、共有構成員数、持分(分子、分母)、納税管理人等情報、送付先情報、異動事由コード、理由コード 等

ウ. 申告情報

事業種目、事業開始年月、申告情報(当年度申告区分、前年度申告区分、前々年度申告区分)、担当者氏名・電話番号、税理士氏名・電話番号、短縮耐用年数区分、増加償却区分、非課税区分、特例区分、特別償却・圧縮記帳区分、定率・定額区分、青色申告区分、資産所在地、減免区分、借用資産区分、借用資産貸主名称、事業所用家屋所有区分、平均減価残存率、平均耐用年数、備考(特記事項) 等

エ. 資産情報

台帳番号、資産番号、資産種類、前年前取得価額、前年中減少価額、取得価額、資産名称、取得年月、耐用年数、残存率、前年度評価額、当年度評価額、当年度修正評価額、特殊評価区分、増加償却(増加償却割合・増加償却月数)、陳腐化償却額、遊休補正率、特例区分、特例率、課税標準額、特例差額、減免区分、減免率、減免適用月数、税額(減免前)、減免税額、異動事由コード 等

オ. 調定に係る情報

台帳番号、申告区分、共有区分、免税点区分、課税標準の特例区分、構築物(前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額(決定価格)、特例差額、課税標準額)、機械及び装置(前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額(決定価格)、特例差額、課税標準額)、船舶(前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額(決定価格)、特例差額、課税標準額)、航空機(前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額(決定価格)、特例差額、課税標準額)、車両及び運搬具(前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額(決定価格)、特例差額、課税標準額)、工具・器具・備品(前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額(決定価格)、特例差額、課税標準額)、合計(前年前取得価額、前年中減少価額、前年中増加価額、取得価額合計、評価額(決定価格)、特例差額、課税標準額)、調整額、税額、減免対象額、減免率、減免適用月数、資産明細減免額合計、減免税額、年税額、前納報奨金、異動後期別税額(第1期、第2期、第3期、第4期)、随時税額、随時納期、異動前評価額(決定価格)、異動前課税標準額、異動前年税額、異動前期別税額(第1期、第2期、第3期、第4期)、宛名番号、納税管理人等情報、送付先情報 等

カ. 電子申告 固定資産税(償却資産)項目

所有者コード、事業種目、資本等の金額、事業開始年月、申告書記載金額項目 等

(4)軽自動車税

ア. 宛名情報※

区コード、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、現住所、転入前住所、転出先住所、送付先番号、送付先住所 等

イ. 車両情報

台帳番号、履歴番号、車種、原動機区分、車両番号、車名、車台番号、形式等(排気量、年式、原動機番号を含む。)、車両異動事由、異動日、標識返納状況、標識返納日、所有形態、車両の定置場、備考、氏名表示区分 等

ウ. 課税情報

台帳番号、履歴番号、通知書番号、車両番号、非課税情報、減免情報、調定異動事由、課税額、納期限、納付状況、納税管理人等、公示送達日、備考 等

エ. 電子申告 軽自動車税項目

申告区分、取得原因、車両番号、納税義務者フラグ、所有者郵便番号、所有者住所、所有者氏名、所有者電話番号、使用者郵便番号、使用者住所、使用者氏名、使用者電話番号、交付年月日、初度検査年月、用途、自動車の種別、自家用事業用の別、車体の形状、車体の形状コード、車名、車名コード、型式、乗車定員1、最大積載量1、車両重量、車両総重量1、車台番号、類別区分番号、原動機の型式、長さ、幅、高さ、総排気量又は定格出力、燃料の種類、有効期間満了日、主たる定置場住所1、全国地方公共団体コード、所有形態、申告年月日 等

(5)事業所税

ア. 宛名情報※

区コード、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、現住所、電話番号、送付先番号、送付先住所、納税管理人等氏名、納税管理人等通称名、納税管理人等住所 等

イ. 基本調査簿等情報

法人等番号、履歴番号、異動年月日、異動事由、異動区分選択、明細番号、宛名番号、捕捉資料区分、氏名表示区分、送付先宛名番号、送付先番号、納管人等宛名番号、納管人等氏名表示区分、納管人等識別コード、みなし共同事業適用区分、申告要否区分、適用開始年月日、個人情報異動年月日、事業開始年月日、事業開始受付日、休業年月日、休業受付日、事業廃止年月日、事業廃止受付日、死亡年月日、死亡受付日、仮調査簿作成区分、事業種目コード、異動資料区分、事業所等の名称、地区コード、町名、丁目、番地、号、枝、方書、家屋登録番号地区、家屋登録番号調査、枝番、詳細、家屋の所有者名称等、家屋の総床面積、開設年月日、開設受付日、使用形態コード、専用床面積、共用床面積、事業所床面積、非課税区分、非課税床面積、特例区分、控除床面積、減免区分、貸ビル申告日、仮調査書作成区分、所在区コード、管理明細番号、関係区事業所数、総床面積、従業者数、事業年度(至)、所轄区、申告依頼出力日、決算期コード、最終申告年月日、申告コード、更正歴、税額有無区分、催告状出力日、備考メモ、対象年月日、調査簿作成区コード、削除区分、削除年月日、異動受付日、都道府県コード、市内番号(変換後)、廃止年月日、廃止受付日、主たる事業所、申告納付期限、減免入力区分 等

ウ. 申告情報

法人等番号、事業年度、更正歴、申告歴番号、申告コード、申告区分等、算定期間(自)、申告(通知)年月日、当初申告年月日、更正請求年月日、決議年月日、法定納期限、指定納期限、決議番号、更正理由、全期間分事業所床面積、新設・廃止分事業所床面積、全期間分非課税床面積、新設・廃止分非課税床面積、全期間分控除床面積、新設・廃止分控除床面積、全期間分減免床面積、新設・廃止分減免床面積、全期間分課税標準、新設・廃止分課税標準、課税標準計(減免前)、課税標準計(減免後)、資産割額(減免前)、資産割額(減免後)、既に確定した資産割額、納付すべき資産割額、更正(決定)税額、従業者給与総額、非課税給与総額、控除給与総額、減免給与総額、課税標準(減免前)、課税標準(計算値)、課税標準(減免後)、従業者割額(減免前)、従業者割額(減免後)、既に確定した従業者割額、納付すべき従業者割額、事業所税額、納付すべき税額(合計)、更正(決定)税額合計、既に確定した額合計、増減合計、過少申告加算金(通常分)の基礎となる税額、過少申告加算金(通常分)の課率、過少申告加算金(通常分)、過少申告加算金(過重分)の基礎となる税額、過少申告加算金(過重分)の課率、過少申告加算金(過重分)、不申告加算金の基礎となる税額、不申告加算金の課率、不申告加算金、重加算金の基礎となる税額、重加算金の課率、重加算金、免税点事業所床面積、免税点従業者数、控除可能税額、法・個区分、事業種目コード、決算期コード、決算日区分、分・単コード、資本等の金額、削除区分、削除年月日、明細番号、開設年月日、廃止年月日、月数、専用床面積、共用床面積、事業所床面積、調査書事業所床面積、資産割課税標準、従業者数、従業者給与総額、従業者割課税標準、専用部分の延べ面積、当該部分の延べ面積、非課税共用床面積、非課税以外の共用床面積、共用床面積の合計、加算共用床面積、消防用設備、防災設備(全非)床面積、防災設備(1/2)床面積、その他非課税共用床面積、非課税コード、非課税床面積、非課税従業者、非課税従業者数、非課税給与総額、特例コード、特例対象床面積、控除床面積、特例対象給与総額、控除給与総額、減免コード、減免申請日、減免前課税標準床面積、減免対象床面積、減免床面積、減免後課税標準床面積、減免前従業者給与総額、減免対象給与総額、減免給与総額、減免後従業者給与総額、建築年月日、建築番号、申告歴番号

宛名番号、氏名表示区分、申告コード、申告区分等、新增区分家屋の名称、家屋の所在地、都道府県、地区、町名、丁目、番地、号、枝、居宅区分、家屋登録番号地区、家屋登録調査、枝番、詳細、用途、家屋の延べ面積、建築年月日(前回)、床面積、新增設事業所床面積、非課税事業所床面積、控除事業所床面積、課税標準床面積(減免前)、課税標準床面積(減免後)、事業所税額(減免前)、事業所税額(減免後)、徴収猶予税額、新增設分既確定税額、新增設分納付すべき税額、徴収猶予申請日、取り壊し完了予定日、免除確定年月日、徴収猶予取消年月日、専用部分の延べ面積、非居住部分の延べ面積、非課税共用床面積、非課税以外の共用床面積、共用床面積合計、加算共用床面積、消防設備の床面積、防災設備(全非)床面積、防災設備(1/2)床面積、その他非課税共用床面積、非課税コード、非課税床面積、特例コード、特例対象床面積、控除床面積、減免コード、減免対象面積、減免床面積、減免後課税標準床面積、徴収猶予事由、都道府県コード、地区コード、区コード、異動区分、事業所数、事業総床面積、給与総額、主たる事業所の明細番号、算定期間(建築年月日)申告年月日、資産割、従業者割、既納付額、所轄区明細番号 等

エ. 電子申告 事業所税項目

提出年月日、あて先、整理番号、事務所、申告区分、申告年月日、氏名又は名称、法人の代表者氏名、住所又は所在地、郵便番号、電話番号、事業種目、資本金の額又は出資金の額、所轄税務署名、この申告に回答する者の氏名、電話番号、事業年度又は課税期間開始年月日、事業年度又は課税期間終了年月日、申告の種類、算定期間を通じて使用された事業所床面積、算定期間の途中において新設又は廃止された事業所床面積、非課税床面積、控除床面積、課税標準となる事業所床面積、既に納付の確定した資産割額、納付すべき資産割額、従業者給与総額、非課税に係る従業者給与総額、控除従業者給与総額、課税標準となる従業者給与総額、従業者割額、既に納付の確定した従業者割額、納付すべき従業者割額、納付すべき事業所税額、備考、関与税理士氏名、電話番号、事業所等の名称、事業所等所在地及びビル名、専用床面積、共用床面積、事業所床面積、従業者数、非課税床面積、非課税従業者給与総額、課税標準の特例適用対象床面積、控除割合、課税標準の特例適用対象従業者給与総額、専用部分の延べ面積、当該事業所部分の延べ面積、非課税に係る共用床面積以外の共用床面積、共用床面積の合計、消防設備等に係る共用床面積、全部が非課税となる共用床面積、2分の1が非課税となる共用床面積、事業所用家屋名称(ビル名)、構造、ビル番号、家屋の延べ床面積、屋内駐車場収容台数、1台あたりの床面積、建築年月日、所有形態他の区分所有者数、特定防火対象物の用途番号、取得又は転貸等年月日、事由、転貸等の場合、住所又は所在地、郵便番号、図面表示用ワークエリア、削除フラグ、使用階・部屋番号、屋内駐車場の使用台数、事務所等専用床面積 等

(6)市たばこ税

ア. 宛名情報※

宛名番号、氏名表示区分、宛名履歴番号、送付先宛名番号、送付先番号、納管人等宛名番号、納管人等氏名表示区分、納管人等識別コード 等

イ. 義務者情報

台帳番号、台帳履歴番号、登録年月日、異動年月日、異動事由、備考 等

ウ. 課税情報

台帳番号、申告年、申告月、履歴番号、課税年度、最新履歴区分、決議月、申告年月日、申告異動区分、処理回次、税率変更フラグ、取消フラグ、課税標準(製造たばこ)本数、課税標準(旧三級品)本数、課税標準(製造たばこ)税額、課税標準(旧三級品)税額、課税標準税額合計、課税免除(製造たばこ)本数、課税免除(旧三級品)本数、課税免除(製造たばこ)税額、課税免除(旧三級品)税額、課税免除税額合計、返還控除(製造たばこ)本数、返還控除(旧三級品)本数、返還控除(製造たばこ)税額、返還控除(旧三級品)税額、返還控除税額合計、差引(製造たばこ)本数、差引(旧三級品)本数、差引(製造たばこ)税額、差引(旧三級品)税額、差引税額合計、既納付・還付確定金額、納付金額、製造たばこ税率、旧三級品税率、調定引継異動コード、調定年月日、納期限、備考 等

エ. 税率情報

適用開始年月日、適用終了年月日、製造たばこ税率、旧三級品税率 等

オ. 電子申告 市たばこ税項目

申告者住所又は所在地、申告者氏名又は名称、申告区分、課税標準数量、税額、この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 等

(7)入湯税

ア. 電子申告 入湯税項目

提出年月日、申告対象年月、特別徴収義務者氏名又は名称、特別徴収義務者郵便番号、特別徴収義務者住所又は所在地、特別徴収義務者電話番号、施設情報施設の種類の種類、施設情報名称(屋号)、施設情報所在地、課税標準(入湯客数)、税額 等

(8) 収納管理・滞納整理

ア. 宛名情報※

区コード、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、現住所、転入前住所、転出先住所、送付先番号、送付先住所、納税管理人等氏名及び住所、電話番号 等

イ. 収納消込情報

台帳番号、税目コード、調定変更回数、異動前調定異動年月日、異動前賦課異動事由コード、異動前調定(本税・延滞金・均等割額)、異動前納期限、異動後調定異動年月日、異動後賦課異動事由コード、異動後調定(本税・延滞金・均等割額)、異動後納期限、氏名表示区分、収納相当年度、口座用宛名番号、納貯宛名通番、最新調定(異動)年月日、調定金額合計(本税・延滞金)、収入金額合計(本税・延滞金)、報奨金後日払分合計、報奨金繰替払分合計、収入回数合計、納税管理人等宛名番号、納税管理人等氏名表示区分、納税管理人等識別区分、送付先宛名番号、送付先番号、納貯有無サイン、口座有無サイン、徴収区分、賦課異動事由コード、調定異動作成年月日、納期限、変更後納期限、納付年月日、納付回数、猶予コード、公示送達コード及び決議年月日、督促状(不)作成サイン及び決議年月日、督促状発付年月日、取扱期限、催告書不作成サイン及び決議年月日、催告書発付年月日、時効中断年月日、時効起算年月日、停止コード、停止決議年月日、欠損コード、欠損予定年月日、欠損予定区分、欠損決議年月日、繰上徴収コード、差押コード、参加差押コード、交付要求コード、延滞金免除区分、納期特例サイン、法定・指定・申告納期限、国税処理区分、国税処理年月日、資本金区分、車両番号、車種コード、原動機区分、旧集合固有、処理金融機関コード、アンマッチ番号、履歴番号、収入報告書帳票コード、分納回次、本税納付額・給与分・税割額、退職分・均等割額、加算金、収入報告書番号、宛名履歴番号、納税証明書発行内容、納期未到来額、備考付記事項 等

ウ. 過誤納金等に関する情報

過誤納金整理番号、還付充当番号、過誤納発生年月日、過誤納取消年月日、過誤納発生理由、過誤納額(本税・延滞金)、還付済額(本税・延滞金)、還付未済額(本税・延滞金)、金融機関・支店コード・預金種別・口座番号・還付口座名義人、充当額(本税・延滞金)、還付加算金コード、算出還付加算金(本税・延滞金)、時効起算年月日、時効完成年月日、特徴義務者宛名番号、特徴義務者過誤納金整理番号、特徴番号、特徴過誤納額(本税・延滞金)、収入変更番号、還付加算金本税延滞金区分、分割番号、還付加算金計算の基礎税額、公金受取口座登録・連携ファイル関係情報 等

エ. 口座振替情報

金融機関・支店・預金種別、口座番号、口座名義人 等

オ. 納税貯蓄組合員情報

所轄区コード、課税区コード、納税貯蓄組合番号、納税貯蓄組合員番号、納税貯蓄組合加入・脱退年月日 等

カ. 滞納管理情報

宛名通番、同族通番、電話番号、滞納原因コード、納税管理人等識別コード、送付先コード、滞納処分実績サイン、処分種別、処分決議コード、処分解除コード、処分税額、氏名表示区分 等

キ. 納税管理情報

猶予コード、納税開始・終了年月日、納税取消区分、納税回数、消込回数、延滞金計算区分、完納納付年月日、登録年月日、支払人金融機関・支店コード、支払人、支払場所金融機関・支店コード、振出年月日、振出人氏名・住所、券面金額、納税合計額、納税猶予額、納税収入額、納税延滞金、納税延滞金収入額、納税納付年月日、納税納期限、延滞金区分、延滞金計算開始・終了年月日、金額段階別コード、未収本税合計 等

ク. 滞納事案情報

実行予定ステータス、方針ステータス、電話番号調査ステータス、実情調査ステータス、不動産調査ステータス、預金調査ステータス、給与調査ステータス、生命保険調査ステータス、公的年金調査ステータス、決算書調査ステータス、文書催告ステータス、個別指示フラグ、履行期限(来庁・受電)、約束期限(訪問・架電)、履行期限(猶予)、納付約束日、取扱期限種別、取扱期限、実施日、行動内容コード、行動経過コード、行動結果コード、財産種別コード、財産番号、面談者コード、対応場所コード、対応時間、約束時間、約束場所コード、面談者追記情報、対応場所追記情報、約束場所追記情報、記事詳細、内部事件番号、発生年度、事件通し番号、事件種別コード、事件番号、執行機関名称、裁判所種類コード、年度、事件記号、事件連番、事件発生年月日、事件完結年月日、通知年月日、事件詳細、債権者、事件取消区分、債権の種類、第三債務者住所、第三債務者氏名、債権特定情報、事案番号、事案完結コード、特徴一部未収フラグ、事案発生月度、現年・滞線区分、事案発生年月日、履行監視フラグ、約束履行監視フラグ、個別指示完了日、個人・法人区分、決議登録日、追加事務要フラグ、直納・調定異動(減)年月日、住所異動年月日、事案最新フラグ、グループコード、班コード、事案通し番号、記事件数、グループ移行済フラグ、事案完結年月日、猶予件数、処分件数、停止件数、納付約束件数、法定納期限、オンライン・バッチ区分、記事関連番号、担当者コード、担当者氏名、随行者コード、随行者氏名、記事取消年月日、実行予定更新フラグ、更新調査種類、指示者コード、指示者氏名、指示年月日、指示期限、個別指示完了日、指示取消年月日、個別指示詳細、実績集計年月日、個別指示連番、集計項目コード、集計結果、調査票番号、表示年度、調査票種別コード、バージョン情報 等

ケ. 電子申告 電子納税及び電子納税以外の納付情報項目

地方公共団体コード、納税者ID、発行依頼受信日時、税務事務所コード、所属コード、手続ID、申告区分、税目区分、見込納付フラグ、期別(自)、期別(至)、申告受付番号、申告受付日、申告受付日時、利用者ID、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、本税等合計額、延滞金合計額、収納機関名、支払内容、金融機関引継情報、収納機関番号、納付番号、納付区分、確認番号、納付管理ステータス、支払可能期限、納付情報管理登録日時、納付情報作成日時、MPN登録日時、納付情報送信日時、納付済設定日時、支払合計額、収納年月日、抽出日時、納付額コード、納付額区分、納付額名、ステータスコード、ステータスメッセージ 等

(9) 宛名管理

ア. 住基

区名、宛名番号、宛名通番(名寄宛名番号)、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、性別、世帯情報(異動年月日・世帯主氏名)、続柄、現住所・居住地、転入前住所、転出先住所、異動年月日、届出年月日又は受付(申請)年月日、異動事由、異動理由、送付先住所、送付先番号、電話番号、郵便番号、個人番号、統合宛名番号 等

イ. 住登外

区名、宛名番号、宛名通番(名寄宛名番号)、履歴番号、履歴区分、氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所・居住地、異動年月日、届出年月日又は受付(申請)年月日、異動事由、異動理由、送付先住所、送付先番号、電話番号、郵便番号、個人番号、統合宛名番号 等

ウ. 電子申告 共通項目

納税者ID、利用者ID、代理人利用者ID、連帯納税者利用者ID、利用者氏名、利用者住所、利用者電話番号、利用者FAX番号、利用者メールアドレス、代理人氏名、代理人電話番号、送信者氏名、(ソフト)生成者名、更新者名、構成管理情報番号、受付行政機関ID、受付行政機関名称、手続ID、手続名称、初回受付番号、申告書様式ID、申告書様式名称、添付資料名称、添付資料ファイル名称、XBRL書類名称、XBRL書類ファイル名称、業務区分、税務事務所コード、所属コード、期別(自)、期別(至)、申告日、税目区分、申告区分、税目名、申告名、作成区分、訂正受付番号、本店情報、代表者情報、届出受付番号、事業所名、本支店区分、課税地住所コード、課税地、課税地郵便番号、課税地電話番号、税目情報格納日時、様式バージョン、ページ番号、生成ソフト名、生成ソフトバージョン、生成日、更新ソフト名、更新ソフトバージョン、更新日、郵送添付ファイルの有無、署名、署名付加情報、ステータスコード、ステータス情報コード、申告書受付番号、XML連番、電子証明書チェック区分、重複申告チェック区分、データチェック区分、利用者情報チェック区分、税目情報チェック区分、審査結果区分、重複状況区分、職権訂正フラグ、訂正申告フラグ、メモ状況フラグ、メッセージ送信フラグ、基幹連携フラグ、基幹連携番号、初回連携日時、最新連携日時、審査日時、職権訂正日時、管理番号、課税番号、補助番号、担当者番号、代表者資格、代表者資格名、代表者名、代表者住所、代表者郵便番号、代表者電話番号、代表者FAX番号、届出受付番号、代理人属性、申告データ作成日、申告データ最終更新日、申告データ最終署名日、申告データ送信日、申告データ申告状況、申告データ作成モード、申告データ入力モード、ユーザファイル名、受付番号、照会番号、申告受付日時、運用日時、前回受付番号、添付フラグ、最終更新日、メモ

法人設立・設置区分、提出年月日、提出先、法人番号、法人名、郵便番号、本店所在地、電話番号、主たる事務所名称、主たる事務所所在地、主たる事務所郵便番号、設立・設置年月日、事業開始(見込)年月日、事業年度、資本金又は出資金の額、資本金等の額、申告期限延長の有無、延長月数、法人税事業年度、法人税延長月数、定款等に記載されている主な事業の目的、支店・出張所・工場等の名称、所在地、設置年月日、分割法人区分、分割県数、設立の形態、合併等期日設立前の状況等、適格区分、最初連結事業年度、連結親法人名、所在地、郵便番号、電話番号、連結親法人の決算期、連結子法人適用開始事業年度、関与税理士等(氏名、住所、郵便番号、電話番号)、法人成の場合の個人事業廃業日、備考、異動事項、登清算人(氏名、住所、郵便番号、電話番号記事項等の変更内容)、解散年月日、被合併法人名、郵便番号、所在地、電話番号、合併年月日、残余財産確定の日、清算終了年月日、廃止年月日、給与支払者(特別徴収義務者)指定番号、名称(氏名)、郵便番号、所在地(住所)、電話番号、代表者の氏名、連絡先所属、氏名、電話番号、変更事由、合併後に存続する法人(合併法人)名称、合併後に使用する特別徴収義務者指定番号、変更年月日、送付先、事業所等新設・廃止区分、法人(個人)番号、新設・廃止対象事業所名称、家屋の名称、従業員数、専用床面積、共用床面積、合計床面積、貸付者氏名・名称、郵便番号、所在地等

※税務事務で使用する宛名情報については、宛名管理システムで共通管理されており、各サブシステムの事務処理において宛名情報が必要な場合は、各サブシステムで管理する宛名番号をもとに宛名管理システムから項目を取得する。

(10) 税証明

税証明においては、(1)～(9)の項目を使用する。

(11) 統合基盤システム

(団体内宛名)

1.個人番号、2.統合宛名番号、3.氏名(漢字)、4.氏名(カナ)、5.住所、6.生年月日、7.性別、8.業務システム固有宛名番号、9.異動事由、10.識別項目1、11.識別項目2、12.識別項目3、13.識別項目4、14.登録日時、15.更新日時

(12) 中間サーバー

(中間サーバー)

1.情報提供用個人識別符号、2.情報提供記録

(13) 国税連携

KOA010

(ア) 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A(第一表・第二表)

申告書第一表

申告書見出し部(第一表)

年分

税務署名

提出年月日

納税者等部

住所(又は居所)

納税地区分

郵便番号

住所

1月1日の住所

年

住所

個人番号

フリガナ

氏名

世帯主の氏名

世帯主との続柄

生年月日

電話番号

申告内容(第一表)

収入金額等

給与 区分

給与 金額

雑

公的年金等

業務

その他

配当

一時

所得金額等

給与 区分

給与 金額

雑

公的年金等

業務

業務(特例表示)

業務

その他

その他(特例表示)

その他

(2)から(4)までの計

配当

一時

合計

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険料控除

地震保険料控除

寡婦、ひとり親控除 区分

寡婦、ひとり親控除 控除額

勤労学生、障害者控除

配偶者(特別)控除 区分1

配偶者(特別)控除 区分2

配偶者(特別)控除 控除額

扶養控除 区分

扶養控除 控除額

基礎控除

(9)から(20)までの計

雑損控除

医療費控除 区分

医療費控除 控除額

寄附金控除

合計

税金の計算

課税される所得金額

上の(26)に対する税額

配当控除
住借金等特別控除 区分1
住借金等特別控除 区分2
住借金等特別控除 控除額
政党等寄附金等特別控除
住宅耐震改修特別控除等 区分
区分
住宅耐震改修特別控除等 控除額
差引所得税額
外国税額控除等 区分
災害減免額
再差引所得税額
復興特別所得税額
所得税等の額
外国税額控除等 控除額
源泉徴収税額
申告納税額
納める税金
還付される税金

その他
公的年金等以外の合計所得金額
配偶者の合計所得金額
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額
未納付の源泉徴収税額

延納の届出
申告期限までに納付する金額
延納届出額
還付される税金の受取場所
口座

税理士署名欄
税理士名
電話番号
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

申告書第二表
申告書見出し部(第二表)
年分
納税者等部
住所
フリガナ
氏名

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)
所得の内訳 繰り返し
所得の種類
種目
給与などの支払者の所在地等
給与などの支払者の名称
収入金額
源泉徴収税額

次葉合計
項目名
金額
源泉徴収税額の合計額

一時所得に関する事項
収入金額
支出金額
差引金額

特例適用条文等
住民税に関する事項
給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法
非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額
非居住者
配当割額控除額
上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所
氏名
住所

明細1
都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)
共同募金、日赤その他の寄附

明細2
都道府県条例指定寄附

市区町村条例指定寄附

明細

(9)社会保険料控除

社会保険料の明細 繰り返し

保険料等の種類

支払保険料等の計

うち年末調整等以外

支払保険料等の計 次葉合計

項目名

金額

うち年末調整等以外 次葉合計

項目名

金額

支払保険料等の計 合計

うち年末調整等以外 合計

(10)小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済の明細 繰り返し

保険料等の種類

支払保険料等の計

うち年末調整等以外

支払保険料等の計 次葉合計

項目名

金額

うち年末調整等以外 次葉合計

項目名

金額

支払保険料等の計 合計

うち年末調整等以外 合計

(11)生命保険料控除

新生命保険料 支払保険料等の計

新生命保険料 うち年末調整等以外

旧生命保険料 支払保険料等の計

旧生命保険料 うち年末調整等以外

新個人年金保険料 支払保険料等の計

新個人年金保険料 うち年末調整等以外

旧個人年金保険料 支払保険料等の計

旧個人年金保険料 うち年末調整等以外

介護医療保険料 支払保険料等の計

介護医療保険料 うち年末調整等以外

(12)地震保険料控除

地震保険料 支払保険料等の計

地震保険料 うち年末調整等以外

旧長期損害保険料 支払保険料等の計

旧長期損害保険料 うち年末調整等以外

本人に関する事項

寡婦

控除区分

原因区分

ひとり親 控除区分

勤労学生

控除区分

年調以外かつ専修学校等区分

障害者 控除区分

特別障害者 控除区分

雑損控除に関する事項

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類など

損害金額

保険金などで補填される金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

寄附金控除に関する事項

寄附先の名称等 所在地

寄附先の名称等 名称

寄附金

配偶者や親族に関する事項

配偶者

氏名

個人番号

生年月日

障害者

障

特障

国外居住

国外

年調

住民税

同一

別居

その他 調整
親族 繰返し
氏名
個人番号
続柄
生年月日
障害者
障
特障
国外居住
国外
年調
住民税
16
別居
その他 調整
等

KOA020

(イ)年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書B(第一表・第二表)
年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(分離課税用)(第三表)
年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(損失申告用)(第四表(一)・(二))
年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用)

申告書第一表

申告書見出し部(第一表)

年分

申告の種類

税務署名

提出年月日

納税者等部

現在の住所(又は居所・事業所等)

納税地区分

郵便番号

住所(上段)

住所(下段)

1月1日の住所

年

住所

個人番号(マイナンバー)

フリガナ

氏名

職業

屋号・雅号

世帯主の氏名

世帯主との続柄

生年月日

電話番号

種類

青色区分

分離区分

国出区分

損失区分

修正区分

特農の表示区分

申告内容(第一表)

収入金額等

事業

営業等 区分

営業等 金額

農業 区分

農業 金額

不動産 区分1

不動産 区分2

不動産 金額

配当

給与 区分

給与 金額

雑

公的年金等

業務 区分

業務 金額

その他 区分

その他 金額

総合譲渡

短期

長期

一時

所得金額等

事業

営業等
 農業
 不動産(特例表示)
 不動産
 利子
 配当
 給与 区分
 給与 金額
 雑
 公的年金等
 業務
 業務
 その他
 その他
 (7)から(9)までの計
 総合譲渡・一時
 合計
 所得から差し引かれる金額
 雑損控除
 医療費控除 区分
 医療費控除 控除額
 社会保険料控除
 小規模企業共済等掛金控除
 生命保険料控除
 地震保険料控除
 寄附金控除
 寡婦、ひとり親控除 区分
 寡婦、ひとり親控除 控除額
 勤労学生、障害者控除
 配偶者(特別)控除 区分1
 配偶者(特別)控除 区分2
 配偶者(特別)控除 控除額
 扶養控除 区分
 扶養控除 控除額
 特定親族特別控除
 区分
 人数
 控除額
 (13)から(25)までの計
 合計
 税金の計算
 課税される所得金額又は第三表
 上の(31)に対する税額又は第三表の(94)
 配当控除
 その他の税額控除
 税額控除の名称
 区分
 控除額
 住借金等特別控除 区分1
 住借金等特別控除 区分2
 住借金等特別控除 控除額
 政党等寄附金等特別控除
 住宅耐震改修特別控除等 区分
 区分
 住宅耐震改修特別控除等 控除額

 差引所得税額
 外国税額控除等 区分
 災害減免額
 再差引所得税額
 復興特別所得税額
 所得税等の額
 外国税額控除等 控除額
 源泉徴収税額
 申告納税額
 予定納税額
 第3期分の税額
 納める税金
 還付される税金
 修正申告
 修正前の第3期分の税額
 第3期分の税額の増加額
 その他
 公的年金等以外の合計所得金額
 配偶者の合計所得金額

専従者給与(控除)額の合計額
 青色申告特別控除額
 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額
 未納付の源泉徴収税額
 本年分で差し引く繰越損失額
 平均課税対象金額
 変動・臨時所得金額
 区分
 所得金額
 延納の届出
 申告期限までに納付する金額
 延納届出額
 還付される税金の受取場所
 口座
 口座情報提供同意区分
 口座情報利用同意区分
 通知希望区分(加算税)
 通知希望区分(予定納税)
 通知希望区分(還付金振込)
 申告書第二表
 申告書見出し部(第二表)
 年分
 申告の種類
 納税者等部
 住所
 住所以外の事業所・事務所又は居所
 屋号
 フリガナ
 氏名
 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)
 所得の内訳 繰り返し
 所得の種類
 種目
 給与などの支払者の「法人番号又は所在地」等
 給与などの支払者の「名称」
 収入金額
 源泉徴収税額
 次葉合計
 項目名
 金額
 源泉徴収税額の合計額
 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 繰り返し
 所得の種類
 収入金額
 必要経費等
 必要経費等(上段)
 必要経費等(下段)
 差引金額
 差引金額(上段)
 差引金額(下段)
 事業専従者に関する事項
 事業専従者の明細 繰り返し
 氏名
 個人番号
 生年月日
 続柄
 従事月数・程度・仕事の内容
 専従者給与(控除)額
 特例適用条文等
 明細
 雑損控除に関する事項
 損害の原因
 損害年月日
 損害を受けた資産の種類など
 損害金額
 保険金などで補填される金額
 差引損失額のうち災害関連支出の金額
 (13)社会保険料控除・(14)小規模企業共済等掛金控除
 明細 繰り返し
 保険料等の種類
 支払保険料等の計
 うち年末調整等以外
 (15)生命保険料控除
 新生命保険料 支払保険料等の計
 新生命保険料 うち年末調整等以外
 旧生命保険料 支払保険料等の計
 旧生命保険料 うち年末調整等以外
 新個人年金保険料 支払保険料等の計
 新個人年金保険料 うち年末調整等以外

旧個人年金保険料 支払保険料等の計
旧個人年金保険料 うち年末調整等以外
介護医療保険料 支払保険料等の計
介護医療保険料 うち年末調整等以外
(16)地震保険料控除
地震保険料 支払保険料等の計
地震保険料 うち年末調整等以外
旧長期損害保険料 支払保険料等の計
旧長期損害保険料 うち年末調整等以外
寄附金控除に関する事項
寄附先の名称等 所在地
寄附先の名称等 名称
寄附金
本人に関する事項
寡婦
控除区分
原因区分
ひとり親 控除区分
勤労学生
控除区分
年調以外かつ専修学校等区分
障害者 控除区分
特別障害者 控除区分
配偶者や親族に関する事項
配偶者
氏名
個人番号
生年月日
障害者
障
特障
国外居住
国外
年調
住宅 特個
住民税
同一
別居
その他 調整
親族 繰り返し
氏名
個人番号
続柄
生年月日
障害者
障
特障
国外居住
国外
年調
特親
住宅 特個
住民税
16
別居
その他 調整
住民税・事業税に関する事項
住民税 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所
氏名
住所
国外
所得税で控除対象配偶者などとした専従者
氏名
給与
住民税
非上場株式の少額配当等
非居住者の特例
配当割額控除額
株式等譲渡所得割額控除額
明細1
都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)
共同募金、日赤その他の寄附
明細2
都道府県条例指定寄附
市区町村条例指定寄附
退職所得のある配偶者・親族
退職所得のある配偶者・親族の氏名
個人番号

続柄
 生年月日
 退職所得を除く所得金額
 障害者
 障
 特障
 その他 調整
 寡婦・ひとり親
 寡婦
 ひとり親
 事業税
 非課税所得など
 番号
 所得金額
 損益通算の特例適用前の不動産所得
 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額
 事業用資産の譲渡損失など
 前年中の開(廃)業
 開始・廃止の区分
 開始(廃止)月日
 他都道府県の事務所等区分
 申告書第三表
 申告書見出し部(第三表)
 年分
 申告の種類
 納税者等部
 住所(又は居所・事業所等)
 住所
 住所以外の居所又は事業所等
 屋号
 フリガナ
 氏名
 分離課税用(第三表)
 収入金額
 分離課税
 短期譲渡
 一般分
 軽減分
 長期譲渡
 一般分
 特定分
 軽減分
 明細
 一般株式等の譲渡
 上場株式等の譲渡
 上場株式等の配当等
 収入金額
 先物取引
 収入金額
 山林
 退職
 所得金額
 分離課税
 短期譲渡
 一般分
 軽減分
 長期譲渡
 一般分
 特定分
 軽減分
 明細
 一般株式等の譲渡
 上場株式等の譲渡
 上場株式等の配当等
 所得金額
 先物取引
 所得金額
 山林
 退職
 税金の計算
 総合課税の合計額
 所得から差し引かれる金額
 課税される所得金額
 (12)対応分
 (67)(68)対応分
 (69)(70)(71)対応分
 (72)(73)対応分
 (74)対応分
 (75)対応分

(76)対応分
 (77)対応分
 税額
 (78)対応分
 (79)対応分
 (80)対応分
 (81)対応分
 (82)対応分
 (83)対応分
 (84)対応分
 (85)対応分
 (86)から(93)までの合計
 その他
 株式等
 本年分の(72)、(73)から差し引く繰越損失額
 翌年以後に繰り越される損失の金額
 配当等
 本年分の(74)から差し引く繰越損失額
 先物取引
 本年分の(75)から差し引く繰越損失額
 翌年以後に繰り越される損失の金額
 特例適用条文
 条文 繰り返し
 法区分
 条1
 条2
 条3
 項
 号
 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項
 分離課税の譲渡所得の明細 繰り返し
 区分
 所得の生ずる場所
 必要経費(上段)
 必要経費(下段)
 差引金額(上段)
 差引金額(下段)
 特別控除額
 差引金額(上段) 次葉合計
 項目名
 金額
 差引金額の合計額
 特別控除額 次葉合計
 項目名
 金額
 特別控除額の合計額
 上場株式等の譲渡所得等に関する事項 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額
 退職所得に関する事項
 一般
 収入金額
 退職所得控除額
 短期
 収入金額
 退職所得控除額
 特定役員
 収入金額
 退職所得控除額
 申告書第四表(一)
 申告書見出し部(第四表(一))
 年分
 申告の種類
 納税者等部(第四表(一))
 住所(又は居所・事業所等)
 納税地区分
 住所
 住所以外の居所又は事業所等
 フリガナ
 氏名
 損失申告用(第四表(一))
 1. 損失額又は所得金額
 A
 經常所得
 B
 譲渡
 短期
 分離譲渡
 区分等
 一般分
 軽減分

	所得の生ずる場所等
	収入金額
	必要経費等(上段)
	必要経費等(下段)
	差引金額(上段)
	差引金額(下段)
	損失額又は所得金額(上段)
	損失額又は所得金額(下段)
総合譲渡	
	差引金額(上段)
	差引金額(下段)
	特別控除額
	損失額又は所得金額(上段)
	損失額又は所得金額(下段)
長期	
分離譲渡	
区分等	
一般分	
特定分	
軽課分	
	所得の生ずる場所等
	収入金額
	必要経費等(上段)
	必要経費等(下段)
	差引金額(上段)
	差引金額(下段)
	損失額又は所得金額(上段)
	損失額又は所得金額(下段)
総合譲渡	
	差引金額(上段)
	差引金額(下段)
	特別控除額
	損失額又は所得金額(上段)
	損失額又は所得金額(下段)
一時	
	差引金額
	特別控除額
	損失額又は所得金額(上段)
	損失額又は所得金額(下段)
C	
山林	
	収入金額
	損失額又は所得金額
D	
退職	
一般	
	所得の生ずる場所等
	収入金額
	必要経費等
	差引金額
短期	
	所得の生ずる場所等
	収入金額
	必要経費等
	差引金額
特定役員	
	所得の生ずる場所等
	収入金額
	必要経費等
	差引金額
	損失額又は所得金額
E	
明細	
一般株式等の譲渡	
	収入金額
	損失額又は所得金額
上場株式等の譲渡	
	収入金額
	損失額又は所得金額
上場株式等の配当等	
区分等	
	所得の生ずる場所等
	収入金額
	必要経費等
	差引金額
	損失額又は所得金額
F	
先物取引	
	収入金額

損失額又は所得金額
 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額
 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額
 特例適用条文
 2. 損益の通算
 通算前
 A
 經常所得
 B
 譲渡
 短期
 総合譲渡
 長期
 分離譲渡(特定損失額)
 総合譲渡
 一時
 第1次通算後
 A
 經常所得
 B
 譲渡
 短期
 総合譲渡
 長期
 分離譲渡(特定損失額)
 総合譲渡
 一時
 C
 山林
 第2次通算後
 A
 經常所得
 B
 譲渡
 短期
 総合譲渡
 長期
 分離譲渡(特定損失額)
 総合譲渡
 一時
 C
 山林
 D
 退職
 第3次通算後
 A
 經常所得
 B
 譲渡
 短期
 総合譲渡
 長期
 分離譲渡(特定損失額)
 総合譲渡
 一時
 C
 山林
 D
 退職
 損失額又は所得金額
 A
 經常所得
 B
 譲渡
 短期
 総合譲渡
 長期
 分離譲渡(特定損失額)
 総合譲渡・一時
 C
 山林
 D
 退職
 損失額又は所得金額の合計額
 申告書第四表(二)
 申告書見出し部(第四表(二))
 年分
 申告の種類
 損失申告用(第四表(二))

3. 翌年以後に繰り越す損失額
 - 青色申告者の損失の金額
 - 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 - 変動所得の損失額
 - 被災事業用資産の損失額
 - 山林以外
 - 営業等・農業
 - 被災事業用資産の種類など
 - 損害の原因
 - 損害年月日
 - 損害金額
 - 保険金などで補填される金額
 - 差引損失額
 - 不動産
 - 被災事業用資産の種類など
 - 損害の原因
 - 損害年月日
 - 損害金額
 - 保険金などで補填される金額
 - 差引損失額
 - 山林
 - 被災事業用資産の種類など
 - 損害の原因
 - 損害年月日
 - 損害金額
 - 保険金などで補填される金額
 - 差引損失額
 - 山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額
 - 山林所得に係る被災事業用資産の損失額
4. 繰越損失を差し引く計算
 - 年分(A)
 - 3年前(A)
 - 青色の場合
 - 白色の場合
 - 年分(B)
 - 2年前(B)
 - 青色の場合
 - 白色の場合
 - 年分(C)
 - 前年(C)
 - 青色の場合
 - 白色の場合
 - 前年分までに引ききれなかった損失額
 - A年分
 - 純損失
 - 青色
 - 山林以外の所得の損失
 - 山林所得の損失
 - 白色
 - 変動所得の損失
 - 被災事業用資産の損失
 - 山林以外
 - 山林
 - 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 - 雑損失
 - B年分
 - 純損失
 - 青色
 - 山林以外の所得の損失
 - 山林所得の損失
 - 白色
 - 変動所得の損失
 - 被災事業用資産の損失
 - 山林以外
 - 山林
 - 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 - 雑損失
 - C年分
 - 純損失
 - 青色
 - 山林以外の所得の損失
 - 山林所得の損失
 - 白色
 - 変動所得の損失
 - 被災事業用資産の損失
 - 山林以外
 - 山林
 - 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 - 雑損失

本年分で差し引く損失額
 A年分
 純損失
 青色
 山林以外の所得の損失
 山林所得の損失
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 B年分
 純損失
 青色
 山林以外の所得の損失
 山林所得の損失
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 C年分
 純損失
 青色
 山林以外の所得の損失
 山林所得の損失
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額
 本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額
 本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額
 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額
 B年分
 純損失
 青色
 山林以外の所得の損失
 山林所得の損失
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 C年分
 純損失
 青色
 山林以外の所得の損失
 山林所得の損失
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額
 5. 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額
 6. 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額
 7. 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額
 申告書第四表付表(一)
 申告書見出し部(第四表付表(一))
 年分
 申告の種類
 納税者等部(第四表付表(一))
 住所(又は居所・事業所等)
 納税地区分
 住所
 住所以外の居所又は事業所等
 フリガナ

氏名
損失申告用(第四表付表(一))
3. 翌年以後に繰り越す損失額
純損失の繰越控除期間の特例の該当判定
事業所得
事業資産特定災害損失額
事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額
(イ)／(ロ) ≥ 0.1のときは、「該当」
不動産所得等
不動産等特定災害損失額
不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額
(ハ)／(ニ) ≥ 0.1のときは、「該当」
翌年以後に繰り越す損失額
青色申告者の損失の金額
要件非該当
被災純損失以外の純損失金額
被災純損失金額(所得税法)
被災純損失金額(震災特例法)
要件該当 特定非常災害発生年純損失金額
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
変動所得の損失額
被災事業用資産の損失額
山林以外
営業等・農業
被災事業用資産の種類など
損害の原因
損害年月日
損害金額
保険金などで補填される金額
差引損失額
うち棚卸資産特定災害損失額
うち固定資産特定災害損失額
うち棚卸資産震災損失額
うち固定資産震災損失額
不動産
被災事業用資産の種類など
損害の原因
損害年月日
損害金額
保険金などで補填される金額
差引損失額
うち固定資産特定災害損失額
うち固定資産震災損失額
山林
被災事業用資産の種類など
損害の原因
損害年月日
損害金額
保険金などで補填される金額
差引損失額
うち固定資産特定災害損失額
うち固定資産震災損失額
山林所得に係る被災事業用資産の損失額
要件非該当
被災純損失以外の純損失金額
被災純損失金額(所得税法)
被災純損失金額(震災特例法)
要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額
要件非該当
被災純損失以外の純損失金額
被災純損失金額(所得税法)
被災純損失金額(震災特例法)
要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額
申告書第四表付表(二)
申告書見出し部(第四表付表(二))
年分
申告の種類
損失申告用(第四表付表(二))
4. 繰越損失を差し引く計算(5年前、4年前及び3年前に生じた損失)
前年分までに引ききれなかった損失額
A年分
純損失
山林以外
山林
雑損失
B年分
純損失
山林以外

山林
 雑損失
 C年分
 純損失
 青色
 山林以外
 山林
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 被災純損失(青・白)
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(震災特例法)
 本年分で差し引く損失額
 A年分
 純損失
 山林以外
 山林
 雑損失
 B年分
 純損失
 山林以外
 山林
 雑損失
 C年分
 純損失
 青色
 山林以外
 山林
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 被災純損失(青・白)
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(震災特例法)
 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額
 B年分
 純損失
 山林以外
 山林
 雑損失
 C年分
 純損失
 山林以外
 山林
 特定雑損失(震災特例法)
 申告書第四表付表(三)
 申告書見出し部(第四表付表(三))
 年分
 申告の種類
 損失申告用(第四表付表(三))
 4. 繰越損失を差し引く計算(2年前及び前年に生じた損失)
 前年分までに引ききれなかった損失額
 D年分
 純損失
 青色
 被災純損失以外の損失
 山林以外
 山林
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 被災純損失(青・白)
 被災純損失(所得税法)
 山林以外

山林
 被災純損失(震災特例法)
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(所得税法)
 特定雑損失(震災特例法)
 E年分
 純損失
 青色
 被災純損失以外の損失
 山林以外
 山林
 特定非常災害発生年純損失
 山林以外
 山林
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 特定非常災害発生年特定純損失
 山林以外
 山林
 被災純損失(青・白)
 被災純損失(所得税法)
 山林以外
 山林
 被災純損失(震災特例法)
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(所得税法)
 特定雑損失(震災特例法)
 本年分で差し引く損失額
 D年分
 純損失
 青色
 被災純損失以外の損失
 山林以外
 山林
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 被災純損失(青・白)
 被災純損失(所得税法)
 山林以外
 山林
 被災純損失(震災特例法)
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(所得税法)
 特定雑損失(震災特例法)
 E年分
 純損失
 青色
 被災純損失以外の損失
 山林以外
 山林
 特定非常災害発生年純損失
 山林以外
 山林
 白色
 変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林
 特定非常災害発生年特定純損失
 山林以外
 山林

被災純損失(青・白)
 被災純損失(所得税法)
 山林以外
 山林
 被災純損失(震災特例法)
 山林以外
 山林
 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額
 雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(所得税法)
 特定雑損失(震災特例法)
 本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額
 本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額
 本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額
 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額

D年分

純損失
 青色
 被災純損失以外の損失
 山林以外
 山林

白色

変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林

被災純損失(青・白)

 被災純損失(所得税法)
 山林以外
 山林
 被災純損失(震災特例法)
 山林以外
 山林

居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額

雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(所得税法)
 特定雑損失(震災特例法)

E年分

純損失
 青色
 被災純損失以外の損失
 山林以外
 山林

特定非常災害発生年純損失

 山林以外
 山林

白色

変動所得の損失
 被災事業用資産の損失
 山林以外
 山林

特定非常災害発生年特定純損失

 山林以外
 山林

被災純損失(青・白)

 被災純損失(所得税法)
 山林以外
 山林
 被災純損失(震災特例法)
 山林以外
 山林

居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額

雑損失
 特定雑損失以外の雑損失
 特定雑損失(所得税法)
 特定雑損失(震災特例法)

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額

5. 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額
 特定雑損失(所得税法)の金額
 特定雑損失(震災特例法)の金額

等

KOB080

(ウ)年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)
 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)(一面)
 年分

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1. 住所及び氏名

住所

郵便番号

住所

電話番号

フリガナ

氏名

(共有者の氏名)

フリガナ1

氏名1

フリガナ2

氏名2

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日

再居住開始年月日

再び居住の用に供した家屋の所在地

居住の用に供していない期間の家屋の用途

賃貸の用

空家

その他

期間(自)

期間(至)

その他

その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用

再び居住の用に供した場合の再適用

再び居住の用に供した場合の適用

2. 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項

居住開始年月日

補助金等控除前の取得対価の額

交付を受ける補助金等の額

取得対価の額

総(床)面積

うち居住用部分の(床)面積

土地等に関する事項

居住開始年月日

補助金等控除前の取得対価の額

交付を受ける補助金等の額

取得対価の額

総(床)面積

うち居住用部分の(床)面積

3. 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日(上段)

居住開始年月日(下段)

補助金等控除前の増改築等の費用の額(上段)

補助金等控除前の増改築等の費用の額(下段)

交付を受ける補助金等の額(上段)

交付を受ける補助金等の額(下段)

増改築等の費用の額(上段)

増改築等の費用の額(下段)

(ワ)のうち居住用部分の金額(上段)

(ワ)のうち居住用部分の金額(下段)

4. 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

税率区分

なし又は5%

8%

10%

税率が10%の場合に(ロ)、(ワ)に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

5. 家屋や土地等の取得対価の額

家屋

あなたの共有持分

分子

分母

((二)、(リ)、(ヨ))* (1)

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額

あなたの持分に係る取得対価の額等

土地等

あなたの共有持分

分子

分母

((二)、(リ)、(ヨ))* (1)

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額

あなたの持分に係る取得対価の額等

合計

((二)、(リ)、(ヨ))* (1)

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額

あなたの持分に係る取得対価の額等

増改築等

- あなたの共有持分
分子
分母
((二)、(リ)、(ヨ))*1(上段)
((二)、(リ)、(ヨ))*1(下段)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(上段)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(下段)
あなたの持分に係る取得対価の額等(上段)
あなたの持分に係る取得対価の額等(下段)
6. 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
- 住宅のみ
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
連帯債務に係るあなたの負担割合
住宅借入金等の年末残高
(4)と(7)のいずれか少ない方の金額
居住用割合
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高
- 土地等のみ
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
連帯債務に係るあなたの負担割合
住宅借入金等の年末残高
(4)と(7)のいずれか少ない方の金額
居住用割合
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高
- 住宅及び土地等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
連帯債務に係るあなたの負担割合
住宅借入金等の年末残高
(4)と(7)のいずれか少ない方の金額
居住用割合
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高
- 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(上段)
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(下段)
連帯債務に係るあなたの負担割合(上段)
連帯債務に係るあなたの負担割合(下段)
住宅借入金等の年末残高(上段)
住宅借入金等の年末残高(下段)
(4)と(7)のいずれか少ない方の金額(上段)
(4)と(7)のいずれか少ない方の金額(下段)
居住用割合(上段)
居住用割合(下段)
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(上段)
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(下段)
住宅借入金等の年末残高の合計額(上段)
住宅借入金等の年末残高の合計額(下段)
- 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)(二面)
明細
- 納税者等部
氏名
7. 特定の増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等の費用の額(上段)
高齢者等居住改修工事等の費用の額(下段)
断熱改修工事等の費用の額(上段)
断熱改修工事等の費用の額(下段)
特定断熱改修工事等の費用の額(上段)
特定断熱改修工事等の費用の額(下段)
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(上段)
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(下段)
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(上段)
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(下段)
特定の増改築等工事の費用の合計額(上段)
特定の増改築等工事の費用の合計額(下段)
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(上段)
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(下段)
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(上段)
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(下段)
8. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
8%・10%同一年中取得
家屋・増改築等
一面の(ロ)又は(ワ)の金額
一面の(4)の(A)又は(4)の(D)の金額
重複適用
重複適用の特例
三面の(23)の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
9. 控除証明書の交付を要しない場合

電子交付希望区分
 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)(三面)
 年分
 納税者等部
 氏名
 住宅借入金等の年末残高の合計額
 合計額(上段)
 合計額(下段)
 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成25年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成24年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成23年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合
 平成20年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成19年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合 認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき
 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成25年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成24年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成23年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合 認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき
 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成25年中に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合
 平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当するとき
 (11)の金額
 (19)の金額
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき
 (11)の金額
 (19)の金額
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合
 平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当するとき
 (11)の金額
 (19)の金額
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき
 (11)の金額

(19)の金額
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合
 平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合
 (11)の金額
 (19)の金額
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合
 平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(上段)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(下段)
 重複適用を受ける場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)(四面)
 年分
 1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算
 (A)あなた
 連帯債務者(共有者)の氏名

- 取得した資産
 - 家屋(増改築等)
 - 各共有者の共有持分
 - 分子
 - 分母
 - 各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等
- 土地等
 - 各共有者の共有持分
 - 分子
 - 分母
 - 各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額
- 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等
- 取得した資産に係る資金の状況
- 各共有者の自己資金負担額
- 借入金
 - 各共有者の単独債務による当初借入金額
 - 当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高
- (B)共有者
 - 連帯債務者(共有者)の氏名
 - 取得した資産
 - 家屋(増改築等)
 - 各共有者の共有持分
 - 分子
 - 分母
 - 各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等
 - 土地等
 - 各共有者の共有持分
 - 分子
 - 分母
 - 各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額
 - 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等
 - 取得した資産に係る資金の状況
 - 各共有者の自己資金負担額
 - 借入金
 - 各共有者の単独債務による当初借入金額
 - 当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高
- (C)共有者
 - 連帯債務者(共有者)の氏名
 - 取得した資産
 - 家屋(増改築等)
 - 各共有者の共有持分
 - 分子
 - 分母
 - 各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等
 - 土地等
 - 各共有者の共有持分
 - 分子
 - 分母
 - 各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額
 - 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等
 - 取得した資産に係る資金の状況
 - 各共有者の自己資金負担額
 - 借入金
 - 各共有者の単独債務による当初借入金額
 - 当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高
- (D)合計等
 - 取得した資産
 - 家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額)
 - 土地等の取得対価の額
 - 取得した資産に係る資金の状況
 - 各共有者の自己資金負担額
 - 借入金
 - 各共有者の単独債務による当初借入金額
 - 連帯債務による当初借入金額
 - 当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高
- 2 各共有者の住宅借入金等の年末残高
 - (A)あなた
 - 各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額
 - 連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合
 - 連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高
 - 各共有者の住宅借入金等の年末残高
 - (B)共有者
 - 各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額
 - 連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合
 - 連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高
 - 各共有者の住宅借入金等の年末残高
 - (C)共有者
 - 各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額
 - 連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合

連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高
各共有者の住宅借入金等の年末残高
等

(14)マイナポータル申請管理

申請内容ファイル

eLTAX住民税申告受付番号
翌年度の書面通知希望有無
メールアドレス
提出年月日時分秒
年分
申告書バージョン情報
個人番号
整理番号
氏名フリガナ
氏名
現住所
1月1日現在の住所
1月1日現在の住所の地方自治体コード
業種又は職業
電話番号
生年月日
世帯主の氏名
続柄
1 収入金額等
事業
営業等
農業
不動産
利子
配当
給与
雑
公的年金等
業務
その他
総合譲渡
短期
長期
一時
2 所得金額
事業
営業等
農業
不動産
利子
配当
給与
雑
公的年金等
業務
その他
合計
総合譲渡・一時
合計
3 所得から差し引かれる金額に関する事項
社会保険料控除
社会保険の種類
支払った保険料
支払った保険料合計
生命保険料控除
新生命保険料の計
旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計
旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計
地震保険料控除
地震保険料の計
旧長期損害保険料の計
寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
寡婦控除
死別
離婚
生死不明
未帰還
ひとり親控除
勤労学生控除
学校名

- 障害者控除
 - フリガナ
 - 氏名
 - 障害の程度
 - 個人番号
- 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者
 - 配偶者
 - フリガナ
 - 氏名
 - 生年月日
 - 配偶者の合計所得金額
 - 個人番号
 - 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)
- 扶養控除
 - フリガナ
 - 氏名
 - 生年月日
 - 別居同居の区分
 - 続柄
 - 個人番号
 - 控除額
- 16歳未満の扶養親族(控除対象外)
 - フリガナ
 - 氏名
 - 生年月日
 - 別居同居の区分
 - 続柄
 - 個人番号
- 扶養控除額の合計
- 雑損控除
 - 損害の原因
 - 損害年月日
 - 損害を受けた資産の種類
 - 損害金額
 - 保険金などで補填される金額
 - 差引損失額のうち災害関連支出の金額
- 医療費控除
 - 支払った医療費等
 - 保険金などで補填される金額
- 4 所得から差し引かれる金額
 - 社会保険料控除
 - 小規模企業共済等掛金控除
 - 生命保険料控除
 - 地震保険料控除
 - 寡婦、ひとり親控除
 - 勤労学生、障害者控除
 - 配偶者(特別)控除
 - 扶養控除
 - 基礎控除
 - ⑬から⑳までの計
 - 雑損控除
 - 医療費控除区分
 - 医療費控除
 - 合計
- 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法
- 6 給与所得の内訳
 - 日給
 - 勤務日数
 - 月収
 - 賞与等
 - 合計
 - 法人番号又は所在地
 - 勤務先名
 - 電話番号
- 7 事業・不動産所得に関する事項
 - 所得の種類
 - 支払者の「名称」
 - 支払者の「法人番号又は所在地」
 - 収入金額
 - 必要経費
 - 青色申告特別控除額

- 8 配当所得に関する事項
 - 配当所得の種類
 - 支払者の「名称」
 - 支払者の「法人番号又は所在地」
 - 支払確定年月
 - 収入金額
 - 必要経費
 - 国外株式等に係る外国所得税額
- 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
 - 種目
 - 支払者の「名称」
 - 支払者の「法人番号又は所在地」
 - 収入金額
 - 必要経費
- 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
 - 総合譲渡
 - 短期
 - 収入金額
 - 必要経費
 - 差引金額
 - 所得金額
 - 長期
 - 収入金額
 - 必要経費
 - 差引金額
 - 所得金額
 - 特別控除額
 - 一時
 - 収入金額
 - 必要経費
 - 差引金額
 - 所得金額
 - 特別控除額
 - 合計
- 11 事業専従者に関する事項
 - フリガナ
 - 氏名
 - 続柄
 - 生年月日
 - 専従者給与(控除)額
 - 個人番号
 - 従事月数
 - 所得税における青色申告の承認の有無
 - 合計額
- 12 別居の扶養親族等に関する事項
 - フリガナ
 - 氏名
 - 個人番号
 - 住所
 - 国外居住
 - 配偶者
 - 30歳未満又は70歳以上
 - 留学
 - 障害者
 - 38万円以上の支払
- 13 事業税に関する事項
 - 非課税所得など
 - 所得金額
 - 損益通算の特例適用前の不動産所得
 - 事業用資産の譲渡損失など
 - 資産の種類
 - 損失額、被災損失額(白)
 - 前年中の開廃業
 - 開始・廃止
 - 月日
 - 他都道府県の事務所等
- 14 寄附金に関する事項
 - 都道府県、市区町村分(特例控除対象)
 - 住所地の共同募金、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)
 - 条例指定分
 - 都道府県
 - 市区町村

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ

氏名

続柄

生年月日

特別障害者に該当する場合

別居の場合の住所

個人番号

16 その他の事項

摘要

添付資料情報

団体任意検索キー1

団体任意検索キー2

団体任意検索キー3

団体任意検索キー4

団体任意検索キー5

等

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令(以下「番号法別表 第二の主務省令」という。)第20条 【情報提供】 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120、121の項 (2) 番号法別表第二の主務省令第1条、第2 条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第 10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第 19条、第20条、第22条、第22条の3、第22条 の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の 3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第 31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34 条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43 条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条 の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、 第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第 59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、 第59条の4	【情報照会】 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令(以下「番号法別表 第二の主務省令」という。)第20条 【情報提供】 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1、 2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、 42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、 91、92、94、97、101、102、103、106、107、 108、113、114、115、116、117、120、121の項 (2) 番号法別表第二の主務省令第1条、第2 条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第 10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第 19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、 第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第 24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28 条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第 32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第 37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、 第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第 44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58 条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の 3、第59条の3、第59条の4	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別添1) 事務の内容	・(3)固定資産税・都市計画税の図中に凡例“ 特定個人情報を含まない情報の流れ”の表記 なし ・(5)事業所税、(6)市たばこ税の図中に“b”の 表記なし	・(3)固定資産税・都市計画税の図中に凡例“ 特定個人情報を含まない情報の流れ”を追加 ・(5)事業所税、(6)市たばこ税の図中に“b”を 追加	事後	脱字のため
令和4年3月31日	(別添2) 記録項目 (12) 国税連携	—	別添2のとおり 和暦(平成)の削除 等	事後	税制改正による様式変更のため
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度	【個人住民税】 ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入 手方法は住民基本台帳等事務システム ・医療保険関係情報／年1回／入手方法は国 民健康保険等システム ・障がい者関係情報／年1回／入手方法は総 合福祉システム ・生活保護関係情報／年1回／入手方法は総 合福祉システム ・介護保険関係情報／年1回／入手方法は介 護保険システム	【個人住民税】 ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入 手方法は住民基本台帳等事務システム ・医療保険関係情報／年1回／入手方法は国 民健康保険等システム ・障がい者関係情報／年2回／入手方法は総 合福祉システム ・生活保護関係情報／年1回／入手方法は総 合福祉システム ・介護保険関係情報／年1回／入手方法は介 護保険システム	事後	実態に合わせて修正
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネ ス、赤坂印刷株式会社、東洋印刷株式会社	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネ ス、赤坂印刷株式会社、東洋印刷株式会社、 レスター工業株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会 社、コンピューターサプライ株式会社、サン コーダイレクトメイリング株式会社	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネ ス、コンピューターサプライ株式会社、サンコー ダイレクトメイリング株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	アクセンチュア株式会社、シティコンピュータ株 式会社、再春館システム株式会社	トッパン・フォームズ株式会社、株式会社エス・ ピー・シー、株式会社セゾンパーソナルプラス	事後	入札による委託業者変更のため
令和4年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報ファイルの 提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 66件 移転を行っている 30件	提供を行っている 67件 移転を行っている 30件	事後	法令改正による提供先の追加の ため
令和4年3月31日	(別紙) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第二の第28 の項	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第28 の項 番号法別表第二の主務省令第21条	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第二の第57 の項	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第57 の項 番号法別表第二の主務省令第31条	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙) 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第58 の項 番号法別表第二の主務省令第31条の2	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第58 の項 番号法別表第二の主務省令第31条の2の2	事後	法令改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	(別紙)提供先33 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第二の第66の項	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第66の項 番号法別表第二の主務省令第37条	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙)提供先34 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第二の第67の項	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第67の項 番号法別表第二の主務省令第38条	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙)提供先36 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第71の項	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第67の項 番号法別表第二の主務省令第39条の2	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙)提供先41 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第91の項 番号法別表第二の主務省令第44条の2	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第91の項 番号法別表第二の主務省令第44条の5	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙)提供先49 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法別表第二の第107の項	番号法第19条第8号 番号法別表第二の第107の項 番号法別表第二の主務省令第54条	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙)提供先1～56、62～66 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙)提供先59～61 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法令改正のため
令和4年3月31日	(別紙)提供先67の追加	－	(資料4)大阪市 地方税事務 全項目評価書 【別添資料】提供・移転先一覧のとおり	事後	法令改正のため
令和5年3月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・他市町村、他機関と情報提供ネットワークシステムを介して税情報を連携する。	・他市町村、他機関と情報提供ネットワークシステムを介して税情報等を連携する。	事後	実態に合わせて修正
令和5年3月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)を省略できる。	(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・各種申請・申告等に必要な添付書類(納税証明書等)を省略できる。	事後	実態に合わせて修正
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容	(2)個人住民税 (3)固定資産税・都市計画税 (6)市たばこ税 納税義務者 (7)収納管理・滞納整理 納税義務者 (2)個人住民税 (3)固定資産税・都市計画税 (4)軽自動車税 (7)収納管理・滞納整理 他市町村の情報を参照	(2)個人住民税 (3)固定資産税・都市計画税 (6)市たばこ税 納税義務者又は代理人 (7)収納管理・滞納整理 納税者、特別徴収義務者又は代理人(ただし、⑧は代理人を除く) (2)個人住民税 (3)固定資産税・都市計画税 (4)軽自動車税 (7)収納管理・滞納整理 他機関の情報を参照	事後	実態に合わせて修正
令和5年3月31日	(別添2)記録項目 (7)収納管理・滞納整理	(追加)	公金受取口座登録・連携ファイル関係情報	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 主な記録項目	(「その他」に追加)	公金受取口座登録・連携ファイル関係情報	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報：賦課徴収・調査業務に必要な ・国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障がい者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報：賦課徴収・調査業務に必要な	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報：賦課徴収・調査業務に必要な ・国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、障がい者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、公金受取口座登録・連携ファイル関係情報：賦課徴収・調査業務に必要な	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(「行政機関・独立行政法人等」に追加)	デジタル庁	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(【収納管理・滞納整理】に追加)	○入手元(行政機関・独立行政法人等) 公金受取口座情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	4 調査業務…生活保護受給情報、障がい者情報、所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定、扶養是正等を行う。	4 調査業務…生活保護受給情報、障がい者情報、所得情報、扶養関係情報、公金受取口座情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定、扶養是正等を行う。	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネス、赤坂印刷株式会社、東洋印刷株式会社、レスター工業株式会社	株式会社コーユービジネス、塚田印刷株式会社、アテンサプライ株式会社、レスター工業株式会社、赤坂印刷株式会社、東洋印刷株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	塚田印刷株式会社、株式会社コーユービジネス、コンピューターサプライ株式会社、サンコーダイレクトメイリング株式会社	株式会社コーユービジネス、塚田印刷株式会社、アテンサプライ株式会社、レスター工業株式会社、コンピューターサプライ株式会社、サンコーダイレクトメイリング株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社、株式会社エス・ピー・シー、株式会社セゾンパーソナルプラス	アデコ株式会社、株式会社エス・ピー・シー、株式会社セゾンパーソナルプラス	事後	入札による委託業者変更のため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	搬送業務の委託契約が増加したため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	船場法人市税事務所分室にて受け付けた事業所税の申告書等を搬送する必要があるため	申告書等を漏洩することなく適切に搬送する必要があるため	事後	搬送業務の委託契約が増加したため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑥委託先名	インターナショナルエクスプレス株式会社	株式会社ヤマツナーナッジ、株式会社南和	事後	入札による委託業者変更のため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【申請者からの提示】 ・本人が書面を提出する際に、本人が本人(生計を一にするもの含む。以降、同様の定義とする)以外の情報を誤って記載することがないようチェックを行う。 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号カード、通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないものまたは正しく変更手続きが取られているもの)、住民票の写し、運転免許証等により申請者の本人確認を行う。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないようにする。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手においては、電子証明書による本人確認や提出先を特定する等により対象者以外の情報が入手できないようにシステムで制御している。	【申請者からの提示】 ・本人が書面を提出する際に、本人が本人(生計を一にするもの含む。以降、同様の定義とする)以外の情報を誤って記載することがないようチェックを行う。 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号カード、通知カード(氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り)、住民票の写し、運転免許証等により申請者の本人確認を行う。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないようにする。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手においては、電子証明書による本人確認や提出先を特定する等により対象者以外の情報が入手できないようにシステムで制御している。	事後	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードや通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないものまたは正しく変更手続きが取られているもの)または個人番号が記載された住民票の写し等による確認または、システム(オンライン操作またはバッチ処理)による確認を行う。	個人番号カードや通知カード(氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)または個人番号が記載された住民票の写し等による確認または、システム(オンライン操作またはバッチ処理)による確認を行う。	事後	実態に合わせて修正
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和6年4月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	(追加)	【入湯税】 ①入湯税申告書を作成、送付する。 ②入湯税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和6年4月15日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム) 地方税共同機構が管理・運営するシステムであり、委託利用型として認定委託先事業者からのサービス提供を受けるものである。 主な機能は次のとおり。 (審査システム) ・個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ・固定資産税: 固定資産の所有者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ・軽自動車税: 軽自動車税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、申告書の提出期限の延長の承認申請書等を受領する。 ・事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・市たばこ税: 市たばこ税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、市たばこ税の申告書等を受領する。 ・入湯税: 入湯税の特別徴収義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、入湯税の申告書等を受領する。	14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム) 地方税共同機構が管理・運営するシステムであり、委託利用型として認定委託先事業者からのサービス提供を受けるものである。 主な機能は次のとおり。 (審査システム) ・個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ・固定資産税: 固定資産の所有者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ・軽自動車税: 軽自動車税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、申告書の提出期限の延長の承認申請書等を受領する。 ・事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・市たばこ税: 市たばこ税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、市たばこ税の申告書等を受領する。 ・入湯税: 入湯税の特別徴収義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、入湯税の申告書等を受領する。	事後	地方税ポータルシステムで新たな機能が追加されたため
令和6年4月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバー、統合基盤システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、市営住宅管理システム、医療費公費負担システム	国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバー、統合基盤システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、市営住宅管理システム、保健衛生システム	事後	令和5年中にシステム統合され名称が変更されたため
令和6年4月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	(追加)	①システムの名称 大阪市行政オンラインシステム ②システムの機能 市税の還付請求手続きをインターネットを経由して電子的に申請受付、審査、結果通知を行う。 ③他のシステムとの接続 その他(LGWAN)	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに関しリスク評価書を作成のうえ第三者評価を受けており、当該システムの利用はリスクを軽減させる変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月15日	(別添1)事務の内容	(追加)	入湯税を追加	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和6年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム)	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに関しリスク評価書を作成のうえ第三者評価を受けており、当該システムの利用はリスクを軽減させる変更であるため
令和6年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【全ての税目】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム 【個人住民税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙 【軽自動車税(種別割)】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・軽自動車税(種別割)申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙 【市たばこ税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・市たばこ税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙	【全ての税目】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム 【個人住民税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム 【軽自動車税(種別割)】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・軽自動車税(種別割)申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム 【市たばこ税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・市たばこ税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム 【入湯税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・入湯税納入申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳等事務システム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム	事後	誤字の修正 地方税ポータルシステムで新たな機能が追加されたため
令和6年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社コーユービジネス、塚田印刷株式会社、アテンサプライ株式会社、レスター工業株式会社、赤坂印刷株式会社、東洋印刷株式会社	株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、サンメッセ株式会社、株式会社ディーエムエス、レスター工業株式会社、赤坂印刷株式会社、コンピューター・サプライ株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
令和6年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社コーユービジネス、塚田印刷株式会社、アテンサプライ株式会社、レスター工業株式会社、コンピューターサプライ株式会社、サンコーダイレクトメイリング株式会社	株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、サンメッセ株式会社、株式会社ディーエムエス、レスター工業株式会社、コンピューターサプライ株式会社、サンコーダイレクトメイリング株式会社、株式会社ライトエスピー、フジアルテスタッフサポートセンター株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
令和6年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	アデコ株式会社、株式会社エス・ビー・シー、株式会社セゾンパーソナルプラス	TOPPANエッジ株式会社、株式会社インターフェイス、株式会社メディカルコンシェルジュ	事後	入札による委託業者変更のため
令和6年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑥委託先名	株式会社ヤマツナーナッジ、株式会社南和	株式会社ヤマツナーナッジ、ジャパンメッセンジャーサービス株式会社、広田ユニオン株式会社	事後	入札による委託業者変更のため
令和6年4月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【保管場所の状況】 ①税務事務システム(及び統合基盤システム)のサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)内のサーバ室に設置している。 ・中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。 ②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	【保管場所の状況】 ①税務事務システム(及び統合基盤システム)のサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)内のサーバ室に設置している。 ・中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。 ②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・サービス提供事業者のデータセンターはファシリティ標準のティア3以上であり、適切に管理されている。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに関しリスク評価書を作成のうえ第三者評価を受けており、当該システムの利用はリスクを軽減させる変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月15日	(別添2)記録項目	(4)軽自動車税(種別割) 省略 (5)事業所税 エ. 電信申告 事業所税項目 省略 (6)市たばこ税 省略	(4)軽自動車税(種別割) エ. 電子申告 軽自動車税(種別割)項目 申告区分、取得原因、車両番号、納税義務者 フラグ、所有者郵便番号、所有者住所、所有 者氏名、所有者電話番号、使用者郵便番号、 使用者住所、使用者氏名、使用者電話番号、 交付年月日、初度検査年月、用途、自動車の 種別、自家用事業用の別、車体の形状、車体 の形状コード、車名、車名コード、型式、乗車 定員1、最大積載量1、車両重量、車両総重量 1、車台番号、類別区分番号、原動機の型式、 長さ、幅、高さ、総排気量又は定格出力、燃料 の種類、有効期間満了日、主たる定置場住所 1、全国地方公共団体コード、所有形態、申告 年月日 等 (5)事業所税 エ. 電信申告 事業所税項目 法人(個人)番号を削除 (6)市たばこ税 オ.. 電子申告 市たばこ税項目 申告者住所又は所在地、申告者氏名又は名 称、申告区分、課税標準数量、税額、この申 告により納付すべき税額又は還付を受けよう とする金額 等 (7)入湯税 ア.. 電子申告 入湯税項目 提出年月日、申告対象年月、特別徴収義務者 氏名又は名称、特別徴収義務者郵便番号、特 別徴収義務者住所又は所在地、特別徴収義 務者電話番号、施設情報施設の種別、施設情 報名称(屋号)、施設情報所在地、課税標準 (入湯客数)、税額 等	事後	地方税ポータルシステムで新たな機能が追加されたため
令和6年4月15日	(別添2)記録項目	(7)収納管理・滞納整理 省略 (8)宛名管理 省略 (9)税証明 税証明においては、(1)～(8)の項目を使用 する。 (10)統合基盤システム 省略 (11)中間サーバ 省略	(8)収納管理・滞納整理 省略 (9)宛名管理 省略 (10)税証明 税証明においては、(1)～(9)の項目を使用 する。 (11)統合基盤システム 省略 (12)中間サーバ 省略	事後	上記修正による項番ずれ
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	【申請者からの提示】 ・本人が書面を提出する際に、本人が本人(生 計を一にするもの含む。以降、同様の定義と する)以外の情報を誤って記載することがない ようチェックを行う。 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号 カード、通知カード(氏名・住所等が住民票に 記載されている事項と一致している場合に限 る)、住民票の写し、運転免許証等により申請 者の本人確認を行う。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないよう にする。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入 手においては、電子証明書による本人確認や 提出先を特定する等により対象者以外の情報 が入手できないようにシステムで制御してい る。	【申請者からの提示】 ・本人が書面を提出する際に、本人が本人(生 計を一にするもの含む。以降、同様の定義と する)以外の情報を誤って記載することがない ようチェックを行う。 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号 カード、通知カード(氏名・住所等が住民票に 記載されている事項と一致している場合に限 る)、住民票の写し、運転免許証等により申請 者の本人確認を行う。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないよう にする。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入 手においては、電子証明書による本人確認や 提出先を特定する等により対象者以外の情報 が入手できないようにシステムで制御してい る。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申 請を行うためには、個人番号カードの電子署 名を付すことが必要であり、これに対し電子申 請に付された署名検証を実施することで本人 確認を実施する。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	【申請者からの入手】 ・本人が必要な情報以外を誤って記載すること がないような書面様式とする。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないよう にする。	【申請者からの入手】 ・本人が必要な情報以外を誤って記載すること がないような書面様式とする。 ・記載要領を充実し、誤った記載をしないよう にする。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申 請では、申請に必要な項目のみを入力する様 式とし、必要最小限の情報の入力となるよう にする。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	【申請者】 ・個人情報の収集に当たっては、本人や法令 に規定された者から収集することを原則として いる。 ・権限のない者からの届出を受付しないように 届出人の確認を徹底する。	【申請者】 ・個人情報の収集に当たっては、本人や法令 に規定された者から収集することを原則として いる。 ・権限のない者からの届出を受付しないように 届出人の確認を徹底する。 ・大阪市行政オンラインシステムでは、申請者 が手続きを行いたい画面に簡易に誘導できる メニュー機能があり、また各画面に手続き目的 も明示され、申請に必要な項目のみを入力す る様式とし、必要最小限の情報の入力となる ようにする。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・税務業務に係る各種申請にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」に基づき、個人番号カード、住民票の写し及び運転免許証等で本人確認(身元確認)を行う。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手においては、電子証明書による本人確認を行う。	・税務業務に係る各種申請にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」に基づき、個人番号カード、住民票の写し及び運転免許証等で本人確認(身元確認)を行う。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)からの入手においては、電子証明書による本人確認を行う。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確 保の措置の内容	【申請者からの提示】 ・本人確認を適正に実施するとともに、システム(オンライン操作またはバッチ処理)による個人番号の真正性確認(過去に真正性確認を完了している情報の確認や突合)が可能となるよう機能構築する。	【申請者からの提示】 ・本人確認を適正に実施するとともに、システム(オンライン操作またはバッチ処理)による個人番号の真正性確認(過去に真正性確認を完了している情報の確認や突合)が可能となるよう機能構築する。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請では、個人番号カードに格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能により、不正確な個人番号の入力を抑止する措置が講じられている。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	【本人からの情報入手】 ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。	【本人からの情報入手】 ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請では、大阪市行政オンラインシステムと大阪市との通信は暗号化のうえLGWANの閉回線において行う。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	【認証方法】 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者によりユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステムの的に変更を求める設定としている。 ＜税務事務システムにおける措置＞ ・個人毎に従事する事務に必要な業務権限のみを設定としている。 ・権限については管理者にて管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、権限の設定変更を行う。	【認証方法】 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者によりのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステムの的に変更を求める設定としている。 ＜税務事務システムにおける措置＞ ・個人毎に従事する事務に必要な業務権限のみを設定としている。 ・権限については管理者にて管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、権限の設定変更を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステムの的に変更を求める設定としている。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・大阪市行政オンラインシステムにおいて該当手続きの申請情報の閲覧・審査等を行う必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、他の人物が想像しにくいものから構成する ・パスワードは定期的に変更し、古いパスワードは利用しない ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更する ・必要でない限りシステム間及び職員間でのパスワードの共有は行わないこと ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる	【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さ(8文字以上)とし、他の人物が想像しにくいものから構成する ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更する ・必要でない限りシステム間及び職員間でのパスワードの共有は行わないこと ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シ ステムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効 の管理 具体的な管理方法	<税務事務システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所 管する部署の管理者が業務上必要なユーザI Dを確認し、権限を交付する。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所 管する部署の管理者が業務上不要となった ユーザIDを確認し、アクセス権限を回収する。 <統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限 に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行 う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者の ユーザIDやアクセス権限について利用無効や 権限削除を行う。	<税務事務システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所 管する部署の管理者が業務上必要なユーザI Dを確認し、権限を交付する。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所 管する部署の管理者が業務上不要となった ユーザIDを確認し、アクセス権限を回収する。 <統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限 に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行 う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者の ユーザIDやアクセス権限について利用無効や 権限削除を行う。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措 置> ・操作部署や業務システムの管理者からの申 請に基づき、従事者へユーザIDおよび権限を 付与する。担当替え等の際は、操作部署から の申請に基づきシステム管理者により業務上 アクセスが不要となったIDやアクセス権を変 更又は削除する。	事後	行政オンラインシステム構築事業 者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シス テムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の仕様の記 録 具体的な管理方法	<統合基盤システム・税務事務システムにお ける措置> ・税務事務システムへのログイン記録、個人を 特定した検索及び特定後の操作ログの記録を 行う。操作者は個人まで特定でき、記録は常 用文書として管理する。 ・システム(バッチ処理)に関する特定個人情 報の提供・移転による対象となる特定個人情 報を特定できるよう記録を常用文書として管理 する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記 録は、定期的に委託業者より受領する。 ・統合基盤システムにて記録する操作ログの 内、税務事務システムに関するものを、税務事 務システムにて保管する。	<統合基盤システム・税務事務システムにお ける措置> ・税務事務システムへのログイン記録、個人を 特定した検索及び特定後の操作ログの記録を 行う。操作者は個人まで特定でき、記録は常 用文書として管理する。 ・システム(バッチ処理)に関する特定個人情 報の提供・移転による対象となる特定個人情 報を特定できるよう記録を常用文書として管理 する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記 録は、定期的に委託業者より受領する。 ・統合基盤システムにて記録する操作ログの 内、税務事務システムに関するものを、税務事 務システムにて保管する。 <大阪市行政オンラインシステムにおける措 置> ・大阪市行政オンラインシステムのアクセスロ グ、操作ログを記録し、サービス利用期間保 存する。	事後	行政オンラインシステム構築事業 者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シス テムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に 必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・ 提供を原則として禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情 報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識に ついて研修を行う。 ・税務事務システム及び統合基盤システム利 用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不 適切な利用を抑止する。 ・アクセス状況について解析、点検を定期的に 実施している。	【職員の情報管理】 ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に 必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・ 提供を原則として禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情 報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識に ついて研修を行う。 ・税務事務システム、統合基盤システム及び 大阪市行政オンラインシステム利用時の職員 認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した 職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利 用を抑止する。 ・アクセス状況について解析、点検を定期的に 実施している。	事後	行政オンラインシステム構築事業 者がマイナンバーの取り扱いに 関しリスク評価書を作成のうえ第 三者評価を受けており、当該シス テムの利用はリスクを軽減させる 変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	【委託事業者の情報管理】 ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 ＜税務事務システムにおける措置＞ ・システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・原則、USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記憶媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。 ・台帳管理された外部記憶媒体の利用実績と操作記録を定期的に確認することで万一の不正複製等を検知する。 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。	【委託事業者の情報管理】 ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 ＜税務事務システムにおける措置＞ ・システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・原則、USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。なお、例外的に、外部記憶媒体への書き込みを行う際は、管理者による承認の上で実施することとし、またその操作記録を取得している。 ・台帳管理された外部記憶媒体の利用実績と操作記録を定期的に確認することで万一の不正複製等を検知する。 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・大阪市行政オンラインシステム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに関しリスク評価書を作成のうえ第三者評価を受けており、当該システムの利用はリスクを軽減させる変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター（第二別館）内に保管し、入室者の制限を行っている。 ・また、大規模な災害に備えて、バックアップ媒体を保管ケースに格納の上、大阪府外の遠隔地に保管している。なお、ケースは施錠しており、鍵は本市職員にて管理している。 ・電子申告等システムにおける認定委託先事業者においては、専用ラック内に格納して施錠管理している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター（第二別館）内に保管し、入室者の制限を行っている。 ・また、大規模な災害に備えて、バックアップ媒体を保管ケースに格納の上、大阪府外の遠隔地に保管している。なお、ケースは施錠しており、鍵は本市職員にて管理している。 ・電子申告等システムにおける認定委託先事業者においては、専用ラック内に格納して施錠管理している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける対策＞ ・サービス提供事業者のデータセンターはファシリティ標準のティア3以上であり、適切に管理されている。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに関しリスク評価書を作成のうえ第三者評価を受けており、当該システムの利用はリスクを軽減させる変更であるため
令和6年4月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【その他】 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。	【その他】 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・データセンターでサービスを常時監視するとともに、定期的なセキュリティパッチの適用等を適切に実施している。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに関しリスク評価書を作成のうえ第三者評価を受けており、当該システムの利用はリスクを軽減させる変更であるため
令和6年4月15日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	省略	省略 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・大阪市行政オンラインシステムを利用する職員に対して、セキュリティ対策の研修を実施することとしている。	事後	行政オンラインシステム構築事業者がマイナンバーの取り扱いに関しリスク評価書を作成のうえ第三者評価を受けており、当該システムの利用はリスクを軽減させる変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の16の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正もしくは決定、税額の更正もしくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 省略	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税若しくは森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 省略	事後	法令改正のため
令和7年2月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一の主務省令」という。）第16条	(1) 番号法第9条第1項 別表の24の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表の主務省令」という。）第16条	事後	法令改正のため
令和7年2月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 (1) 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）第20条 【情報提供】 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (2) 番号法別表第二の主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	法令改正のため
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 バックアップ用媒体の運搬および保管業務委託 ⑥委託先名	阪急・阪神ステート・サービス(株)	(株)NXワンビシアークाइブズ大阪支店	事後	入札による委託業者変更のため
令和7年2月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西	(株)NTTデータ関西	事後	商号変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項6 納税通知書等の出力業務 ①委託内容 納税通知書等の出力業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲 納税義務者・特別徴収義務者 その妥当性 帳票出力については大量に印刷処理を行うためのプリンター等が必要である。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 〔○〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ⑤委託先名の確認方法 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 ⑥委託先名 株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、サンメッセ株式会社、株式会社ディーエムエス、レスター工業株式会社、赤坂印刷株式会社、コンピューター・サブライ株式会社 再委託 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない（ただし簡易な業務は除く）。 また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。 ⑨再委託事項 業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	（削除）	事後	委託業者において特定個人情報を取り扱っていない実態に合わせて修正
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項7 納税通知書等の各種事後処理 ①委託内容 納税通知書等の封入・封緘等の事後処理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲 納税義務者 その妥当性 短期間に大量の処理を行う必要があるため。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 〔○〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ⑤委託先名の確認方法 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 ⑥委託先名 株式会社コーユービジネス、東洋印刷株式会社、サンメッセ株式会社、株式会社ディーエムエス、レスター工業株式会社、コンピューターサブライ株式会社、サンコーダイレクトメイリング株式会社、株式会社ライトエスビー、フジアルテストスタッフサポートセンター株式会社 再委託 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない（ただし簡易な業務は除く）。 また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。 ⑨再委託事項 業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が了承した業務	（削除）	事後	委託業者において特定個人情報を取り扱っていない実態に合わせて修正
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項8 課税資料入力等業務 ①～⑤省略 ⑥委託先名 TOPPNAエッジ株式会社、株式会社インターフェイス、株式会社メディカルコンシェルジュ ⑦～⑨省略	委託事項6 課税資料入力等業務 ①～⑤省略 ⑥委託先名 TOPPNAエッジ株式会社、株式会社エス・ビー・シー、株式会社メディカルコンシェルジュ ⑦～⑨省略	事後	委託業者の変更に伴う修正及び上記修正による項番ずれ
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項9 納税推進センター業務	委託事項7 納税推進センター業務	事後	上記修正による項番ずれ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項10 搬送業務 ①委託内容 課税資料等の搬送業務(入力・出力・事後処理業務に附随するものは除く) ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 対象となる本人の範囲 納税義務者 その妥当性 申告書等を漏洩することなく適切に搬送する必要があるため ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]紙 ⑤委託先名の確認方法 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 ⑥委託先名 株式会社ヤマツナーナッジ、ジャパンメッセンジャーサービス株式会社、広田ユニオン株式会社 再委託 ⑦再委託の有無 再委託しない ⑧再委託の許諾方法 - ⑨再委託事項 -	(削除)	事後	委託業者において特定個人情報を取り扱っていない実態に合わせ修正
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項11 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務	委託事項8 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務	事後	上記修正による項番ずれ
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている(67件)	提供を行っている(77件)	事後	法令改正及び実態に合わせて修正
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	[○]その他(別紙のとおり)	事後	記載方法の見直し
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先 ⑥移転方法	[○]情報提供ネットワークシステム	[○]その他(別紙のとおり)	事後	記載方法の見直し
令和7年2月26日	別紙／提供・移転先一覧	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び大阪市個人番号の利用等に関する条例(いずれも令和6年1月1日時点最新)に基づく記載	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び大阪市個人番号の利用等に関する条例(いずれも令和6年11月1日時点最新)に基づく記載 根拠法令をキー項目に項番を整理	事後	法令改正のため
令和7年2月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜税務事務システムの運用における措置＞ 省略 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②省略 (※1)省略 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)省略	＜税務事務システムの運用における措置＞ 省略 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②省略 (※1)省略 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)省略	事後	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【特定個人情報の保管場所】 省略 【保管場所の状況】 ①省略 ②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ 省略	【特定個人情報の保管場所】 省略 【保管場所の状況】 ①省略 ②中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ 省略	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和7年8月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜税務事務システムにおける措置＞ 省略 ＜帳票等における措置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	＜税務事務システムにおける措置＞ 省略 ＜帳票等における措置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和7年8月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和7年8月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 省略	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 省略	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和7年8月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)サーバー室における対策】 省略 【記録媒体等の保管場所における対策】 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <大阪市行政オンラインシステムにおける対策> 省略	【中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)サーバー室における対策】 省略 【記録媒体等の保管場所における対策】 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <大阪市行政オンラインシステムにおける対策> 省略	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和7年8月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【ウイルス対策】 省略 【不正アクセス対策】 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【その他】 省略 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> 省略	【ウイルス対策】 省略 【不正アクセス対策】 省略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 【その他】 省略 <大阪市行政オンラインシステムにおける措置> 省略	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月13日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	・評価書の見直し時期を契機に、評価書のリスク対策に記載されている項目の措置状況を点検する。 ・「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく安全管理措置の実施と自己点検を定期的（年1回）に実施している。 ・なお、国税連携システムについては、総務省基準に基づき、自己評価を行っている。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的（月1回）に行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	・評価書の見直し時期を契機に、評価書のリスク対策に記載されている項目の措置状況を点検する。 ・「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」に基づく安全管理措置の実施と自己点検を定期的（年1回）に実施している。 ・なお、国税連携システムについては、総務省基準に基づき、自己評価を行っている。 ・個人情報の取扱いに関するチェック事項を定めるとともに、その履行確認を定期的（月1回）に行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和7年8月13日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正
令和8年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	【個人住民税】 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。 ③賦課決定等を行った内容について、納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査等の調査を行う。	【個人住民税】 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。 ③賦課決定等を行った内容について、納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査等の調査を行う。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	【軽自動車税（種別割）】 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税（種別割）申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③市外転出者や死亡者について調査を行う。	【軽自動車税】 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③市外転出者や死亡者について調査を行う。	事前	法令改正に伴う名称変更
令和8年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	4. 軽自動車税（種別割）機能 4月1日現在で大阪市内を定置場とする原動機付自転車、軽自動車（軽2輪を含む）、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人を納税義務者とし、当該軽自動車を課税客体として課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出又は大阪府軽自動車税協議会等から送付された課税客体に係る申告書を基に課税客体の課税額を算出し管理する。また、所有状況調査等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。	4. 軽自動車税機能 4月1日現在で大阪市内を定置場とする原動機付自転車、軽自動車（軽2輪を含む）、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人を納税義務者とし、当該軽自動車を課税客体として課税業務を実施する機能である。納税義務者から提出又は大阪府軽自動車税協議会等から送付された課税客体に係る申告書を基に課税客体の課税額を算出し管理する。また、所有状況調査等の各種調査結果や各納税義務者からの減免申請等に基づき課税額の変更を行う。さらに、決定した課税額についての調定決議を実施し、調定後の課税額を収納管理機能へ連携する。	事前	法令改正に伴う名称変更
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	10. 宛名管理機能 他のサブシステムにて使用する納税者の情報、また納税者の氏名・住所・帳票出力における送付先等を一元的に管理する機能である。住民基本台帳等事務システムの情報を基に、大阪市の納税者になる市民の情報を登録するほか、各課税業務における申告書の入力業務や調査に係る住所情報の入力業務等に合わせて送付先住所・電話連絡先等の情報を入力・更新し、納税義務者の住所（所在地）・送付先等を管理する。また、管理した納税者情報及び送付先住所・電話連絡先等の情報について、各機能と連携する。 11. 統計機能 納税者情報、課税客体情報、賦課情報、収納情報等の各種情報を基に、データの抽出・集計及び統計帳票の作成を実施する。統計機能の構築には、パッケージソフトウェアを適用する。	10. 宛名管理機能 他の機能にて使用する納税義務者の情報、また納税義務者の氏名・住所・帳票出力における送付先等を一元的に管理する機能である。住民記録システムの情報を基に、大阪市の納税義務者になる市民の情報を登録するほか、各課税業務における申告書の入力業務や調査に係る住所情報の入力業務等に合わせて送付先住所・電話連絡先等の情報を入力・更新し、納税義務者の住所（所在地）・送付先等を管理する。また、管理した納税義務者情報及び送付先住所・電話連絡先等の情報について、各機能と連携する。 11. 統計機能 納税義務者情報、課税客体情報、賦課情報、収納情報等の各種情報を基に、データの抽出・集計及び統計帳票の作成を実施する。統計機能の構築には、パッケージソフトウェアを適用する。	事後	システム標準化及び記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	12. 基幹連携機能 税務事務を実施する上で必要となる国税連携情報、電子申告情報及び電子納税情報等を外部システムと連携し、税務事務システムへ取込、又は税務事務システムから出力する機能である。審査システムからは個人住民税、法人住民税、事業所税及び固定資産税(償却資産)における電子申告情報及びその利用届出に係る情報を取り込み各機能に引き渡す。また各機能からプレ申告等データを引き継ぎ、審査システムに出力する。国税連携システムからは個人住民税の課税に係る確定申告書等の情報を取り込み個人住民税機能に引き渡す。年金特徴システムから個人住民税の課税に係る団体回付データ(配信)を取り込み、個人住民税機能に引き渡す。また個人住民税機能から団体回付データ(集信)を引き継ぎ、年金特徴システムに出力する。 13. 税証明機能 証明発行の請求があった場合に、他のサブシステムにて保有する情報を基に、証明書を作成する機能である。	12. 基幹連携機能 税務事務を実施する上で必要となる国税連携情報、電子申告情報及び電子納税情報等を外部システムと連携し、税務事務システムへ取込、又は税務事務システムから出力する機能である。審査システムからは個人住民税、法人住民税、事業所税、固定資産税(償却資産)における電子申告情報及びその利用届出に係る情報等を取り込み各機能に引き渡す。また各機能からプレ申告等データを引き継ぎ、審査システムに出力する。国税連携システムからは個人住民税の課税に係る確定申告書等の情報を取り込み個人住民税機能に引き渡す。年金特徴システムから個人住民税の課税に係る団体回付データ(配信)を取り込み、個人住民税機能に引き渡す。また個人住民税機能から団体回付データ(集信)を引き継ぎ、年金特徴システムに出力する。 13. 税証明機能 証明発行の請求があった場合に、他の機能にて保有する情報を基に、証明書を作成する機能である。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム) 地方税共同機構が管理・運営するシステムであり、委託利用型として認定委託先事業者からのサービス提供を受けるものである。 主な機能は次のとおり。 (審査システム) ・個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ・固定資産税: 固定資産の所有者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ・軽自動車税: 軽自動車税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、申告書の提出期限の延長の承認申請書等を受領する。 ・事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・市たばこ税: 市たばこ税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、市たばこ税の申告書等を受領する。 ・入湯税: 入湯税の特別徴収義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、入湯税の申告書等を受領する。	14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム) 地方税共同機構が管理・運営するシステムであり、委託利用型として認定委託先事業者からのサービス提供を受けるものである。 主な機能は次のとおり。 (審査システム) ・個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者等から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税申告書等を受領する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ・固定資産税: 固定資産の所有者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ・軽自動車税: 軽自動車税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、申告書の提出期限の延長の承認申請書等を受領する。 ・事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・市たばこ税: 市たばこ税の納税義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、市たばこ税の申告書等を受領する。 ・入湯税: 入湯税の特別徴収義務者から、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて、入湯税の申告書等を受領する。	事後	電子署名が付されたデータが連携されることから、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないため。
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバー、統合基盤システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、市営住宅管理システム、保健衛生システム)	[]既存住民基本台帳システム [○]その他(住民記録システム、国民健康保険等システム、介護保険システム、総合福祉システム、中間サーバー、統合基盤システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、市営住宅管理システム、保健衛生システム、保健管理システム(標準準拠))	事後	システム標準化
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(中間サーバー、連携するシステム全て)	[]既存住民基本台帳システム [○]その他(住民記録システム、中間サーバー、連携するシステム全て)	事後	システム標準化
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム []その他	[]既存住民基本台帳システム [○]その他(住民記録システム)	事後	システム標準化
令和8年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	(追加)	①システムの名称 マイナポータル申請管理 ②システムの機能 個人市民税の納税義務者から、マイナポータル申請管理を通じて、個人市民税の申告書を受領する。 ③他のシステムとの接続 その他(LGWAN)	事後	電子署名が付されたデータが連携されることから、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	法令改正のため
令和8年3月31日	(別添1) 事務の内容	(1) 行政機関間等情報連携イメージ 図中の以下の箇所を変更 ・住民基本台帳等事務システム(住基) ・番号法別表第二で掲げる情報照会者・情報提供者 備考欄の以下の箇所を変更 ・大阪市内部での情報連携については統合基盤システムを通じて行う、又は直接連携する。(①※) ・大阪市外部との情報連携については統合基盤システムにより媒体にて行う、又は直接連携する。(②※) ・大阪市が他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバーを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(③) ※特定個人情報の連携については、①②のうち、市内住基システムとの連携時及び本市条例で規定された情報連携時にのみ実施する。	(1) 行政機関間等情報連携イメージ 図中の以下の箇所を変更 ・住民記録システム(住記)、 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で掲げる情報照会者・情報提供者 ・市内リンケージ先に健康局を追加 ・大阪市ガバメントクラウドを追加 ・納税義務者の電子申告先にマイナポータルを追加、市外連携先にマイナポータル申請管理を追加し、情報の流れの向きを修正 備考欄の以下の箇所を変更 ・納税義務者がeLTAX等を通じて電子申告等を行うと、申告書等に記載された情報が市外連携先システムを通じて、税務事務システムへ連携される。(①) ・大阪市内部での情報連携については統合基盤システムを通じて行う、又は直接連携する。なお、住民記録システム及び保健管理システムとの情報連携については、大阪市ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ及び統合基盤システムを通じて行う。(②※) ・大阪市外部との情報連携については統合基盤システムにより媒体にて行う、又は直接連携する。(③※) ・大阪市が他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバーを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(④) ※特定個人情報の連携については、②③のうち、法令で規定された情報連携時にのみ実施する。	事後	システム標準化及び実態に合わせて修正
令和8年3月31日	(別添1) 事務の内容	(2) 個人住民税 図中の以下の箇所を変更 地方団体に対する寄付 備考欄の以下の箇所を変更 ②給与支払報告書の提出(電子申告分等含む) ③特別徴収税額通知書を作成、送付 税額通知書情報を送付(電子申告分等のみ) a個人番号等の参照(住民基本台帳ネットワークシステムCS端末を用いる)	(2) 個人住民税 図中の以下の箇所を変更 地方団体に対する寄附 備考欄の以下の箇所を変更 ②給与支払報告書の提出 ③特別徴収税額通知書を作成、送付 税額通知書情報を送付 a個人番号等の参照	事後	誤字の修正及び記載方法の見直し
令和8年3月31日	(別添1) 事務の内容	(3) 固定資産税・都市計画税 ④償却資産申告書等の送付(電子申告分はデータを送信) ⑤償却資産の申告(電子申告分含む) a個人番号等の参照(住民基本台帳ネットワークシステムCS端末を用いる) (4) 軽自動車税 ①軽自動車税(種別割)申告書(原動機付自転車、小型特殊自動車)の提出 ②軽自動車税(種別割)申告書(軽自動車、二輪の小型自動車)の提出 a個人番号等の参照(住民基本台帳ネットワークシステムCS端末を用いる) (5) 事業所税 ②事業所税申告書の提出(電子申告分含む) a個人番号等の参照(住民基本台帳ネットワークシステムCS端末を用いる) (6) 市たばこ税 a個人番号等の参照(住民基本台帳ネットワークシステムCS端末を用いる) (7) 入湯税 a個人番号等の参照(住民基本台帳ネットワークシステムCS端末を用いる) (8) 収納管理・滞納整理 a個人番号等の参照(住民基本台帳ネットワークシステムCS端末を用いる)	(3) 固定資産税・都市計画税 ④償却資産申告書等の送付 ⑤償却資産の申告 a個人番号等の参照 (4) 軽自動車税 ①軽自動車税申告書(原動機付自転車、小型特殊自動車)の提出 ②軽自動車税申告書(軽自動車、二輪の小型自動車)の提出 a個人番号等の参照 (5) 事業所税 ②事業所税申告書の提出 a個人番号等の参照 (6) 市たばこ税 a個人番号等の参照 (7) 入湯税 a個人番号等の参照 (8) 収納管理・滞納整理 a個人番号等の参照	事後	法令改正に伴う名称変更及び記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム)	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム、マイナポータル申請管理)	事後	電子署名が付されたデータが連携されることから、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないため。
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【全ての税目】 ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民基本台帳等事務システム 【個人住民税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム 【固定資産税・都市計画税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・償却資産申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム 【軽自動車税(種別割)】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・軽自動車税(種別割)申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又は地方税ポータルシステム ○入手元(その他) ・軽自動車税(種別割)申告書／月2回／入手方法は紙	【全ての税目】 ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は住民記録システム 【個人住民税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙、地方税ポータルシステム、大阪市行政オンラインシステム又はマイナポータル申請管理 【固定資産税・都市計画税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・償却資産申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙、地方税ポータルシステム又は大阪市行政オンラインシステム 【軽自動車税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・軽自動車税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙、地方税ポータルシステム又は大阪市行政オンラインシステム ○入手元(その他) ・軽自動車税申告書／月2回／入手方法は紙	事後	法令改正に伴う名称変更、システム標準化及び実態に合わせて修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。 ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のために利用する。 ・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、個人番号を使用して課税内容が適正かどうかの確認を行う。	・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。 ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税義務者の利便性向上のために利用する。 ・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、個人番号を使用して課税内容が適正かどうかの確認を行う。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1・6・7・8 ⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得なければならない(ただし簡易な業務は除く)。また、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容等をホームページで公表する。	再委託先にも委託先と同等の特定個人情報保護に関して以下のとおり役務を課しており、再委託にあたっては、委託先に対して、再委託等に係る書面(再委託承諾申請書及び情報セキュリティ報告書等)を提出させ、本市はその内容を審査したうえで再委託が適当であると判断した場合にのみ承諾することとしている。 ・契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、大阪市特定個人情報保護条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じること。 ・自己の業務従事者その他関係人について、上記の義務を遵守させるために必要な措置を講じること。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2・4 ⑥委託先名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西	株式会社NTTデータ関西	事後	商号変更のため
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。 外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。	災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬及び保管。 外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	(株)NXワンビシアークाइブズ大阪支店	株式会社NXワンビシアークाइブズ 大阪支店	事後	表記の見直し
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	TOPPNAエッジ株式会社、株式会社エス・ピー・シー、株式会社メディカルコンシェルジュ	アデコ株式会社、TETRAPOT株式会社	事後	入札による委託業者変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供・移転の有無	提供を行っている（77件）	提供を行っている（79件）	事後	法令改正及び実態に合わせて修正
令和8年3月31日	別紙／提供・移転先一覧	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び大阪市個人番号の利用等に関する条例（いずれも令和6年11月1日時点最新）に基づく記載 根拠法令をキー項目に項番を整理	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び大阪市個人番号の利用等に関する条例（いずれも令和8年2月1日時点最新）に基づく記載 根拠法令をキー項目に項番を整理	事後	法令改正及び実態に合わせて修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	【システムファイル】 地方税法第17条の5において、更正・決定等の期間制限が定められているが、訴訟事案等の対応の観点から常用保存としている。 【紙帳票】 地方税法第17条の5に規定される更正・決定等の期間制限に応じて、それぞれの帳票ごとに保存年限を定めている。	【システムファイル】 地方税法第17条の5において、更正・決定等の期間制限が定められているが、訴訟事案等の対応の観点から常用保存としている。 【紙帳票】 地方税法第17条の5に規定される更正・決定等の期間制限に応じて、それぞれの帳票ごとに保存年限を定めている。	事後	誤字の修正
令和8年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜帳票等における措置＞ ・保存年限を過ぎた申告書等の紙資料については、溶解処分を行う。	＜紙帳票等における措置＞ ・保存年限を過ぎた申告書等の紙資料については、溶解処分を行う。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	（別添2）記録項目	（12）国税連携	（13）国税連携	事後	項番の修正
令和8年3月31日	（別添2）記録項目	－	（14）マイナポータル申請管理	事後	電子署名が付されたデータが連携されることから、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないため。
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【申請者からの提示】 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号カード、通知カード（氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）、住民票の写し、運転免許証等により申請者の本人確認を行う。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	【申請者からの提示】 ・税務業務に係る各種申請に関し、個人番号カード、住民票の写し等により申請者の本人確認を行う。 ・大阪市行政オンラインシステム及びマイナポータルからの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	・大阪市行政オンラインシステム及びマイナポータルからの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【他部署からの提示】 ・住民の情報については、住民基本台帳等事務システム等から情報を定期的に取得する。	【他部署からの提示】 ・住民の情報については、住民記録システム等から情報を定期的に取得する。	事後	システム標準化
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【本人からの情報入手】 ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 ・大阪市行政オンラインシステムからの電子申請では、大阪市行政オンラインシステムと大阪市との通信は暗号化のうえLGWANの閉回線において行う。 【地方税ポータルシステム（eLTAX）からの入手】 ・LGWANを利用しており暗号化通信を行っている。	【本人からの情報入手】 ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 【地方税ポータルシステム（eLTAX）、大阪市行政オンラインシステム、マイナポータル申請管理からの情報入手】 ・LGWANを利用しており暗号化通信を行っている。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務事務システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。	・税務事務システムから情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。	事後	誤字の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【認証方法】 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にはのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・大阪市行政オンラインシステムにおいて該当手続きの申請情報の閲覧・審査等を行う必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。	【認証方法】 ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にはのみユーザIDを付与し、パスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。 ＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・大阪市行政オンラインシステムにおいて該当手続きの申請情報の閲覧・審査等を行う必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。 【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、ユーザID、パスワードを適切に管理する。 ・ユーザID、パスワードは第三者に知られないように管理する	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞ ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記録は、定期的に委託業者より受領する。	＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞ ・地方税ポータルシステム(eLTAX)における記録は、定期的に委託事業者より受領する。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。	・利用システムに関する情報セキュリティ実施手順及び知識について研修を行う。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【職員の情報管理】 ・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順について研修を行うとともに、システム運用の手順をマニュアル等に整理する。	【職員の情報管理】 ・システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティ実施手順について研修を行うとともに、システム運用の手順をマニュアル等に整理する。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	委託契約書等に次の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを報告させている。	委託契約書等に次の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する従事者の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ④委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを報告させている。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	・個人毎にユーザーIDを作成して運用し、ログを保管する事により、追跡可能としている。	・個人毎にユーザIDを作成して運用し、ログを保管する事により、追跡可能としている。	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	・特定個人情報を第三者に提供する等の委託業務の再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得ることとしている。	・特定個人情報を第三者に提供する等の委託業務の再委託を行う場合は、書面により本市の承諾を得ることとしている。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。	・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託事業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク 具体的な方法	・地方税ポータルシステム（eLTAX）における記録は、定期的に委託業者より受領する。	・地方税ポータルシステム（eLTAX）における記録は、定期的に委託事業者より受領する。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	誤字の修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	誤字の修正
令和8年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバーの運用における措置＞ セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策を実施する。	＜中間サーバーの運用における措置＞ 情報セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策を実施する。	事後	記載方法の見直し
令和8年3月31日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。	・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムの情報セキュリティ実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	【事業所税】 ①事業所税申告書を作成し、送付する。 【市たばこ税】 ①市たばこ税申告書を作成、送付する。 ②市たばこ税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。 【入湯税】 ①入湯税申告書を作成、送付する。 ②入湯税申告書を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④未申告調査等を行う。 ⑤各種申請書等の受付事務を行う。	【事業所税】 ①事業所税申告依頼状を作成し、送付する。 【市たばこ税】 (削除) ①市たばこ税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③未申告調査等を行う。 ④各種申請書等の受付事務を行う。 【入湯税】 (削除) ①入湯税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③未申告調査等を行う。 ④各種申請書等の受付事務を行う。	事後	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム1＞税務事務システム ②システムの機能	1. 個人住民税機能 国税連携システム 納税義務者毎の管理すると共に 2. 固定資産税(土地・家屋)機能 行うと共に 3. 固定資産税(償却資産)機能 行うと共に 5. 事業所税機能 法人または個人 管理すると共に 6. 収納管理機能 をもとに 9. 業務共通機能 取り纏めた	1. 個人住民税機能 地方税ポータルシステム(eLTAX) 納税義務者ごとの管理するとともに 2. 固定資産税(土地・家屋)機能 行うとともに 3. 固定資産税(償却資産)機能 行うとともに 5. 事業所税機能 法人又は個人 管理するとともに 6. 収納管理機能 を基に 9. 業務共通機能 取りまとめた	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム1＞税務事務システム ②システムの機能	12. 基幹連携機能 税務事務を実施する上で必要となる国税連携情報、電子申告情報及び電子納税情報等を外部システムと連携し、税務事務システムへ取込、又は税務事務システムから出力する機能である。審査システムからは個人住民税、法人住民税、事業所税、固定資産税(償却資産)における電子申告情報及びその利用届出に係る情報等を取り込み各機能に引き渡す。また各機能からプレ申告等データを引き継ぎ、審査システムに出力する。国税連携システムからは個人住民税の課税に係る確定申告書等の情報を取り込み個人住民税機能に引き渡す。年金特徴システムから個人住民税の課税に係る団体回付データ(配信)を取り込み、個人住民税機能に引き渡す。また個人住民税機能から団体回付データ(集信)を引き継ぎ、年金特徴システムに出力する。	12. 基幹連携機能 税務事務を実施する上で必要となる電子申告情報及び国税連携情報等を外部システムと連携し、税務事務システムへ取込、又は税務事務システムから出力する機能である。個人住民税、法人住民税、事業所税、固定資産税(償却資産)における電子申告情報、その利用届出に係る情報、個人住民税の課税に係る確定申告書等の情報及び団体回付データ(配信)等を取り込み各機能に引き渡す。また各機能からプレ申告等データ及び団体回付データ(集信)を引き継ぎ、外部システムに出力する。	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム1＞税務事務システム ②システムの機能	14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム) (国税連携システム) 扶養是正情報等データ	14. 電子申告等システム機能(審査システム、国税連携システム) (国税連携システム) 扶養是正情報等データ、相続税法第58条通知データ	事後	実態に合わせて修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム1＞税務事務システム ③他のシステムとの接続	(追加)	大阪市証明書等コンビニ交付システム	事後	実態に合わせて修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム2＞統合基盤システム ②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合利用番号	1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム2＞統合基盤システム ③他システムとの接続	その他(住民記録システム、中間サーバー、連携するシステム全て)	その他(中間サーバー、連携するシステム全て)	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム3＞中間サーバー ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 住民基本台帳システム	4. 既存システム接続機能 住民記録システム	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ＜システム4＞行政オンラインシステム ②システムの機能	還付請求手続き	還付請求手続き等	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・番号法により、本人確認の際に個人番号を確認する事務が求められる。	(削除)	事後	記載方法の見直し
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表の24の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表の主務省令」という。)第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	記載方法の見直し
	別添1事務の内容	(1)行政機関間等情報連携イメージ 図 (省略)	(1)行政機関間等情報連携イメージ 図 ・マイナポータルを削除 ・大阪市行政オンラインシステムを追加 ・市内連携システムに大阪市証明書等コンビニ交付システム及びMPN共同利用センタを追加 ・市外連携先のMPNを削除	事後	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	別添1事務の内容	(1)行政機関間等情報連携イメージ 備考 ・納税義務者がeLTAX等を通じて電子申告等を行うと、申告書等に記載された情報が市外連携先システムを通じて、税務事務システムへ連携される。(①)	(1)行政機関間等情報連携イメージ 備考 ・納税義務者がeLTAX等を通じて電子申告等を行うと、申告書等に記載された情報が市外連携先システムを通じて、又は直接連携により税務事務システムへ連携される。(①)	事後	実態に合わせて修正
	別添1事務の内容	(3)固定資産税・都市計画税 備考 ＜図中の項番の説明＞ ①登記済通知 ②土地・家屋価格通知 ③相続人代表者指定届 ④償却資産申告書等の送付 ⑤償却資産の申告 ⑥縦覧帳簿の縦覧 ⑦名寄帳(納税義務者ごとにまとめた物件の一覧表)の交付 ⑧各種申請の受付、窓口・電話対応 ⑨現況確認調査、未申告調査 ⑩固定資産税・都市計画税納税通知書の作成、送付 a個人番号等の参照 b住民情報の取得 c他システム向け固定資産及び課税データの連携 d他機関の情報を参照	(3)固定資産税・都市計画税 備考 ＜図中の項番の説明＞ ①登記済通知 ②土地・家屋価格通知 ③相続人代表者指定届 ④償却資産申告書等の送付 ⑤償却資産の申告 ⑥縦覧帳簿の縦覧 ⑦名寄帳(納税義務者ごとにまとめた物件の一覧表)の交付 ⑧各種申請の受付、窓口・電話対応 ⑨現況確認調査、未申告調査 ⑩固定資産税・都市計画税納税通知書の作成、送付 a個人番号等の参照 b住民情報の取得 c他システム向け固定資産及び課税データの連携 d他機関の情報を参照 e相続税法第58条通知データの連携	事後	実態に合わせて修正
	別添1事務の内容	(5)事業所税 備考 ①事業所税申告書の作成・送付	(5)事業所税 備考 ①事業所税申告依頼状の作成・送付	事後	実態に合わせて修正
	別添1事務の内容	(6)市たばこ税、(7)入湯税 図 ①送付 ②申告 ③送付 ④窓口対応等 ⑤調査	(6)市たばこ税、(7)入湯税 図 (削除) ①申告 ②送付 ③窓口対応等 ④調査	事後	実態に合わせて修正
	別添1事務の内容	(6)市たばこ税 備考 ＜図中の項番の説明＞ ①市たばこ税申告書を作成、送付 ②市たばこ税申告書の提出 ③更正決定通知書を作成、送付 ④各種申請の受付、窓口・電話対応 ⑤未申告調査	(6)市たばこ税 備考 ＜図中の項番の説明＞ (削除) ①市たばこ税申告書の提出 ②更正決定通知書を作成、送付 ③各種申請の受付、窓口・電話対応 ④未申告調査	事後	実態に合わせて修正
	別添1事務の内容	(7)入湯税 備考 ＜図中の項番の説明＞ ①入湯税申告書を作成、送付 ②入湯税申告書の提出 ③更正決定通知書を作成、送付 ④各種申請の受付、窓口・電話対応 ⑤未申告調査	(7)入湯税 備考 ＜図中の項番の説明＞ (削除) ①入湯税申告書の提出 ②更正決定通知書を作成、送付 ③各種申請の受付、窓口・電話対応 ④未申告調査	事後	実態に合わせて修正
	別添1事務の内容	(1)行政機関間等情報連携イメージ、(2)個人住民税、(3)固定資産税・都市計画税、(4)軽自動車税、(8)収納管理・滞納整理 図 中間サーバ	(1)行政機関間等情報連携イメージ、(2)個人住民税、(3)固定資産税・都市計画税、(4)軽自動車税、(8)収納管理・滞納整理 図 中間サーバー	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事後	記載方法の見直し
	(別添2)	(1)個人住民税 ウ. 特別徴収義務者情報(個人事業主である場合)(省略) エ. 課税情報 (省略)	(1)個人住民税 ウ. 特別徴収義務者情報(個人事業主である場合)森林環境税特別徴収税額を追加 エ. 課税情報 特定親族特別控除対象人数、特定親族特別控除区分、特定親族特別控除合計額、森林環境税額を追加	事後	システム改修に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)	(2)固定資産税(土地・家屋) ウ. 土地物件の情報 (省略) エ. 家屋物件の情報 (省略)	(2)固定資産税(土地・家屋) ウ. 土地物件の情報 不動産番号を追加 エ. 家屋物件の情報 不動産番号を追加	事後	システム改修に伴う追加
	(別添2)	(13)国税連携 (イ) (省略)	(13)国税連携 (イ) 最新の設計書(XML構造設計書Ver23x)を反映	事後	システム改修に伴う追加
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等(国税当局、軽自動車税協会、陸運支局、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)	行政機関・独立行政法人等(国税当局、軽自動車税協会、陸運支局、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁、出入国在留管理庁)	事後	データ標準レイアウト改版に伴う入手元の追加
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム、マイナポータル申請管理)	その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)、大阪市行政オンラインシステム、マイナポータル申請管理、住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【個人住民税】、【固定資産税・都市計画税】、【軽自動車税】、【市たばこ税】、【入湯税】 地方税ポータルシステム	【個人住民税】、【固定資産税・都市計画税】、【軽自動車税】、【市たばこ税】、【入湯税】 地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【個人住民税】 国税連携システム	【個人住民税】 地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【個人住民税】 ○入手元(行政機関・独立行政法人等) (追加)	【個人住民税】 ○入手元(行政機関・独立行政法人等) ・出入国関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・在留カード関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム	事後	データ標準レイアウト改版に伴う追加
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【個人住民税】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報 住民基本台帳ネットワークシステム (追加)	【個人住民税】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住民基本台帳情報 住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム ・戸籍関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【軽自動車税】 ○入手元(その他)	【軽自動車税】 ○入手元(行政機関・独立行政法人等)	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【軽自動車税】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・軽自動車検査情報 軽自動車検査情報提供システム利用	【軽自動車税】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・軽自動車検査情報 軽自動車検査情報提供システム	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【軽自動車税】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) (追加)	【軽自動車税】 ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・障がい者関係情報／必要になった都度／入手方法 は情報提供ネットワークシステム	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 業務全般… 2 申告書等受付業務…納税義務者(代理人)より 3 賦課決定・賦課更正業務… 4 調査業務…	1 業務全般: 2 申告書等受付業務:納税義務者(代理人)から 3 賦課決定・賦課更正業務: 4 調査業務:	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	11件	8件	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 税務事務システム・ 電子申告システム運用保守業務 委託 ⑥委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社	株式会社日立製作所 関西支社	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 税務事務システム・ 電子申告システム運用保守業務 委託 ⑧再委託の許諾方法	再委託先にも委託先と同等の特定個人情報保護に 関して以下のとおり役務を課しており、再委託にあ たっては、 ・契約の履行にあたって	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と 同等の役務を以下のとおり課しており、再委託に当 たっては、 ・契約の履行に当たって	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 税務事務システム・ 電子申告システム運用保守業務 委託 ⑨再委託事項	業務委託契約書に規定する再委託禁止事項以外 で、本市が了承した業務	契約書に規定する再委託禁止事項以外で、本市が 了承した業務	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 中央情報処理セン ター運用業務委託 ⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書	契約書	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 中央情報処理セン ター第二別館運用業務委託 ②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲 その妥当性	取扱い	取扱い	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 中央情報処理セン ター第二別館運用業務委託 ④委託先への特定個人情報ファ イルの提供方法	その他(サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置 されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作 業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供す ることはない。)	その他(サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設 置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出 し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提 供することはない。)	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 基幹系システム統合 基盤運用保守 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	実態に合わせて修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 基幹系システム統合 基盤運用保守 ⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書	契約書	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 バックアップ用媒体 の運搬及び保管業務委託 ②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲 その妥当性	取扱い	取扱い	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 課税資料入力等業 務 ⑧再委託の許諾方法	再委託先にも委託先と同等の特定個人情報保護に 関して以下のとおり役務を課しており、再委託にあ たっては、 ・契約の履行にあたって	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と 同等の役務を以下のとおり課しており、再委託に当 たっては、 ・契約の履行に当たって	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 課税資料入力等業務 ⑨再委託事項	業務委託契約書	契約書	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 納税推進センター業務 ①委託内容	公権力の行使にあたらな	公権力の行使に当たらない	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 納税推進センター業務 ⑤委託先名の確認方法	本市ホームページの入札契約情報及び委託料支出一覧にて確認できる。	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 納税推進センター業務 ⑥委託先名	株式会社 セゾンパーソナルプラス	株式会社セゾンパーソナルプラス	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 納税推進センター業務 ⑧再委託の許諾方法	再委託先にも委託先と同等の特定個人情報保護に関して以下のとおり役務を課しており、再委託にあたっては、 ・契約の履行にあたって	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同等の役務を以下のとおり課しており、再委託にあたっては、 ・契約の履行に当たって	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 納税推進センター業務 ⑨再委託事項	業務委託契約書	契約書	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 ⑥委託先名	株式会社インテック	TISI株式会社	事後	委託先事業者の社名変更に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 ⑧再委託の許諾方法	再委託先にも委託先と同等の特定個人情報保護に関して以下のとおり役務を課しており、再委託にあたっては、 ・契約の履行にあたって	特定個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同等の役務を以下のとおり課しており、再委託にあたっては、 ・契約の履行に当たって	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 ⑨再委託事項	業務委託契約書	契約書	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供・移転の有無	移転を行っている（30件）	移転を行っている（31件）	事後	条例改正に伴う移転先の追加
	（別紙 提供先・移転先一覧） 提供先1、2	⑥提供方法 その他（eLTAXシステム）	⑥提供方法 その他（地方税ポータルシステム（eLTAX））	事後	記載方法の見直し
	（別紙 提供先・移転先一覧） 提供先7	②提供先における用途 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	②提供先における用途 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	事後	記載方法の見直し
	（別紙 提供先・移転先一覧） 提供先20	②提供先における用途 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第3百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務	②提供先における用途 出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務	事後	法令改正に伴う修正
	（別紙 提供先・移転先一覧） 提供先21	②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は一時金の支給に関する事務	事後	法令改正に伴う修正
	（別紙 提供先・移転先一覧） 提供先40	②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙 提供先・移転先一覧) 提供先49	②提供先における用途 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	②提供先における用途 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第八十二号。以下「平成8年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	事後	記載方法の見直し
	(別紙 提供先・移転先一覧) 提供先50	②提供先における用途 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務	②提供先における用途 平成8年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務	事後	記載方法の見直し
	(別紙 提供先・移転先一覧) 提供先52	②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	記載方法の見直し
	(別紙 提供先・移転先一覧) 提供先61	②提供先における用途 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	②提供先における用途 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	法令改正に伴う修正
	(別紙 提供先・移転先一覧) 提供先77、78、79	⑥提供方法 その他(国税連携システム)	⑥提供方法 その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))	事後	記載方法の見直し
	(別紙 提供先・移転先一覧) 移転先1	①法令上の根拠 番号法第9条第2項 市番号条例別表第1の1の項 ②移転先における用途 大阪市営住宅条例(平成9年条例第39号)による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務 ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満	①法令上の根拠 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第8の2の項、10の2の項、20の3の項 ②移転先における用途 ・公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務 ・住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 ・大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務(法別表の27の項、52の項及び93の項に掲げる事務を除く。) ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	事後	実態に合わせて修正
	(別紙 提供先・移転先一覧) 移転先20	②移転先における用途 (追加)	②移転先における用途 産後ケア事業の実施	事後	条例改正に伴う修正
	(別紙 提供先・移転先一覧) 移転先21	②移転先における用途 (追加)	②移転先における用途 産後ケア事業の実施	事後	条例改正に伴う修正
	(別紙 提供先・移転先一覧) 移転先22	②移転先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	②移転先における用途 児童手当法による児童手当の支給に関する事務	事後	条例改正に伴う修正
	(別紙 提供先・移転先一覧) 移転先27	(追加)	①法令上の根拠 番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の2の項 ②移転先における用途 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ③移転する情報 地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	条例改正に伴う追加
	(別紙 提供先・移転先一覧)	移転先28 ②移転先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	移転先29 ②移転先における用途 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	移転先の追加に伴う修正 条例改正に伴う修正
	(別紙 提供先・移転先一覧)	移転先29	移転先30	事後	移転先の追加に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙 提供先・移転先一覧)	移転先30	移転先31	事後	移転先の追加に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【特定個人情報の保管場所】 統合基盤システム、中間サーバー 保管庫、ロッカー等	【特定個人情報の保管場所】 統合基盤システム及び中間サーバー 保管庫及びロッカー等	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【保管場所の状況】 機械警備の実施や サーバ室 警備員による身分証明書による本人確認、ICカード 認証	【保管場所の状況】 機械警備を実施するとともに サーバ室 警備員による身分証明書を用いた本人確認及びIC カード認証	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ファシリティ標準	③大阪市行政オンラインシステムにおける措置 ファシリティ基準	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜税務事務システムにおける措置＞ データベースより バックアップ媒体より	＜税務事務システムにおける措置＞ データベースから バックアップ媒体から	事後	記載方法の見直し
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う 事業者	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームの事業者	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【申請者からの提示】 システムで制御している。	【申請者からの提示】 システムで制御する又は電子申請に付された個人番号カードの電子署名の署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	大阪市行政オンラインシステム及びマイナポータル	大阪市行政オンラインシステム	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【他部署からの提示】 対象者の情報	【他部署からの提示】 対象者の情報	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	各種申請にあたり	各種申請に当たり	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	電子証明書による本人確認を行う。	電子証明書又は電子申請に付された個人番号カードの電子署名の署名検証により本人確認を実施する。	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	大阪市行政オンラインシステム及びマイナポータル	大阪市行政オンラインシステム	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	または	又は	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	または	又は	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【認証方法】 ＜税務事務システムにおける措置＞ 個人毎に従事する事務に必要なとなる業務権限のみを設定としている。 【なりすまし防止策】 端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ログオフ	【認証方法】 ＜税務事務システムにおける措置＞ 個人ごとに従事する事務に必要なとなる業務権限のみを設定している。 【なりすまし防止策】 利用課の長に報告し、パスワードを変更する。 ログアウト	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	＜統合基盤システムにおける措置＞ 【アクセス権限の失効管理】 操作権限を無くした者	＜統合基盤システムにおける措置＞ 【アクセス権限の失効管理】 操作権限が不要となった者	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザIDおよび権限を付与する。担当替え等の際は、操作部署からの申請に基づきシステム管理者により業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。	＜大阪市行政オンラインシステムにおける措置＞ 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署の管理者が、業務上アクセスが必要な職員にユーザID及び権限を交付する。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署の管理者が業務上アクセスが不要となった職員のユーザIDや権限を変更又は削除する。	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜税務事務システムにおける措置＞ ・管理者に対して	＜税務事務システムにおける措置＞ ・従事者が所属する部署の管理者に対して	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞ 委託事業者より 操作ログの内	＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞ 委託事業者から 操作ログのうち	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	または	又は	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【委託事業者の情報管理】 委託契約書 ＜税務事務システムにおける措置＞ 外部記録媒体 万が一	【委託事業者の情報管理】 契約書 ＜税務事務システムにおける措置＞ 外部記憶媒体 万が一	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【リスクに対する措置】 特定個人情報の取扱い	【リスクに対する措置】 特定個人情報の取扱い	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	委託契約書等	契約書等	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞ ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードなど、個人化できないID ＜電子申告等システムにおける認定委託先事業者における措置＞ ・個人毎	＜統合基盤システム・税務事務システムにおける措置＞ ・システム作業に必要なIDのうち、サーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードなど、作業者個人に交付できないID ＜電子申告等システムにおける認定委託先事業者における措置＞ ・個人ごと	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	き損等 可能とする。	毀損等 できる。	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。	・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている。 (※)委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させている。	事後	実態に合わせて修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	(追加)	・情報セキュリティポリシーの遵守等の情報セキュリティ要件を仕様書等に記載している。また、事業実施決議時に漏れなく記載したことをチェックシートにより確認している。	事後	実態に合わせて修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	委託事業者より	委託事業者から	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	または	又は	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システム（eLTAX）	地方税ポータルシステム（eLTAX）	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	システムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は	データの送信は	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システム（eLTAX）	地方税ポータルシステム（eLTAX）の一部である国税連携システム	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	外部記録媒体	外部記憶媒体	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	または	又は	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	または	又は	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	または	又は	事後	記載方法の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④中間サーバー・プラットフォームの事業者	事後	実態に合わせて修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）サーバー室における対策】 サーバー サーバー室 これらのドアも サーバー機器 漏洩 携帯電話、パソコン類等 持込み、持出しする	【中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）サーバー室における対策】 サーバー サーバー室 これらのドアは サーバー機器 漏えい 携帯電話及びパソコン類等 持込み、持ち出しする	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜大阪市行政オンラインシステムにおける対策＞ ファシリティ標準	＜大阪市行政オンラインシステムにおける対策＞ ファシリティ基準	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	ウイルス ファイルサーバ	ウイルス ファイルサーバー	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	＜税務事務システムにおける措置＞ 住民基本台帳システム 住民ではない方の情報 ＜統合基盤システムにおける措置＞ 4情報 住民基本台帳システム	＜税務事務システムにおける措置＞ 住民記録システム 住民以外の情報 ＜統合基盤システムにおける措置＞ 5情報 住民記録システム	事後	記載方法の見直し
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	データベースより バックアップ媒体より	データベースから バックアップ媒体から	事後	記載方法の見直し
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	国税連携システム	地方税ポータルシステム（eLTAX）の一部である国税連携システム	事後	記載方法の見直し
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	履行確認	遵守状況の確認	事後	記載方法の見直し
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	すべて	全て	事後	記載方法の見直し
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜税務事務システムにおける措置＞ ・本システムについて、市税事務所等のシステム利用部署の責任者（情報セキュリティ責任者）に新たに着任した者について	＜税務事務システムにおける措置＞ ・市税事務所等のシステム利用部署の責任者（情報セキュリティ責任者）に新たに着任した者に対して	事後	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、従業者に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている“個人情報に関する取扱いや法令等の遵守”について、教育(研修等)を実施させている。	契約書に定めている。さらに、特記仕様書において、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、業務における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務従事者その他関係人に対し実施するとともに、実施結果を発注者へ報告することを求めている。	事後	実態に合わせて修正
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	また、従事後は、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の集合研修又はeラーニング等による研修を実施している。	また、年に1回以上、全職員を対象に、情報セキュリティ管理規程等に則した内容の研修を実施している。	事後	実態に合わせて修正
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・集合研修については複数回開催することで、未受講者への受講の機会を与え、全職員が受講できるようにしている。	(削除)	事後	実態に合わせて修正
	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	実態に合わせて修正
	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	実態に合わせて修正
	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	(追加)	・税証明発行情報ファイル ・個人住民税の課税情報ファイル ・軽自動車税の課税情報ファイル ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の課税情報ファイル ・固定資産税(償却資産)の課税情報ファイル ・特例返還金情報ファイル ・市税滞納整理情報ファイル ・市税収納管理情報ファイル	事後	実態に合わせて修正
	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	(追加)	大阪市ホームページ (https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000604700.html)	事後	実態に合わせて修正
	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ ②対応方法	問い合わせ	問合せ	事後	記載方法の見直し

提供先一覧	
提供先1	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収に関する事務
③提供する情報	特別徴収対象者の税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与に係る特別徴収対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))
⑦時期・頻度	電子記録媒体(5月) eLTAX及び紙(地方税関係情報の変更が発生した都度、随時)
提供先2	地方税法第321条の7の3に規定する年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収に関する事務
③提供する情報	特別徴収対象者の税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金に係る特別徴収対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収中止の通知(毎月)

提供先3	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項
②提供先における用途	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第3条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第4条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第5条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表4の項
②提供先における用途	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第6条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先7	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第7条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第9条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②提供先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第十六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第13条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第15条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給又は障がい福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第17条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第22条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第30条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第39条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第41条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第44条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第50条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第51条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第55条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	法務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表55の2の項
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第57条の2で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先21	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は一時金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第59条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第60条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先23	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第61条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第65条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先25	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第67条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第68条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第71条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先28	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第75条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第77条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先30	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第78条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先31	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第83条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第85条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第86条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項
②提供先における用途	老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による福祉の措置に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第88条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第89条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先36	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第90条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先37	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第91条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第92条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第93条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第94条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先41	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第98条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先42	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表98の項
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第100条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

[illegible]

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表112の項
②提供先における用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第114条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者の配偶者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第117条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先47	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第126条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先48	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第127条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129の項
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第131条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先50	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130の項
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第132条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第134条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第139条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先53	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第140条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先54	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第142条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先55	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第143条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 〇 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第144条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 〇 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先57	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第146条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 〇 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先58	総務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表147の項
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第149条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 〇 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先59	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第153条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152の項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第154条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先61	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第157条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先62	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第158条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先63	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第160条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先64	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第162条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先65	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項
②提供先における用途	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第163条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先66	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第165条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先67	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第166条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先68	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第167条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先69	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発○六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第168条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先70	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表167の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第169条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

[illegible]

提供先73	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第172条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先74	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第173条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先75	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第174条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先76	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令第175条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先77	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	国税に関する調査に関し参考となるべき情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 100万人以上1,000万人未満
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))
⑦時期・頻度	随時
提供先78	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 100万人以上1,000万人未満
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先79	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))
⑦時期・頻度	随時

移転先一覧	
移転先1	都市整備局住宅部管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第8の2の項、10の2の項、20の3の項
②移転先における用途	・公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務 ・住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 ・大阪市営住宅条例による市営住宅及び共同施設の管理に関する事務(法別表の27の項、52の項及び93の項に掲げる事務を除く。)
③移転する情報	地方税法関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	週次
移転先2	こども青少年局子育て支援部こども家庭課・幼保施策部幼保企画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第1の項
②移転先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障がい児入所給付費、高額障がい児入所給付費、特定入所障がい児食費等給付費若しくは障がい児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	5月・年1回

移転先3	健康局大阪市保健所管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第1の項	
②移転先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障がい児入所給付費、高額障がい児入所給付費、特定入所障がい児食費等給付費若しくは障がい児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税法関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	週次	
移転先4	福祉局障がい者施策部障がい支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第2の項	
②移転先における用途	児童福祉法による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給、障がい福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	月次	

[illegible]

移転先7	福祉局障がい者施策部障がい支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第5の項	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税法関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	月次	
移転先8	福祉局生活福祉部保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第7の項	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族 軽自動車税、固定資産税・都市計画税の納税義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	毎月	

移転先9	福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第9の項	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先10	福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第9の項	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税と国民健康保険料の重複滞納者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	毎年5月、6月	

移転先11	福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第9の2の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	随時
移転先12	福祉局障がい者施策部障がい支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第10の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税法関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	月次

移転先13	こども青少年局子育て支援部こども家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第11の項	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	
③移転する情報	地方税法関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	月次	
移転先14	福祉局高齢施策部高齢福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第12の項	
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	月次	

移転先15	福祉局高齢者施策部高齢福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第12の項	
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	5月・年1回	
移転先16	こども青少年局子育て支援部こども家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第12の2の項	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務	
③移転する情報	地方税法関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	月次	

移転先17	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第13の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	5月・年1回
移転先18	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第14の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	地方税法関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	月次

移転先19	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第15の項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	
③移転する情報	地方税法関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	月次	
移転先20	健康局大阪市保健所管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第16の項	
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	5月・年1回	

移転先21	健康局大阪市保健所管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第16の項
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税法関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	毎月
移転先22	こども青少年局子育て支援部管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第17の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	5月・年1回

移転先23	福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第18の項	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先24	福祉局高齢者施策部介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	毎月	

移転先25	福祉局高齢者施策部介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税と介護保険料の重複滞納者	
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [] その他（ [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙 ）	
⑦時期・頻度	毎年5月、6月	
移転先26	福祉局障がい者施策部障がい支援課・健康局大阪市保健所管理課及び健康推進部こころの健康センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	
⑥移転方法	[○] 市内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙 ）	
⑦時期・頻度	毎月	

移転先27	こども青少年局幼保施策部幼保企画課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の2の項	
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先28	福祉局生活福祉部保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第21の項	
②移転先における用途	厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する事務	
③移転する情報	地方税法関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族 軽自動車税、固定資産税・都市計画税の納税義務者	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()	
⑦時期・頻度	月次	

移転先29	こども青少年局幼保施策部幼保企画課・子育て支援部管理課
①法令上の根拠	市番号条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	5月・年1回
移転先30	福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	市番号条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③移転する情報	地方税法関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	随時

移転先31	健康局大阪市保健所管理課
①法令上の根拠	市番号条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③移転する情報	地方税法関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他()
⑦時期・頻度	週次